



# 第4期高砂市地域福祉計画

## 高砂市成年後見制度利用促進基本計画



令和5年3月  
高 砂 市



## 目 次

### 第4期高砂市地域福祉計画

---

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....                             | 1  |
| 1. 計画策定の背景 .....                                 | 1  |
| 2. 計画の位置づけ .....                                 | 3  |
| 3. 計画の期間 .....                                   | 5  |
| 4. 計画の策定体制 .....                                 | 5  |
| 第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題 .....                         | 6  |
| 1. 統計データから見る高砂市の現状 .....                         | 6  |
| 2. 地区意見交換会の結果 .....                              | 16 |
| 3. アンケート調査の結果 .....                              | 18 |
| 4. 相談支援専門職ヒアリング調査の結果 .....                       | 30 |
| 5. 第3期計画の振り返り .....                              | 32 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....                             | 39 |
| 1. 基本理念 .....                                    | 39 |
| 2. 基本目標 .....                                    | 40 |
| 3. 施策体系 .....                                    | 41 |
| 4. 福祉圏域の考え方 .....                                | 42 |
| 第4章 施策・取り組みの展開 .....                             | 43 |
| 基本目標1 みんながつながり、支え合い、自分らしく生活できる地域づくり .....        | 43 |
| 基本目標2 悩みや不安などを抱える人を孤立させない総合的・包括的な相談・支援体制づくり .... | 50 |
| 基本目標3 地域福祉を進める意識と担い手づくり .....                    | 56 |
| 高砂市再犯防止推進計画 .....                                | 60 |
| 第5章 計画の推進 .....                                  | 62 |
| 1. 計画の推進体制 .....                                 | 62 |
| 2. 計画の進捗管理・評価 .....                              | 62 |
| 資料編 .....                                        | 63 |
| 1. 第4期高砂市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....                   | 63 |
| 2. 第4期高砂市地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....                   | 64 |
| 3. 第4期高砂市地域福祉計画策定委員会開催状況 .....                   | 64 |
| 4. 地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱 .....                       | 65 |
| 5. 地域福祉計画庁内推進委員会開催状況 .....                       | 66 |
| 6. 用語解説 .....                                    | 67 |

## 高砂市成年後見制度利用促進基本計画

---

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....              | 75  |
| 1. 計画策定の背景・趣旨 .....               | 75  |
| 2. 計画の位置づけと期間 .....               | 77  |
| 3. 計画の策定体制 .....                  | 77  |
| 第2章 成年後見制度を取り巻く現状 .....           | 78  |
| 1. 対象となる人の現状 .....                | 78  |
| 2. 成年後見制度に関する取り組みの状況 .....        | 81  |
| 3. 成年後見制度の相談・支援の現状 .....          | 84  |
| 4. 成年後見制度に関する市民・関係者等の意識・動向 .....  | 86  |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....              | 95  |
| 1. 計画の目的 .....                    | 95  |
| 2. 計画の目標 .....                    | 95  |
| 3. 施策体系 .....                     | 99  |
| 第4章 具体的な施策・取り組みの展開 .....          | 100 |
| 1. 権利擁護支援に向けたチームの充実 .....         | 100 |
| 2. 高砂市地域連携ネットワーク協議会の構築・充実 .....   | 102 |
| 3. 中核機関設置による支援体制の構築・充実 .....      | 103 |
| 第5章 計画の推進・評価 .....                | 108 |
| 1. 計画の推進 .....                    | 108 |
| 2. 計画の進捗管理と評価 .....               | 108 |
| 資料編 .....                         | 109 |
| 1. 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱 ..... | 109 |
| 2. 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会委員名簿 ..... | 111 |
| 3. 策定経過 .....                     | 112 |
| 4. 用語解説 .....                     | 113 |

## 第4期高砂市地域福祉計画



はじめに

少子高齢化や人口減少社会の到来により、本市においても、高齢者だけの世帯の増加や核家族化が進行しています。それに伴い、地域社会の担い手の減少、地域コミュニティの衰退や希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化し、対応が困難で、制度の狭間となる複合化・複雑化した福祉課題が生じています。



その一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人と人とのつながる機会がより一層少なくなったことで、改めて、家族や地域社会とのつながりの大切さが認識されています。

このような状況の中、新たに策定した「第4期高砂市地域福祉計画」では、第1期計画から掲げてきた基本理念「一人ひとりが思いやり 心ふれあう めくもりのまち」を継承し、「みんながつながり、支え合い、自分らしく生活できる地域づくり」、「悩みや不安などを抱える人を孤立させない総合的・包括的な相談・支援体制づくり」、「地域福祉を進める意識と担い手づくり」の3つを基本目標に定めました。そして、「高砂市再犯防止推進計画」を包含し、安心して暮らしやすい地域づくりを一体的に推進することとしています。

今後、この計画に沿って、地域共生社会の実現に向けた福祉施策を展開してまいりますので、市民の皆様、関係団体の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、熱心にご議論いただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力いただいたすべての関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和5年3月

高砂市長 都倉達弥





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

我が国では、本格的な少子化・高齢化、そして人口減少社会が到来しており、単身世帯や核家族、高齢者世帯の増加などが進んでいます。また、デジタル技術等の急速な進歩とともに生活環境は大きく変化しており、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域でのつながりの希薄化などにより地域社会の脆弱化にも歯止めがかかっていません。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、より多くの人々が社会的孤立や経済的困窮に直面するとともに、人と人をつなぐ地域での様々な活動の継続が困難な状況となっています。

このような社会状況のなかで、単身高齢者や認知症のある人など、支援を必要とする人の増加や 8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、避難行動要支援者（災害時要援護者）に対する支援など、行政による分野別の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題が地域で多く生まれています。

これらの課題に対応していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の推進が強く求められています。

国では、令和3年4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を施行し、地域共生社会の実現に向けて、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本市では、平成30年3月に「第3期高砂市地域福祉計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定し、「一人ひとりが思いやり 心ふれあう めくもりのまち」を基本理念として掲げ、本市における地域共生社会の実現に向けて、「市民主体の課題解決力の強化」や「包括的な支援体制づくり」に取り組んできました。

「第4期高砂市地域福祉計画」（以下、「本計画」または「第4期計画」という。）は、このような社会状況の変化や、本市の地域福祉を取り巻く現状・課題や、国などの動向を踏まえ、本市における地域共生社会を実現していくために策定するものです。

## 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向

- 平成 28 年 6 月 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
  - ・地域共生社会の実現が盛り込まれる。
- 平成 30 年 4 月 「改正社会福祉法」施行
  - ・市区町村は「地域共生社会の実現」に向けた包括的支援体制づくりに努める旨が規定される。
  - ・地域福祉計画が福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画となる。
- 令和 3 年 4 月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行
  - ・地域共生社会の実現に向けた体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」がスタート。

## 「重層的支援体制整備事業」とは

- 市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設するもの。
- 市町村の手あげによる任意事業だが、実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援を創設することが必須条件。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

## 2. 計画の位置づけ

### 1) 法令の根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定するものであり、本計画の推進を通じて、第 106 条の 3 に規定する「包括的な支援体制の整備」を促進するものです。

#### 社会福祉法より抜粋

##### (包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

##### (市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

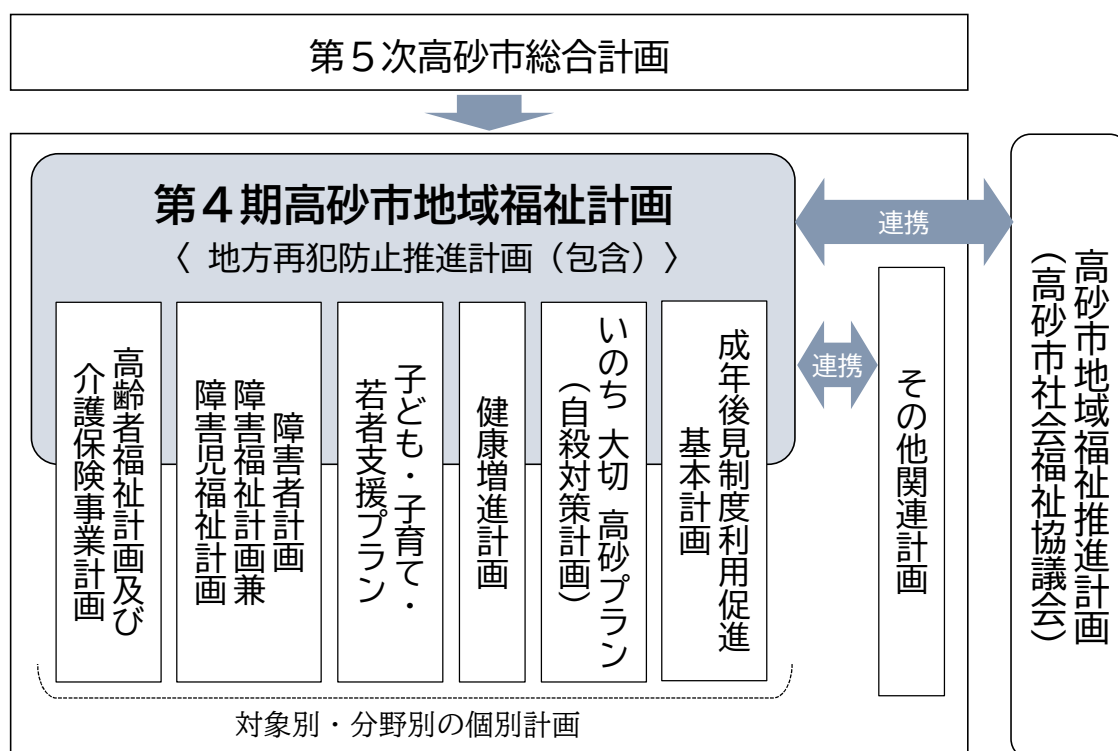
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2) 関連計画との関係

本計画は、「第5次高砂市総合計画」を上位計画とし、「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画」や「高砂市障害者計画」「高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画」「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」「高砂市成年後見制度利用促進基本計画」などの福祉分野の個別計画との整合・連携を図りつつ、それらの共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられています。なお、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」については、本計画に包含しています。

また、まちづくりや教育などその他の関連計画をはじめ、高砂市社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」と連携しながら計画を推進していきます。

【高砂市地域福祉計画と各計画等との関係】



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度からの5年間とします。

また、福祉をはじめとする様々な生活関連分野における社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

【高砂市地域福祉計画及び関連計画等の計画期間】

|                       | 平成<br>30年度<br>(2018年度) | 令和<br>元年度<br>(2019年度) | 令和<br>2年度<br>(2020年度) | 令和<br>3年度<br>(2021年度) | 令和<br>4年度<br>(2022年度) | 令和<br>5年度<br>(2023年度) | 令和<br>6年度<br>(2024年度) | 令和<br>7年度<br>(2025年度) | 令和<br>8年度<br>(2026年度) | 令和<br>9年度<br>(2027年度) |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 高砂市総合計画               | 第4次総合計画                |                       |                       | 第5次総合計画（～令和12年度）      |                       |                       |                       |                       |                       |                       |
| 高砂市地域福祉計画             | 第3期地域福祉計画              |                       |                       |                       |                       | 第4期地域福祉計画             |                       |                       |                       |                       |
| 高砂市成年後見制度<br>利用促進基本計画 |                        |                       |                       |                       |                       | 成年後見制度利用促進基本計画        |                       |                       |                       |                       |

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民代表や各種団体・組織代表、学識経験者によって構成される「高砂市地域福祉計画策定委員会」において、地域福祉を取り巻く現状・課題の整理や第3期計画の振り返り、本計画の内容に関する検討を進めました。

また、高砂市社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する活動状況や課題等の整理・調整を行うとともに、「高砂市地域福祉計画庁内推進委員会」において、地域福祉に関わる市の関係部署と計画内容の検討や施策・事業の協議を行いました。

さらに、市民や民生委員・児童委員、福祉施設・事業所を対象としたアンケート調査により市民や地域の関係者の地域福祉の意識・動向を把握するとともに、各地区の支え合いづくり協議会等を対象とした地区意見交換会や相談支援専門職ヒアリング等を通じて、地域の関係者・関係団体や専門機関等の意識や動向、課題等の把握に努めました。

併せて、計画に市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

### 1. 統計データから見る高砂市の現状

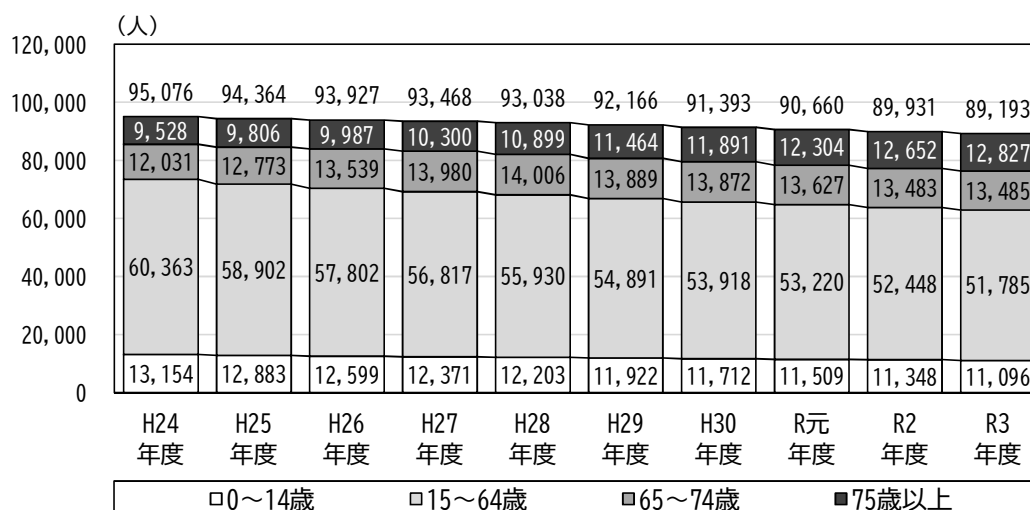
#### 市民の状況

#### 1) 人口と世帯構成等の状況

■0～14歳人口（年少人口）と15～64歳人口（生産年齢人口）が減少するなか、65～74歳人口（前期高齢者人口）と75歳以上人口（後期高齢者人口）は増加。人口構成比で見ると、後期高齢者人口比の増加が目立つ。

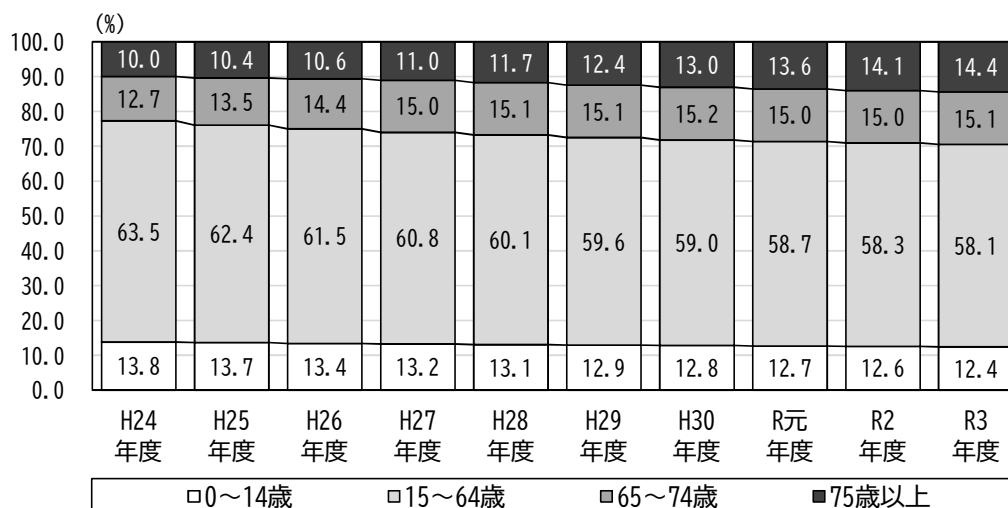
■世帯数は増加するが、一世帯当たりの人員は減少し、世帯規模の縮小が進む。

【総人口・年齢4区分別人口の推移】



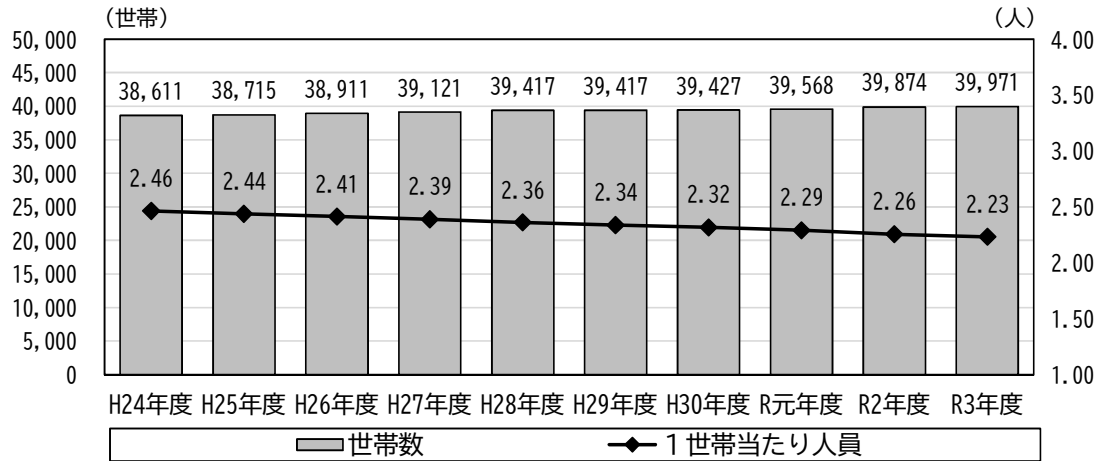
資料：住民基本台帳人口（各年度3月末データ）

【年齢4区分別人口構成比の推移】



資料：住民基本台帳人口（各年度3月末データ）

【世帯数と一世帯当たりの人員の推移】

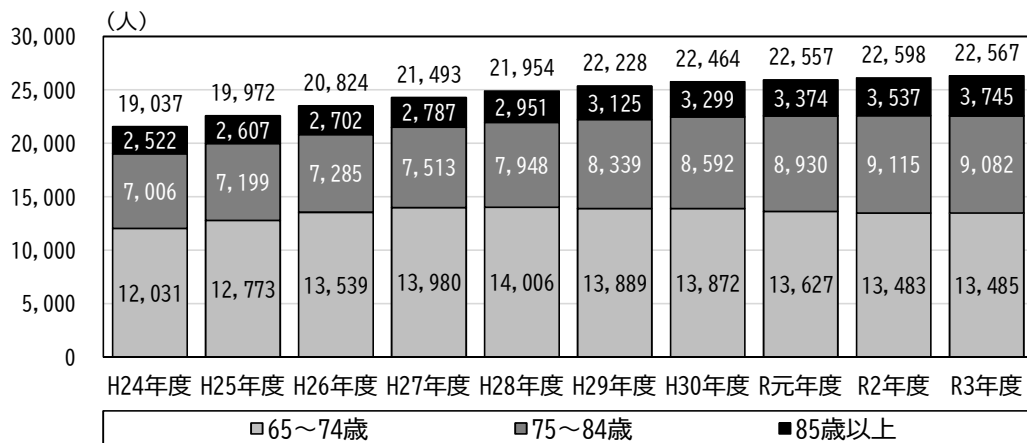


資料：住民基本台帳人口（各年度3月末データ）

## 2) 高齢者の状況

- 前期高齢者は平成29年度以降に減少傾向。一方、後期高齢者は増加傾向。特に、85歳以上人口は平成24年度から令和3年度にかけて1.5倍と大きく増加。
- 高齢者単身世帯の割合は全国と同水準で推移していたが、令和2年で兵庫県と全国を上回る。高齢夫婦のみ世帯の割合は兵庫県と全国を上回る水準で推移。（高齢者のみ世帯が県・全国より多い）
- 要支援・要介護認定者数は増加傾向。特に、要支援1・2や要介護1で大きく増加。

【高齢者人口の推移】



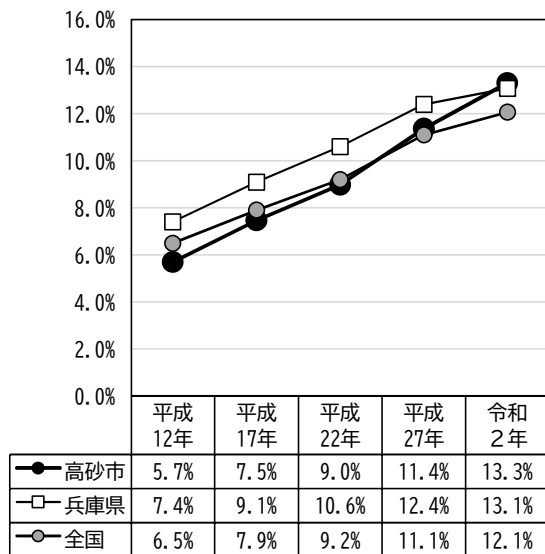
資料：住民基本台帳人口（各年度3月末データ）

【高齢者単身世帯と高齢夫婦のみ世帯の推移】

|      |          | 高砂市    |        |        |        |        | 兵庫県       | 全国         |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|------------|
|      |          | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年  | 平成27年  | 令和2年   | 令和2年      | 令和2年       |
| 一般世帯 | 一般世帯     | 32,565 | 33,670 | 35,712 | 36,313 | 36,676 | 2,399,358 | 55,704,949 |
|      | 高齢者単身世帯  | 1,852  | 2,511  | 3,206  | 4,124  | 4,879  | 313,735   | 6,716,806  |
|      | 高齢夫婦のみ世帯 | 2,722  | 3,321  | 4,233  | 5,167  | 5,522  | 310,554   | 6,533,895  |
|      |          | 5.7%   | 7.5%   | 9.0%   | 11.4%  | 13.3%  | 13.1%     | 12.1%      |
|      |          | 8.4%   | 9.9%   | 11.9%  | 14.2%  | 15.1%  | 12.9%     | 11.7%      |

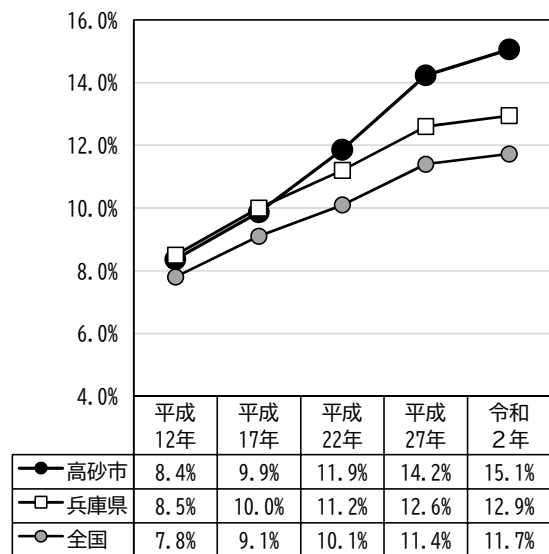
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【一般世帯に占める高齢者単身世帯の割合  
の推移（兵庫県・全国との比較）】



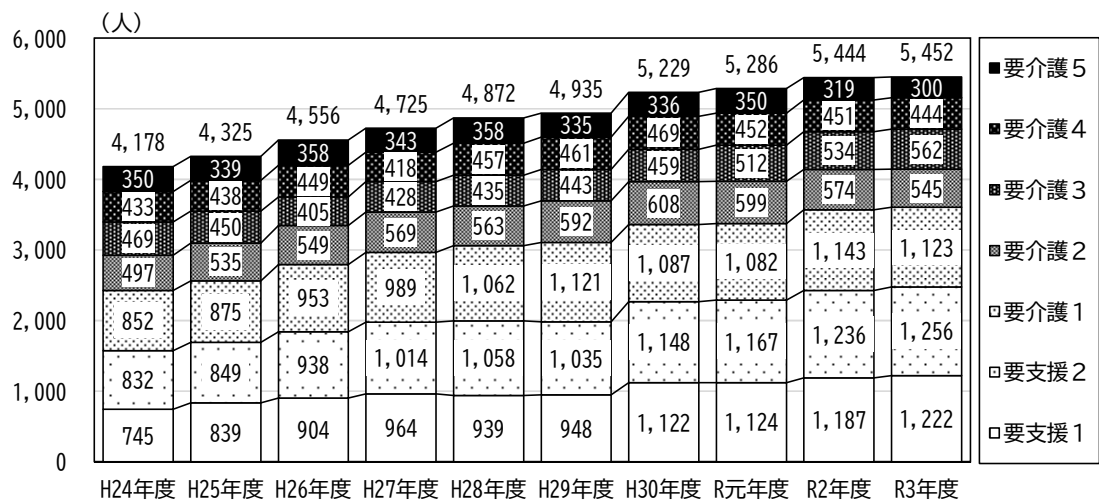
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

【一般世帯に占める高齢夫婦のみ世帯の割合  
の推移（兵庫県・全国との比較）】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

【介護保険の要支援・要介護認定者数の推移】



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年度 3 月末データ、令和 3 年度のみ 2 月末データ）

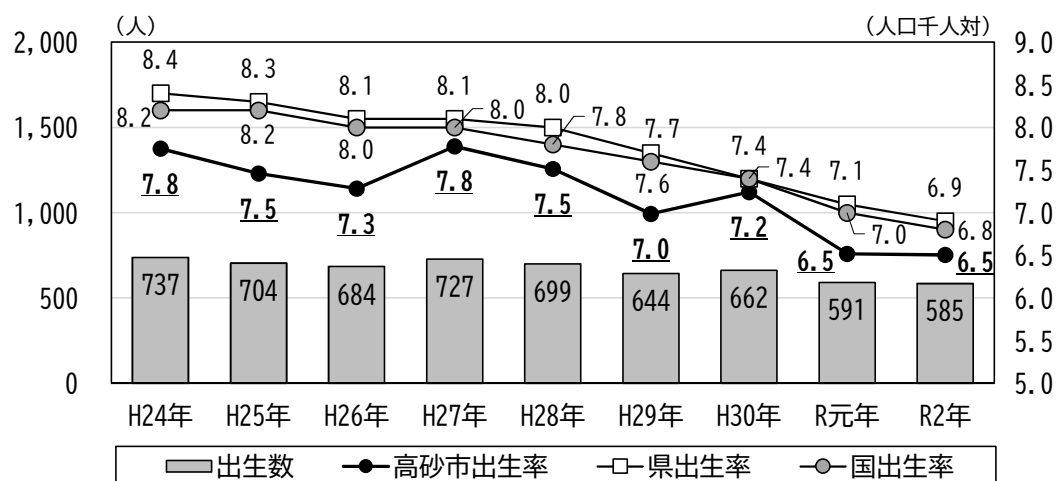


### 3) 子ども・子育て世帯の状況

■出生数と出生率はともに減少傾向。出生率は兵庫県と全国を下回って推移。

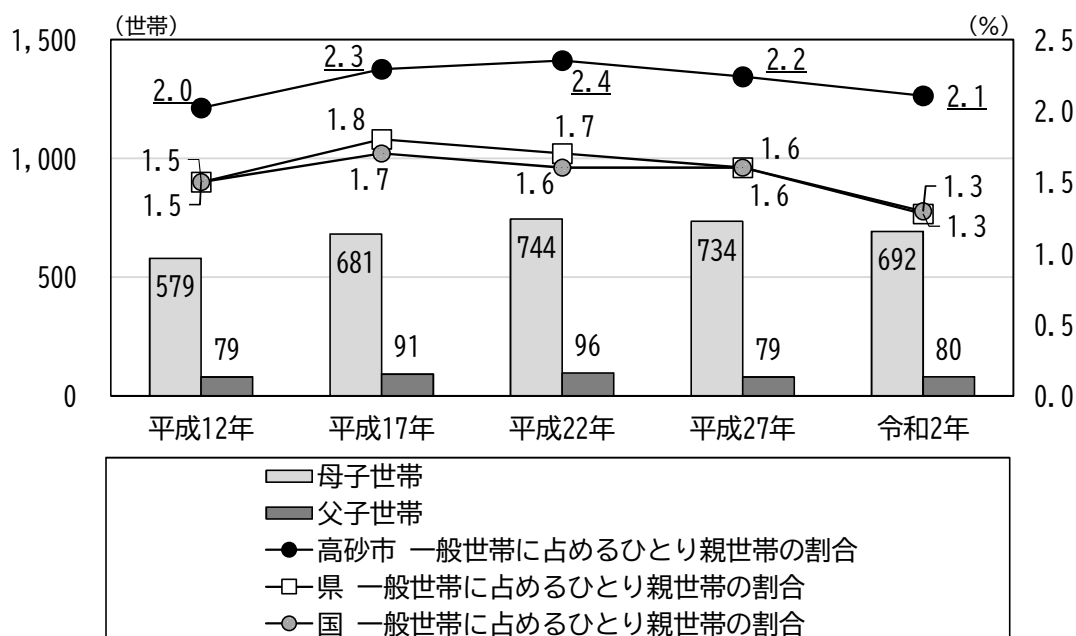
■母子世帯は令和2年に減少に転じ、父子世帯は横ばいで推移。一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は減少傾向にあるものの、兵庫県と全国を上回って推移。

【出生数と出生率の推移（兵庫県・全国との比較）】



資料：高砂市の出生数は兵庫県人口動態統計、出生率は住民基本台帳人口（各年9月末データ）の総人口で算出  
県と国の出生数は兵庫県人口動態統計

【ひとり親世帯数と一般世帯に占める割合の推移（兵庫県・全国との比較）】

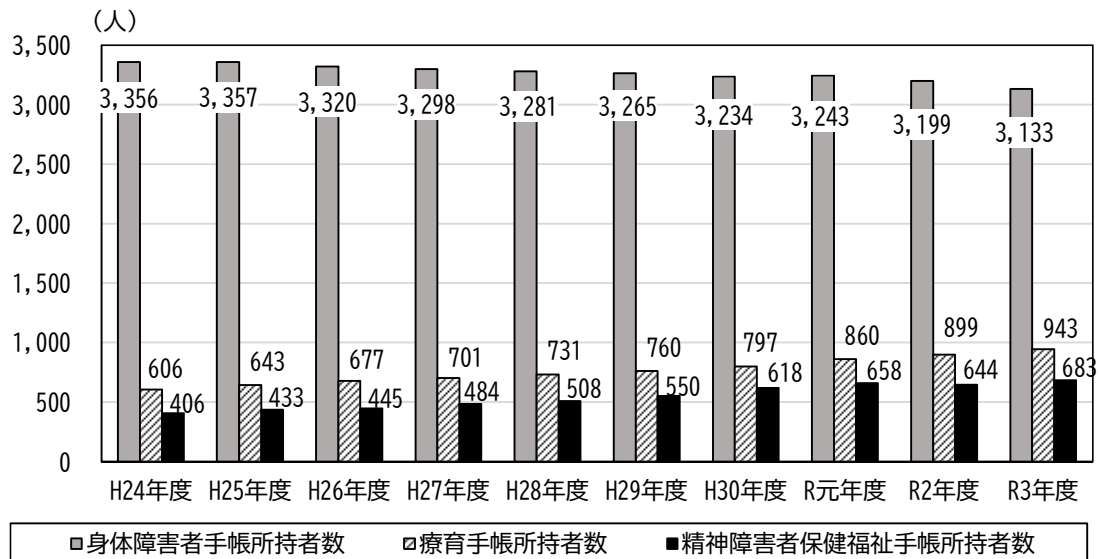


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

#### 4) 障がいのある人の状況

- 障がい種別でみると身体障害者手帳所持者数が最も多いが、減少傾向。
- 療育手帳所持者数と精神障害者保険福祉手帳所持者数は増加傾向。

【障害者手帳所持者数の推移】

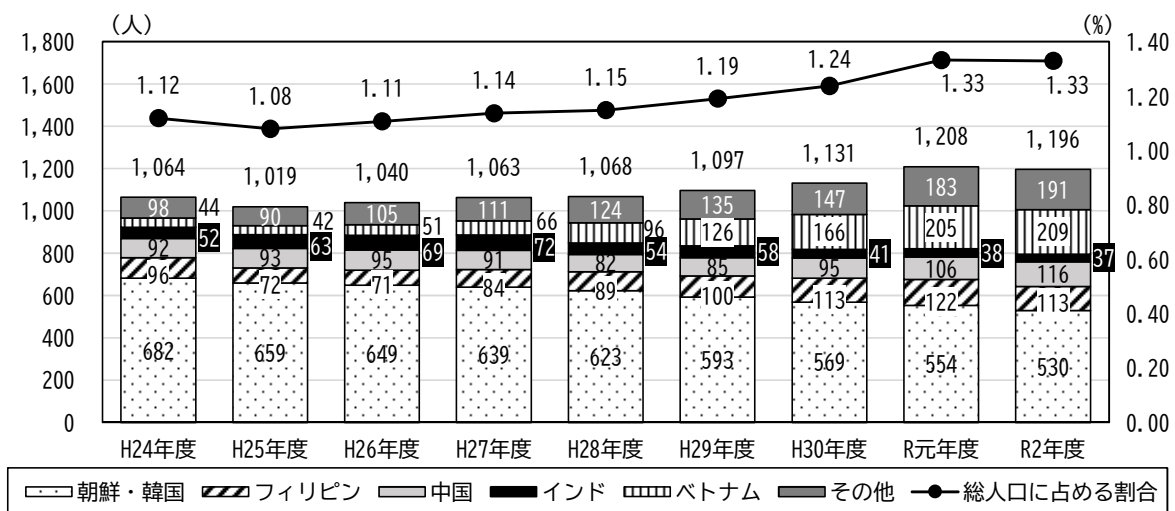


資料：障がい福祉課（各年度3月末データ）

#### 5) 外国籍の人の状況

- 外国人登録者数および総人口に占める割合は増加傾向。
- 朝鮮・韓国籍の人が多くを占めているが、特にベトナム国籍の人が増加。

【外国人登録者の推移】



資料：高砂市統計書（各年度3月末データ）

## 6) 生活保護世帯の状況

■生活保護の被保護世帯数・被保護人員数は増加傾向。特に、高齢者世帯が被保護世帯の6割を占めて多い。

### 【生活保護の被保護世帯数・構成割合の推移】

(世帯)

|         | 平成 29 年度 |        | 平成 30 年度 |        | 令和元年度 |        | 令和 2 年度 |        | 令和 3 年度 |        |
|---------|----------|--------|----------|--------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|
|         | 世帯数      | 構成割合   | 世帯数      | 構成割合   | 世帯数   | 構成割合   | 世帯数     | 構成割合   | 世帯数     | 構成割合   |
| 総数      | 871      | 100.0% | 879      | 100.0% | 891   | 100.0% | 899     | 100.0% | 894     | 100.0% |
| 高齢世帯数   | 479      | 55.0%  | 495      | 56.3%  | 513   | 57.6%  | 521     | 58.0%  | 522     | 58.4%  |
| 母子世帯    | 50       | 5.7%   | 57       | 6.5%   | 51    | 5.7%   | 55      | 6.1%   | 51      | 5.7%   |
| 傷病・障害世帯 | 231      | 26.5%  | 199      | 22.6%  | 176   | 19.8%  | 186     | 20.7%  | 191     | 21.4%  |
| その他世帯   | 111      | 12.7%  | 128      | 14.6%  | 151   | 16.9%  | 137     | 15.2%  | 130     | 14.5%  |

資料：生活福祉課（「被保護者調査（福祉行政報告例）第4表」）

### 【生活保護の被保護人員数と保護率の推移（兵庫県と全国の比較）】

(世帯・人)

|     |        | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |        | 令和元年度 |        | 令和 2 年度 |        | 令和 3 年度 |        |
|-----|--------|----------|----------|--------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|
|     |        |          |          | 対前年度比  |       | 対前年度比  |         | 対前年度比  |         | 対前年度比  |
| 高砂市 | 被保護世帯数 | 871      | 879      | 100.9% | 891   | 101.4% | 899     | 100.9% | 894     | 99.4%  |
|     | 被保護人員数 | 1,162    | 1,166    | 100.3% | 1,175 | 100.8% | 1,186   | 100.9% | 1,178   | 99.3%  |
|     | 保護率(%) | 12.6     | 12.8     | 101.6% | 13.0  | 101.6% | 13.2    | 101.5% | 13.2    | 100.0% |
| 県   | 保護率(%) | 19.3     | 19.0     | 98.4%  | 18.8  | 98.9%  | 18.5    | 98.4%  | 18.4    | 99.5%  |
| 国   | 保護率(%) | 16.8     | 16.6     | 98.8%  | 16.4  | 98.8%  | 16.3    | 99.4%  | 16.3    | 100.0% |

資料：高砂市は生活福祉課（「被保護者調査（福祉行政報告例）第4表」）、

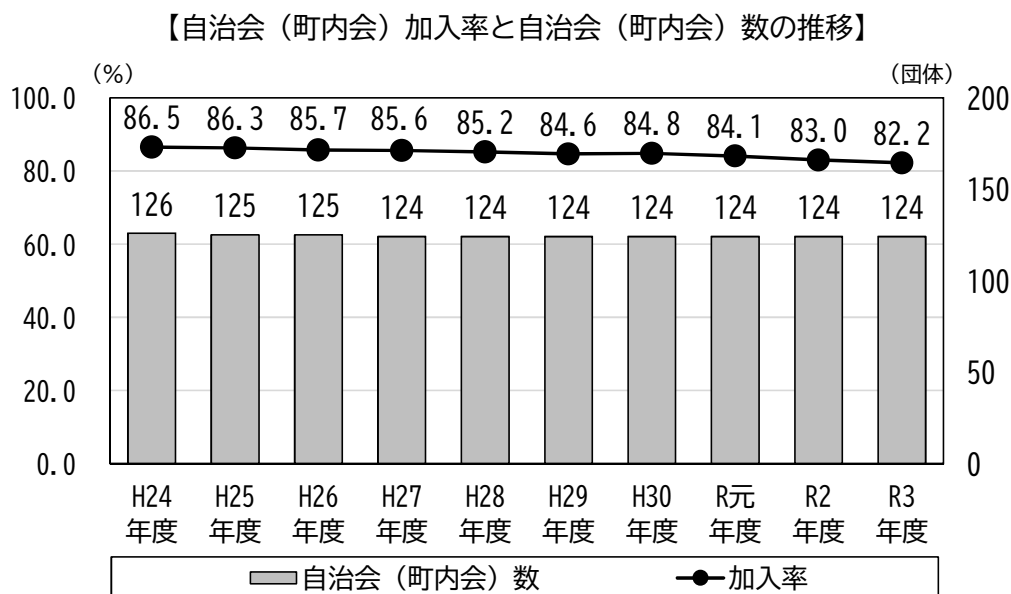
兵庫県は兵庫県社会福祉統計年報、ただし令和2年度データは国被保護者調査での兵庫県の1か月平均の被保護実人員（指定都市・中核市含む）を総務省統計局発表「令和2年国勢調査人口等基本集計」の兵庫県総人口で除した数値、令和3年度データは国被保護者調査令和4年3月概算データの被保護者実人員（指定都市・中核市含む）を兵庫県推計人口（令和4年3月1日データ）で除したもの

国は被保護者調査（月次調査確定値）（厚生労働省）、ただし令和3年度は令和4年3月概算データ

## 地域活動等の状況

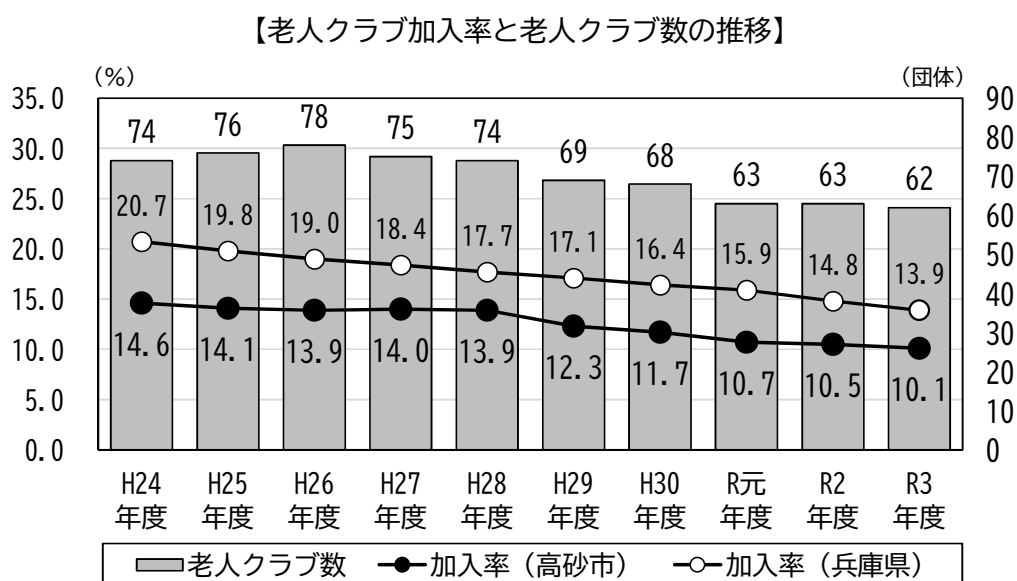
### 1) 自治会の状況

■自治会（町内会）加入率は減少傾向だが、自治会（町内会）数は横ばいで推移。



### 2) 老人クラブの状況

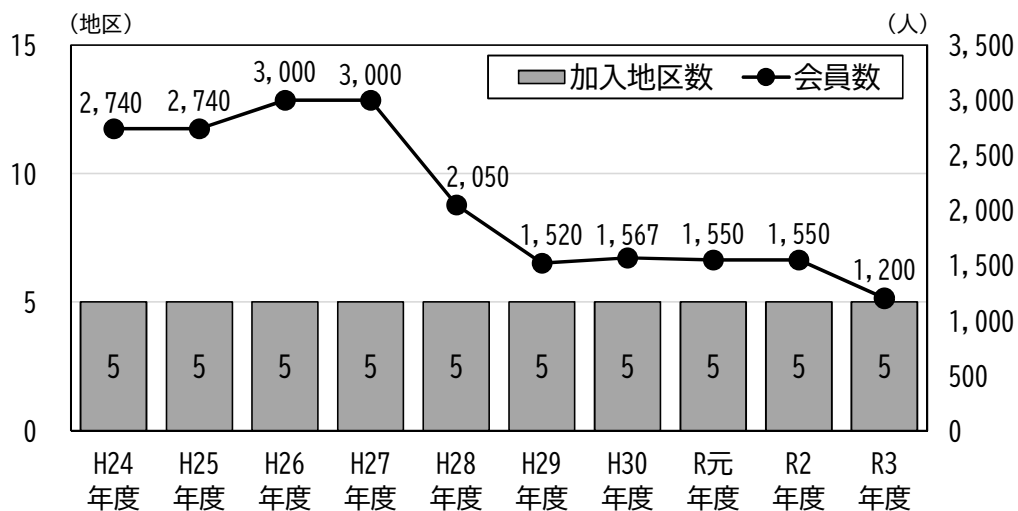
■老人クラブ加入率と老人クラブ数はともに減少傾向。なお、老人クラブ加入率は県を下回る水準で推移。



### 3) 婦人会の状況

■婦人会の加入地区数は横ばいで推移しているが、会員数は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて大きく減少し、その後は微減傾向。

【婦人会の加入地区数と会員数の推移】

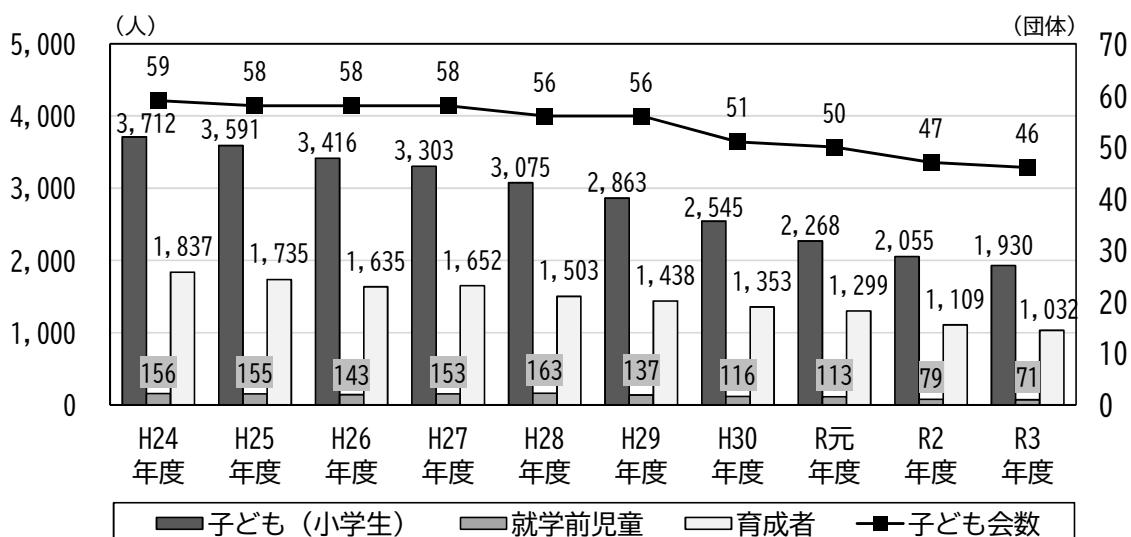


資料：生涯学習課（各年度 3 月末データ）

### 4) 子ども会の状況

■子ども会加入者数と子ども会数はともに減少傾向。特に、子ども（小学生）と就学前児童は平成 24 年度から令和 3 年度にかけて半数程度まで減少。

【子ども会加入者数と子ども会数の推移】



資料：生涯学習課（各年度 3 月末データ）

## 5) 福祉委員の状況

■令和4年3月末現在、高砂市社会福祉協議会理事長が923人の福祉委員を委嘱。

【福祉委員の状況（令和4年3月末現在）】

| 地区名 | 男性（人） | 女性（人） | 合計（人） | 福祉委員1人<br>当たりの世帯数 |
|-----|-------|-------|-------|-------------------|
| 高砂  | 73    | 94    | 167   | 25世帯              |
| 荒井  | 37    | 62    | 99    | 48世帯              |
| 伊保  | 41    | 81    | 122   | 70世帯              |
| 中筋  | 25    | 27    | 52    | 48世帯              |
| 曾根  | 76    | 50    | 126   | 40世帯              |
| 米田  | 81    | 121   | 202   | 40世帯              |
| 阿弥陀 | 38    | 69    | 107   | 45世帯              |
| 北浜  | 18    | 30    | 48    | 45世帯              |
| 合計  | 389   | 534   | 923   | 43世帯              |

資料：社会福祉協議会

## 6) 民生委員・児童委員等の状況

■令和4年3月末時点、166人の区域担当民生委員・児童委員、9人の主任児童委員、316人の民生・児童協力委員を選任。

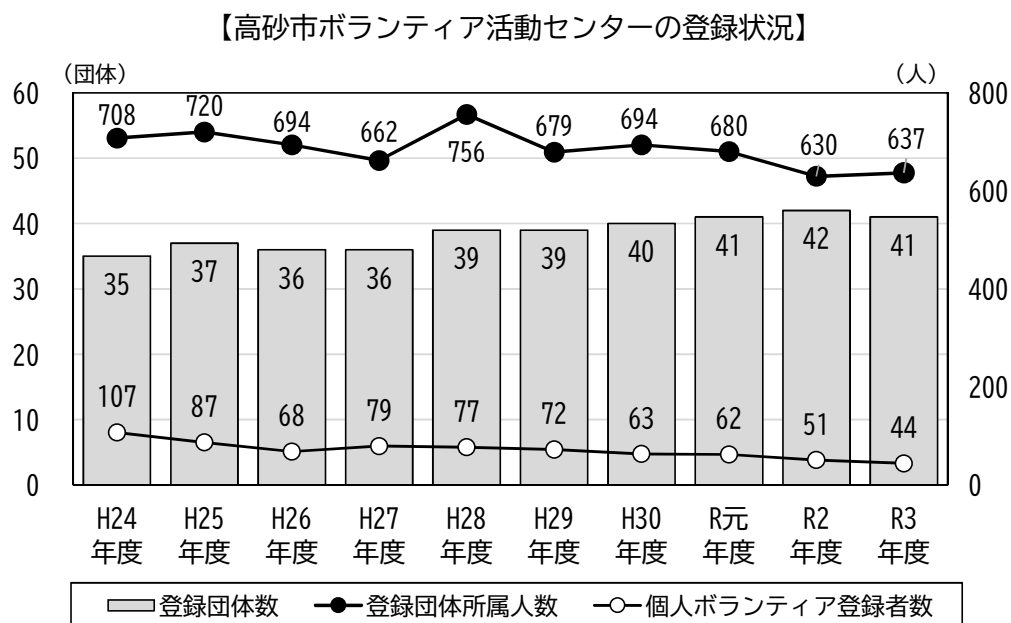
【民生委員・児童委員等の状況（令和4年3月末現在）】

| 地区名 | 区域担当<br>民生委員・<br>児童委員(人) | 主任児童委員(人) | 民生・児童<br>協力委員(人) | 民生委員・<br>児童委員1人<br>当たりの世帯数 |
|-----|--------------------------|-----------|------------------|----------------------------|
| 高砂  | 22                       | 1         | 40               | 188世帯                      |
| 荒井  | 23                       | 1         | 46               | 205世帯                      |
| 伊保  | 23                       | 1         | 46               | 370世帯                      |
| 中筋  | 13                       | 1         | 25               | 192世帯                      |
| 曾根  | 19                       | 1         | 38               | 263世帯                      |
| 米田  | 38                       | 2         | 65               | 215世帯                      |
| 阿弥陀 | 20                       | 1         | 40               | 243世帯                      |
| 北浜  | 8                        | 1         | 16               | 271世帯                      |
| 合計  | 166                      | 9         | 316              | 241世帯                      |

資料：地域福祉課

## 7) ボランティアの状況

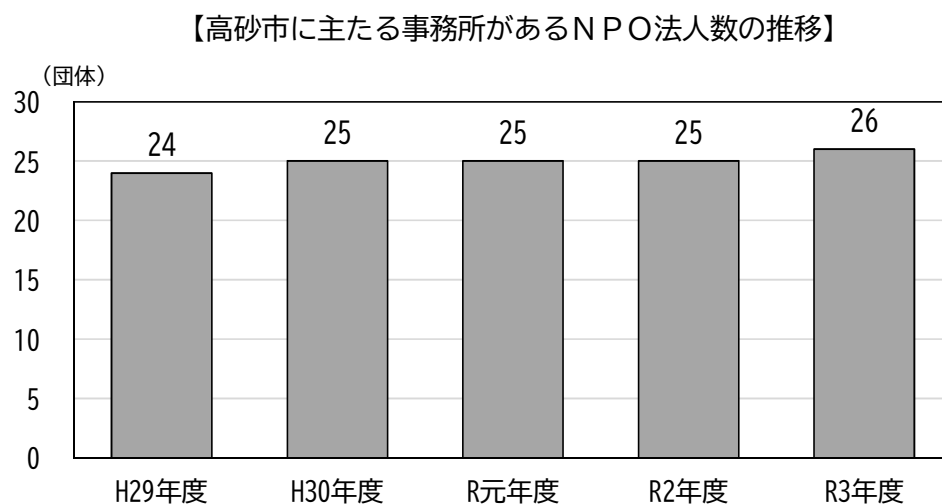
- 高砂市ボランティア活動センターの登録団体数は微増傾向。
- 登録団体所属人数と個人ボランティア登録者数は減少傾向。



資料：社会福祉協議会（各年度3月末データ）

## 8) NPOの状況

- 高砂市に主たる事務所があるNPO法人数は微増傾向。



資料：内閣府NPO法人ポータルサイト（各年度3月末データ）

## 2. 地区意見交換会の結果

### 地区意見交換会の目的・実施状況

#### 目的

- 地域福祉の担い手（活動者）の意識、抱える課題などの把握
  - 地域福祉の担い手（活動者）から見た地域・住民や支援が必要な方などの状況の把握
- 上記の結果を、第4期地域福祉計画策定の基礎資料として活用するとともに、整理した結果を各地区に提供することで、各地区の活動の充実などにつなげる。

参加者：各地区（8地区）の支え合いづくり協議会関係者、福祉委員等（10～20人程度）

#### 実施状況

| 開催地区  | 開催日       | 参加者数 | グループ数 |
|-------|-----------|------|-------|
| 高砂地区  | 令和4年1月21日 | 12人  | 1グループ |
| 荒井地区  | 令和4年1月19日 | 17人  | 3グループ |
| 伊保地区  | 令和4年1月28日 | 7人   | 1グループ |
| 中筋地区  | 令和3年12月3日 | 18人  | 2グループ |
| 曾根地区  | 令和4年2月16日 | 9人   | 2グループ |
| 米田地区  | 令和4年1月26日 | 10人  | 2グループ |
| 阿弥陀地区 | 令和4年1月15日 | 17人  | 2グループ |
| 北浜地区  | 令和4年2月7日  | 13人  | 2グループ |

### 地区意見交換会の結果概要

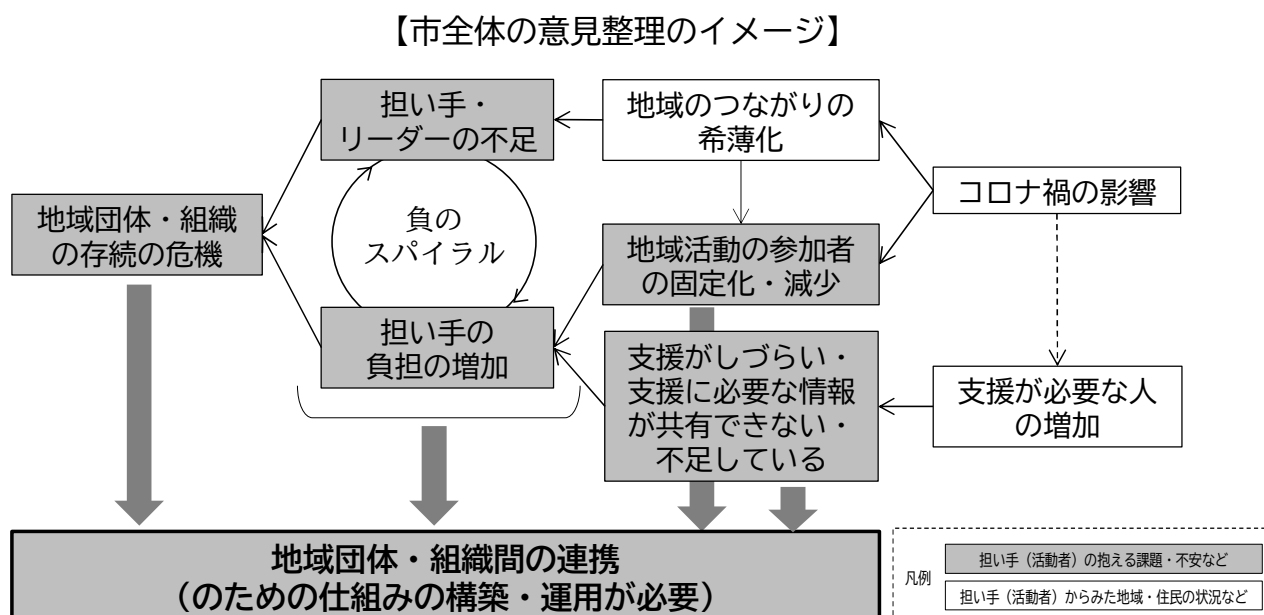
#### 1) 地域福祉の担い手（活動者）の意識、抱える課題など

|      |                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要   | <p>(1) 担い手・リーダーの不足…15/15（全8地区15グループ中、該当意見が挙がったグループ数）</p> <p>(2) 地域活動の参加者の固定化・減少…14/15</p> <p>(3) 支援がしづらい・支援に必要な情報が共有できない・不足している…12/15</p> <p>(4) 担い手の負担の増加…10/15</p> <p>(5) 地域団体・組織の存続の危機…8/15</p> <p>(6) 地域団体・組織間の連携…6/15</p>    |
| ポイント | <p>●依然として「担い手・リーダーの不足」が大きな課題であり、不安であり、負担。</p> <p>●「担い手の負担」⇔「担い手の不足」の負のスパイラルが発生。</p> <p>●「地域活動の参加者の固定化・減少」「支援のしづらさ」が「担い手の負担」を増幅。</p> <p>●「担い手の不足」から「地域団体・組織の存続の危機」が発生。そして、「担い手の負担」がさらに増幅。</p> <p>●だからこそ「地域団体・組織間の連携」が重要という認識に。</p> |



## 2) 地域福祉の担い手（活動者）からみた地域・住民など

|      |                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要   | <p>(1) 地域のつながりの希薄化（関心の低下等も含む）…14/15</p> <p>(2) コロナの影響で活動ができない・つながりが希薄化している…8/15</p> <p>(3) 交通が不便・移動困難、身近な活動の場・居場所の不足…ともに 6/15</p> <p>(4) 支援が必要な人の増加…5/15</p> <p>(5) 空き家問題、防災・災害時対応…ともに 4/15</p> <p>(6) 買い物が不便…3/15</p> |
| ポイント | <p>●「地域のつながりの希薄化」がひと際目立つ。これが、「担い手・リーダーの不足」「地域活動の参加者の固定化・減少」につながる。</p> <p>●「支援が必要な人の増加」は「支援のしづらさ」につながる。</p> <p>●「移動困難」「身近な活動の場・居場所の不足」「空き家問題」「防災」「買い物が不便」などは地区毎で異なる。</p>                                                |



### 3. アンケート調査の結果

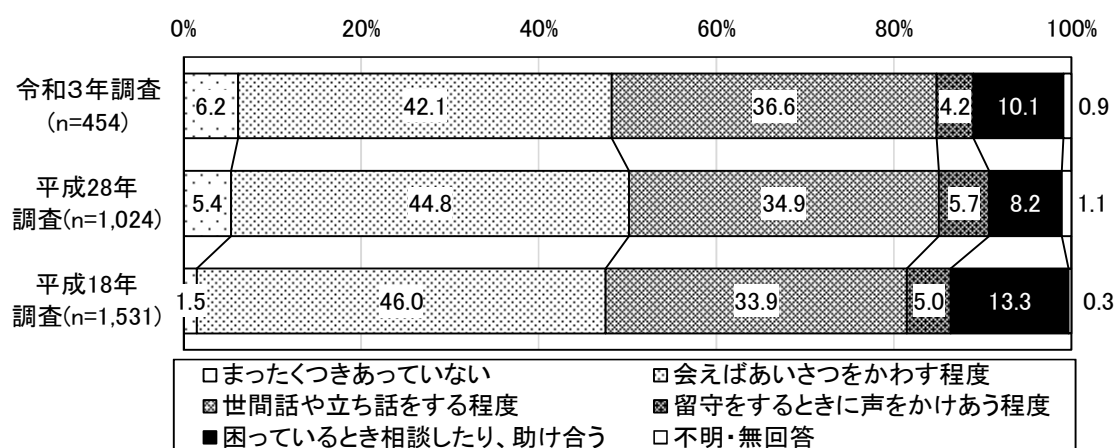
#### 各種アンケート調査の概要

|                             |       | 市民対象アンケート調査                         | 民生委員・児童委員対象<br>アンケート調査               | 福祉施設・事業所対象<br>アンケート調査      |
|-----------------------------|-------|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 調査対象                        |       | 高砂市在住の 20 歳以上の<br>市民 1,000 人（無作為抽出） | 市内で活動する民生委員・<br>児童委員、主任児童委員 175<br>人 | 市内の福祉施設・事業所<br>95 事業所      |
| 調査方法                        |       | 郵便にて配布・回収<br>市ホームページから回答            | 民生委員・児童委員の会議<br>等を通じて対象者に配布、<br>回収   | 郵便にて配布・回収                  |
| 調査期間                        |       | 令和 3 年<br>8 月 2 日～8 月 31 日          | 令和 3 年<br>9 月 15 日～10 月 29 日         | 令和 4 年<br>2 月 7 日～2 月 21 日 |
| 配<br>布・<br>回<br>収<br>状<br>況 | 配布数   | 1,000 件                             | 175 件                                | 95 件                       |
|                             | 回収数   | 464 件                               | 163 件                                | 68 件                       |
|                             | 回収率   | 46.4%                               | 93.1%                                | 71.6%                      |
|                             | 有効回収数 | 454 件                               | 157 件                                | 63 件                       |
|                             | 有効回収率 | 45.4%                               | 89.7%                                | 66.3%                      |

#### 市民の状況

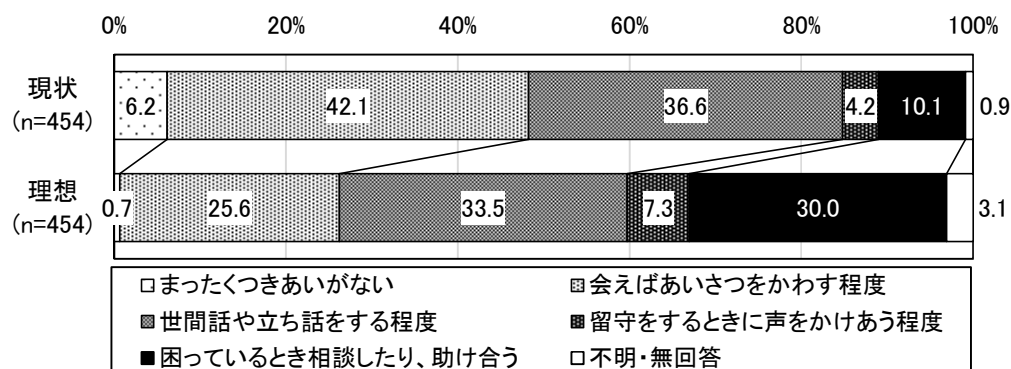
##### 1) 近所づきあいの状況

■親密な近所づきあいをする人（「留守をするときに声をかけあう程度」＋「困っているとき相談したり、助け合う」）は14.3%で、平成28年調査から横ばい、平成18年調査からみると減少。



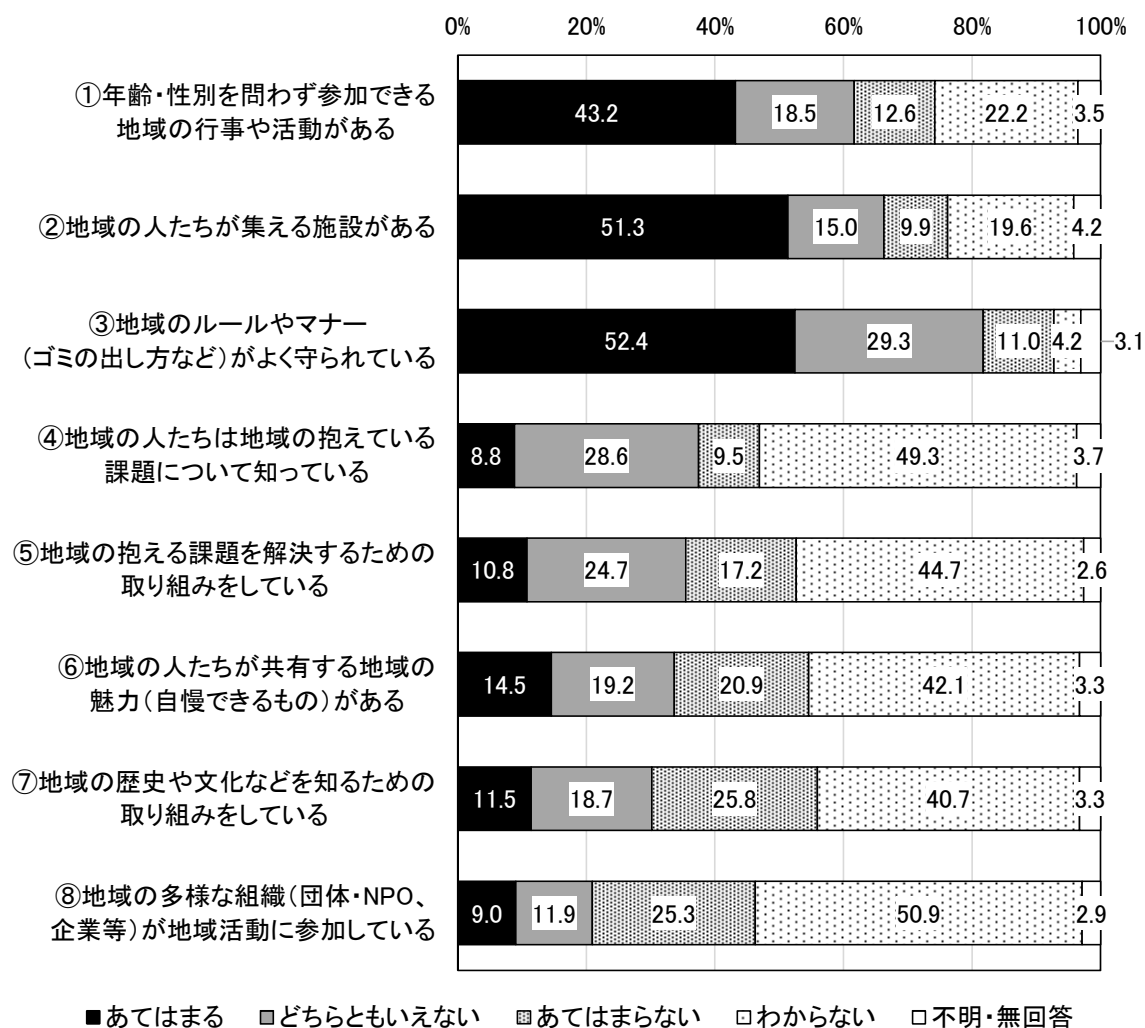
## 2) 近所づきあいに関する「現状」と「理想」

■現状で親密な近所づきあいをしている人（「留守をするときに声をかけあう程度」＋「困っているとき相談したり、助け合う」）は14.3%だが、親密な近所づきあいを理想とする人は37.3%で、親密な近所づきあいに関する「現状」と「理想」のギャップが生じている。



## 3) 住民からみた地域の状況

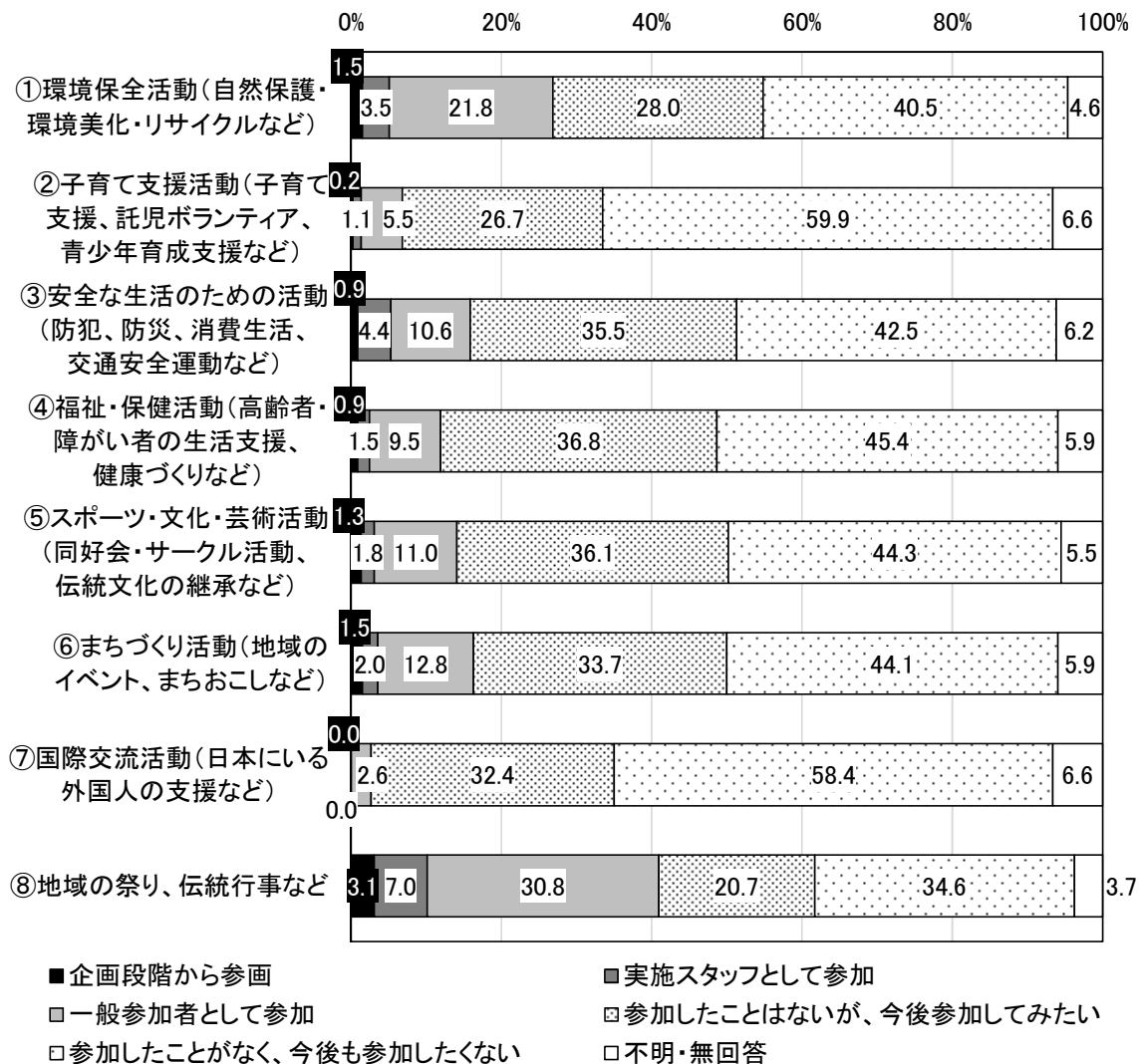
■地域について、「地域の人たちは地域の抱えている課題について知っている」や「地域の抱える課題を解決するための取り組みをしている」「地域の多様な組織（団体・NPO・企業等）が地域活動に参加している」と考える住民は1割に達していない。



#### 4) 地域活動について

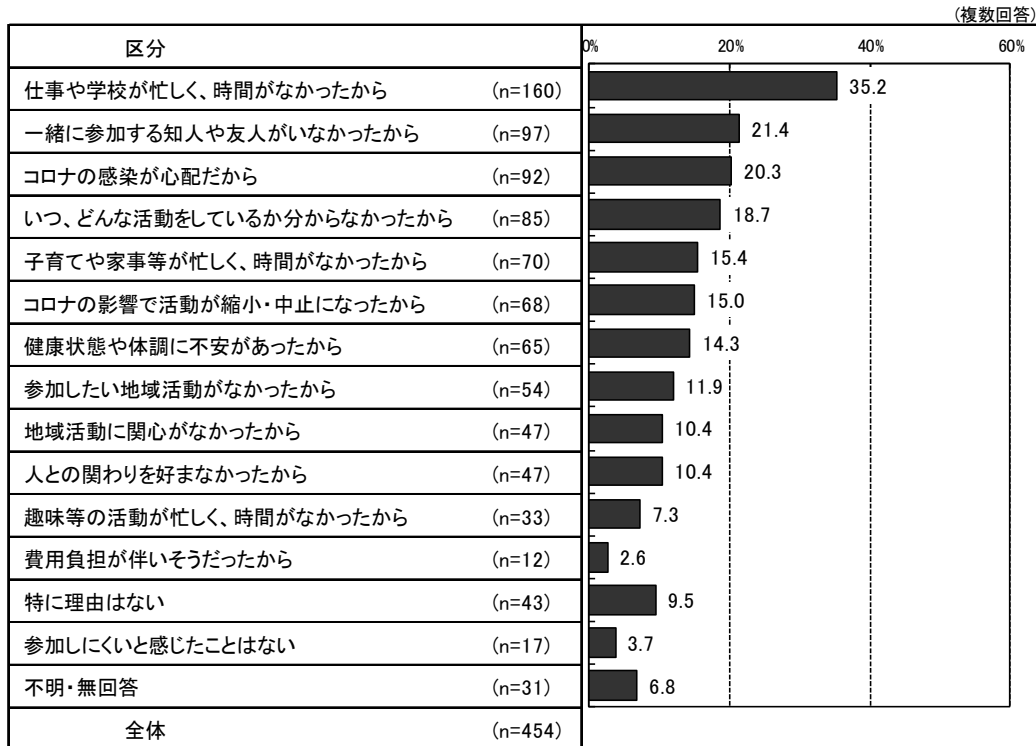
##### (1) 地域活動への参加状況・関心

- 多くの地域活動で、参加率（「企画段階から参加」＋「実施スタッフとして参加」＋「一般参加者として参加」）は2割に達しておらず、「参加したことがなく、今後も参加したくない」が最も多い。
- その中で「地域の祭り、伝統行事など」では参加率が40.9%、「環境保全活動」では26.8%となっており、祭りや環境活動に参加する市民は比較的多い。
- 多くの地域活動で、「参加したことはないが、今後参加してみたい」（今後新たに参加したいという人）が3～4割程度を占める。



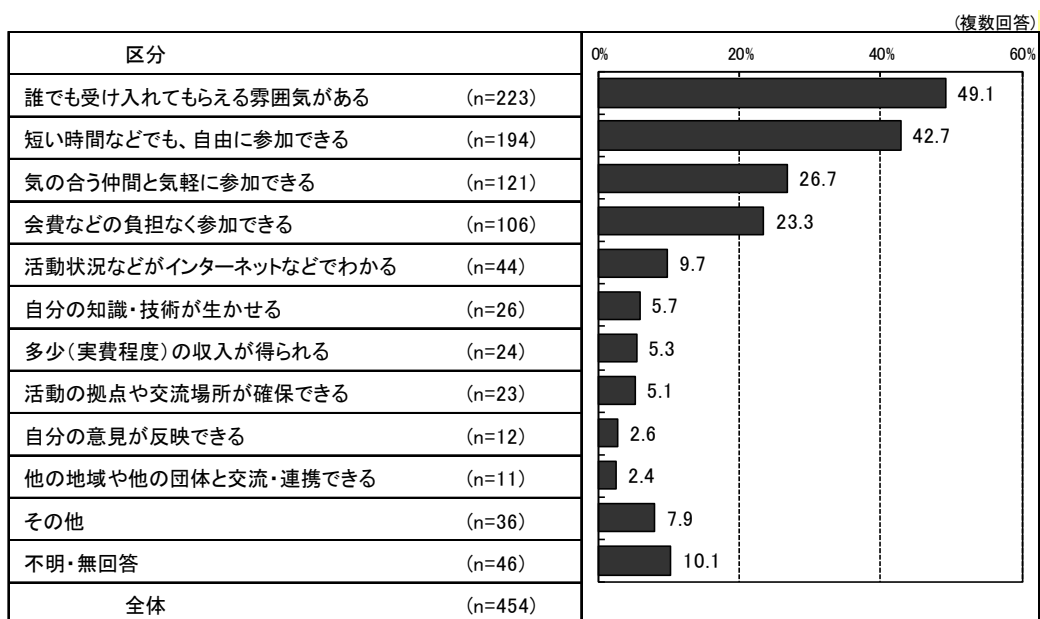
## (2) 地域活動に参加しない、参加しにくいと感じた理由

■地域活動に参加しない、参加しにくいと感じた理由では、「仕事や学校が忙しく、時間がなかったから」や「一緒に参加する知人や友人がいなかったから」「コロナの感染が心配だから」「いつ、どんな活動をしているか分からなかった」などが上位を占める。



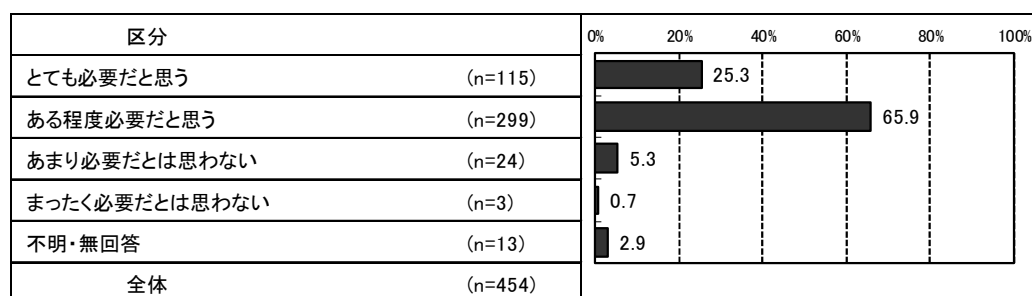
## (3) 参加したいと思う地域活動の活動形態

■参加したいと思う活動形態では、「誰でも受け入れてもらえる雰囲気がある」と「短い時間などでも、自由に参加できる」が4割を超えて多い。



## 5) 住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性について

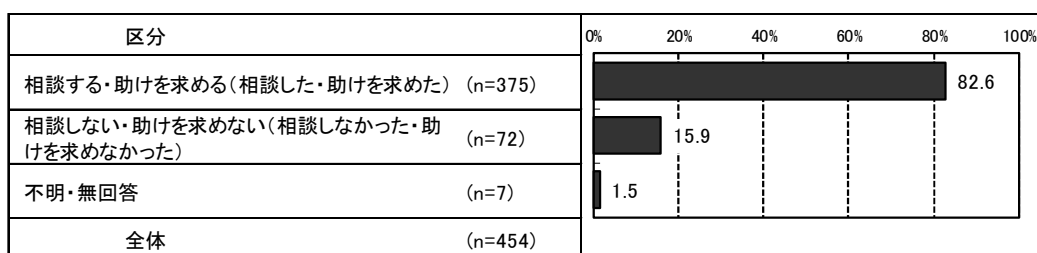
■住民相互の自主的な支え合いなどが必要と思う人（「とても必要だと思う」＋「ある程度必要だと思う」）は91.2%。



## 6) 相談の状況について

### (1) 生活で不安なこと、困っていることが起こった場合の相談について

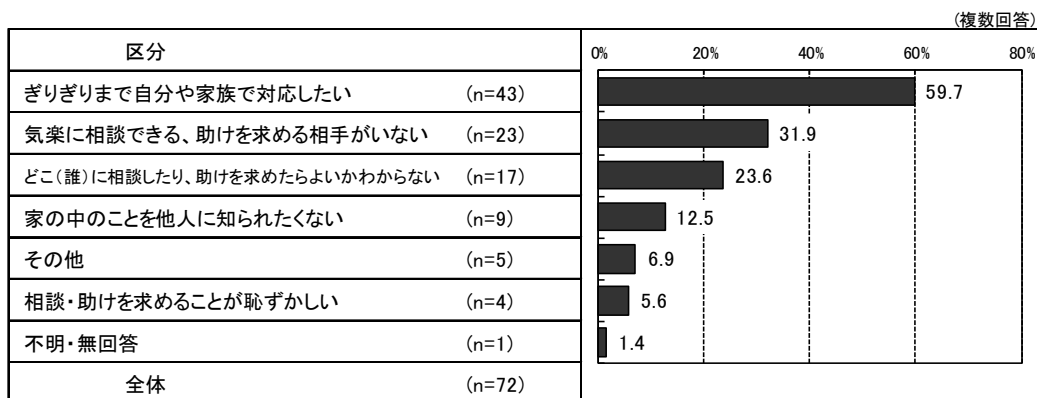
■生活で不安なことなどが起こった場合、「相談しない・助けを求めない」とする人は15.9%。



### (2) 生活で不安なこと、困っていることが起こった場合の相談しない理由

■「相談しない・助けを求めない」理由としては、「ぎりぎりまで自分や家族で対応したい」が59.7%で最も多く、「気楽に相談できる、助けを求める相手がいない」「どこ（誰）に相談したり、助けを求めたらよいかわからない」がつづく。

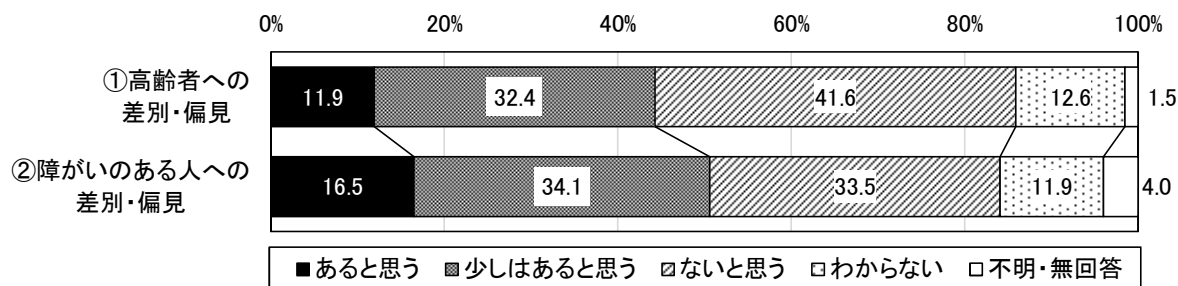
■相談相手がいない、わからないため、相談しない・助けを求めないという人がある程度いる。



## 7) 差別・偏見や支援が必要な人への対応

### (1) 高齢者及び障がいのある人への差別・偏見について

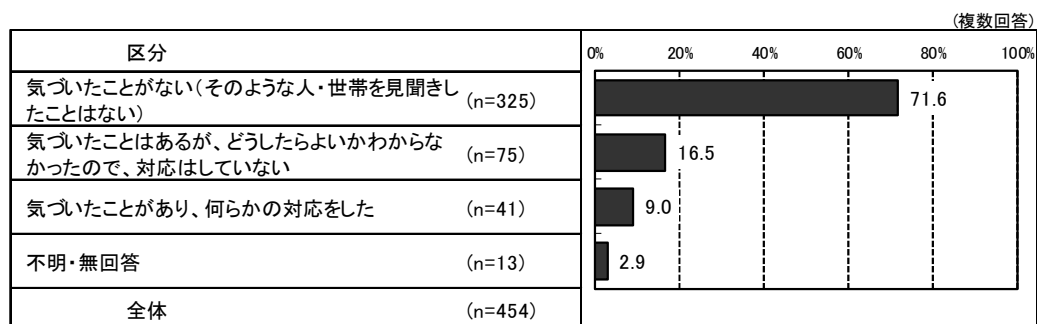
- 高齢者への差別・偏見があると思う人（「あると思う」＋「少しはあると思う」）は44.3%で、平成28年調査（45.3%）から横ばい。
- 障がいのある人への差別・偏見があると思う人（「あると思う」＋「少しはあると思う」）は50.6%で、平成28年調査（55.4%）から減少。



### (2) 地域で支援が必要な人・世帯に気づいた場合の対応

- 「気づいたことはあるが、どうしたらよかわからなかったので、対応はしていない」は16.5%、「気づいたことがあり、何らかの対応をした」は9.0%。
- 地域で支援が必要な人・世帯に気づいた人のうち、何らかの対応をした人※は35.3%。

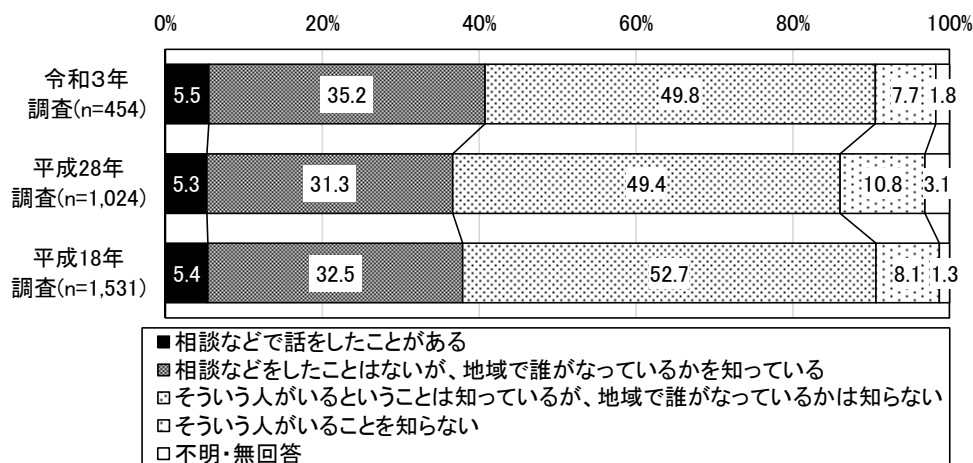
※「気づいたことはあるが、どうしたらよかわからなかったので、対応はしていない」もしくは「気づいたことがあり、何らかの対応をした」と回答した人に占める「気づいたことがあり、何らかの対応をした」と回答した人の割合



## 8) 地域福祉に関連する仕組み・機関などの認知状況

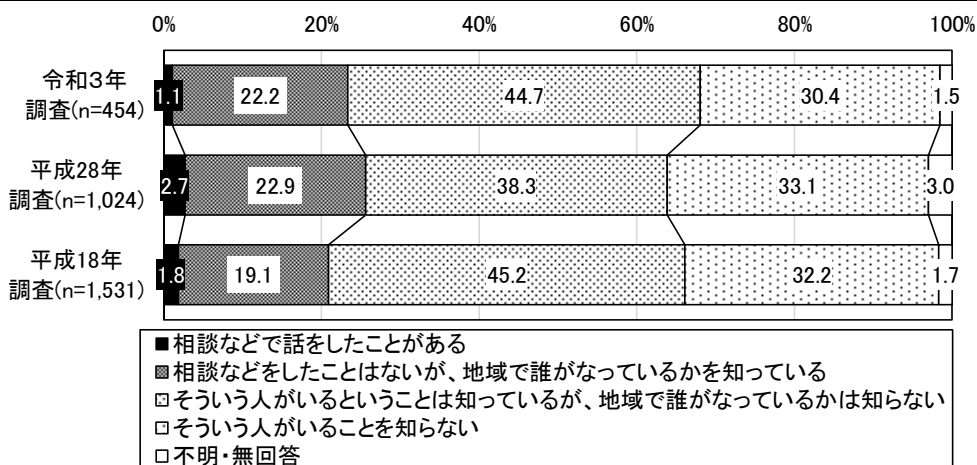
### (1) 民生委員・児童委員

■民生委員・児童委員の認知率（「相談などで話をしたことがある」＋「相談などはしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」）は40.7%で、平成28年調査（36.6%）から大きな変化なし。



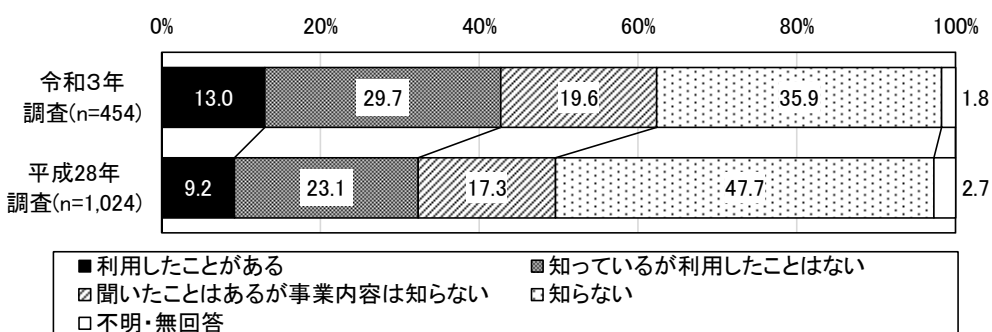
### (2) 福祉委員

■福祉委員の認知率（「相談などで話をしたことがある」＋「相談などはしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」）は23.3%で、平成28年調査（25.6%）から大きな変化なし。



### (3) 地域包括支援センター

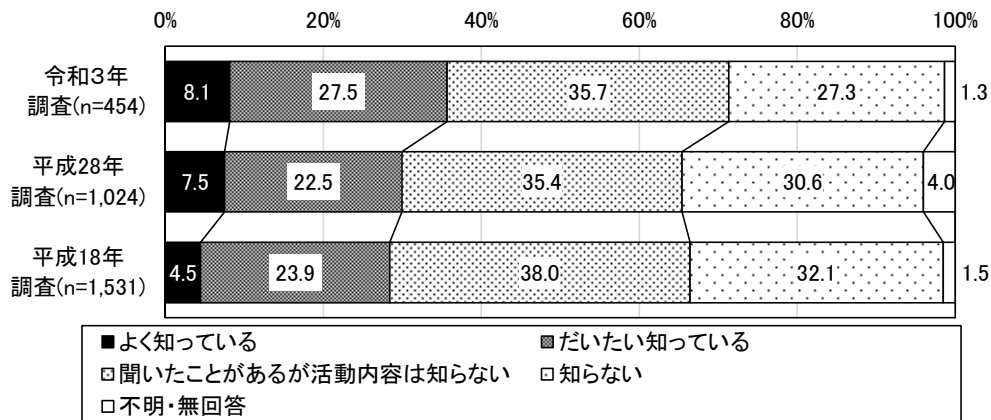
■地域包括支援センターの認知率（「利用したことがある」＋「知っているが利用したことはない」）は42.7%で、平成28年調査（32.3%）から10ポイント増加。





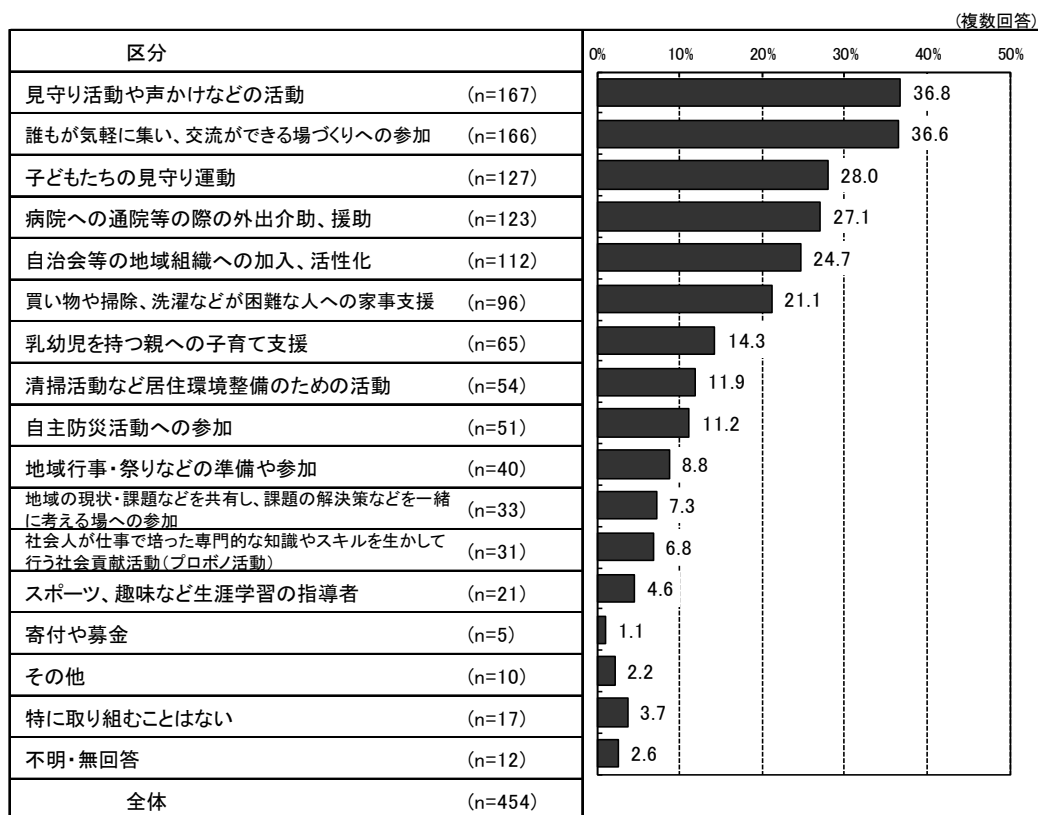
#### (4) 社会福祉協議会

■社会福祉協議会の認知率（「よく知っている」＋「だいたい知っている」）は35.6%で、平成28年調査（30.0%）から6ポイント程度増加。



#### 9) 市民が取り組むことが望ましい活動

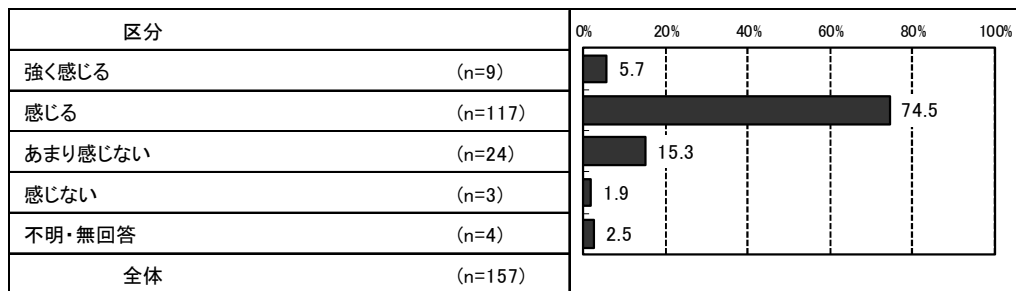
■「見守り活動や声かけなどの活動」が36.8%で最も多く、「誰もが気軽に集い、交流ができる場づくりへの参加」や「子どもたちの見守り運動」「病院への通院等の際の外出介助、援助」「自治会等の地域組織への加入、活性化」がつづく。



## 1) 現在の活動について

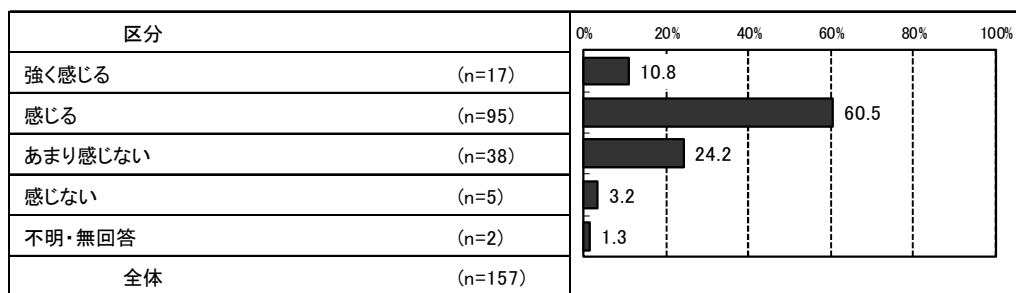
### (1) やりがい・使命感

■ やりがい・使命感を持つ人（「強く感じる」＋「感じる」）は80.2%。



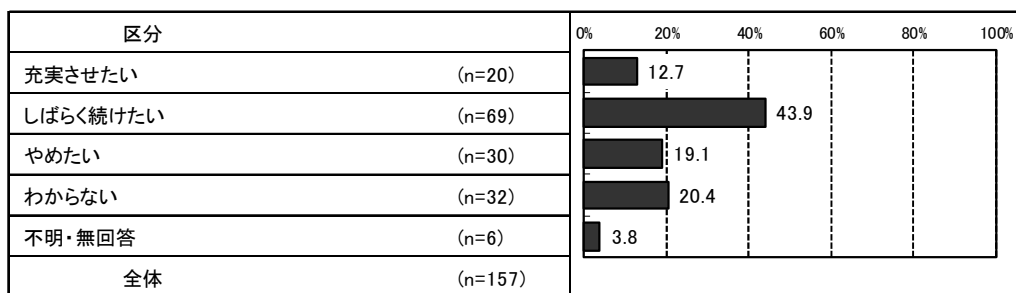
### (2) 負担感

■ 負担感を持つ人（「強く感じる」＋「感じる」）は71.3%。



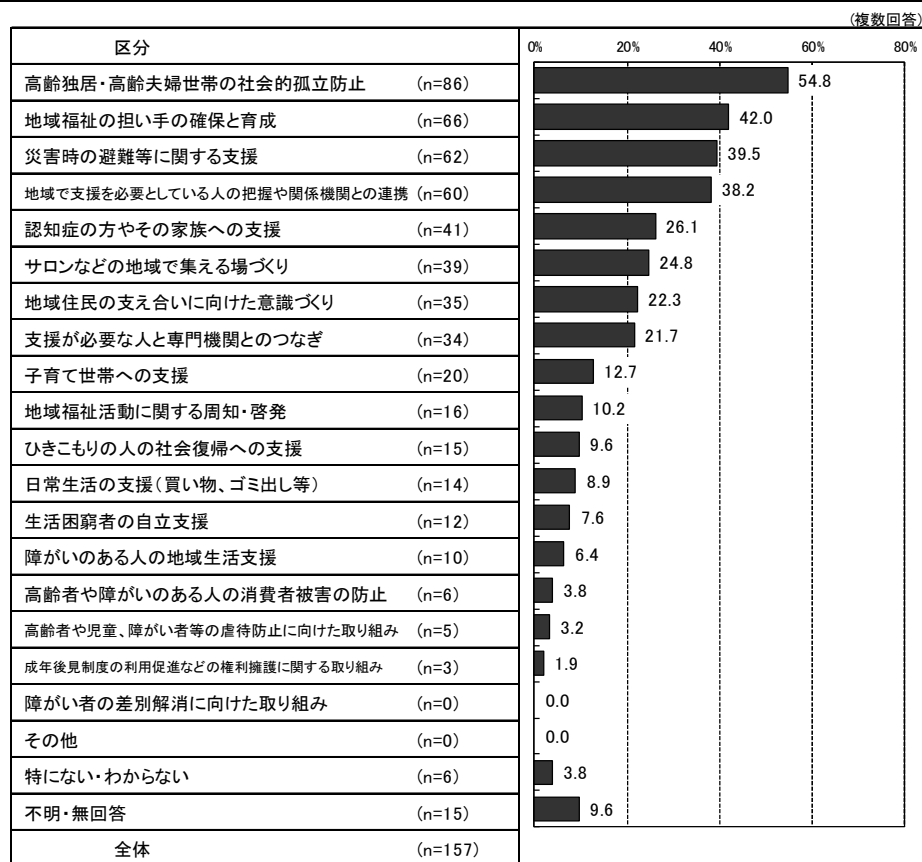
### (3) 今後の活動意向

■ 今後の活動意向について、継続意向がある人（「充実させたい」＋「しばらく続けたい」）は56.7%。



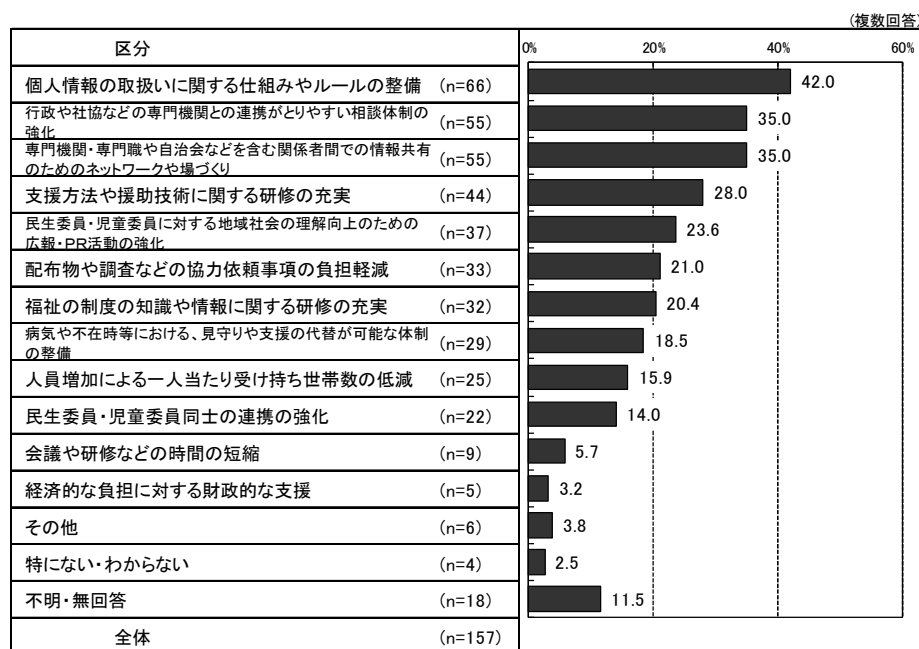
## 2) 今後対応していく必要があると感じている活動

■「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止」が 54.8%で最も多く、「地域福祉の担い手の確保と育成」「災害時の避難等に関する支援」「地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携」がつづく。



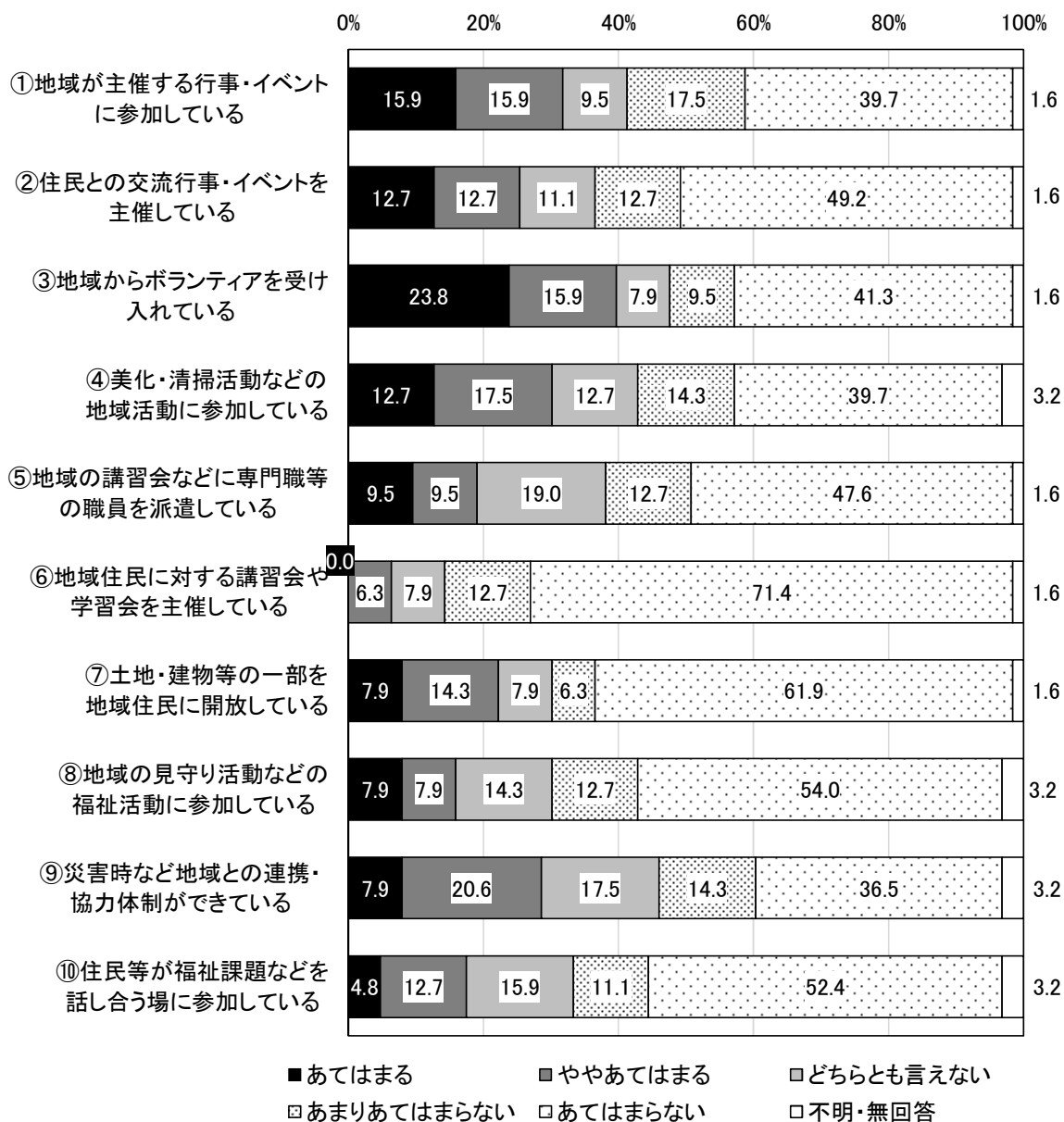
## 3) 民生委員・児童委員の活動を充実させるために必要な条件

■「個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備」が 42.0%で最も多く、「行政や社協などの専門機関との連携がとりやすい相談体制の強化」「専門機関・専門職や自治会などを含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり」がつづく。



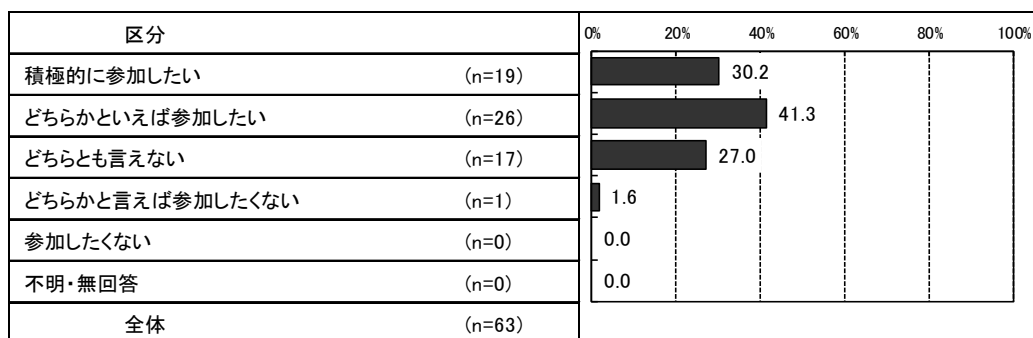
## 1) 地域との関わり方

- 地域との具体的な関わりとして「地域からボランティアを受け入れている」が39.7%で最も多く、「地域が主催する行事・イベントに参加している」や「美化・清掃活動など地域活動に参加している」「災害時など地域との連携・協力体制ができている」が3割程度でつづく。(関わっている人の割合は「あてはまる」と「ややあてはまる」の割合の合計値)
- 「住民等が福祉課題などを話し合う場に参加している」は17.5%。



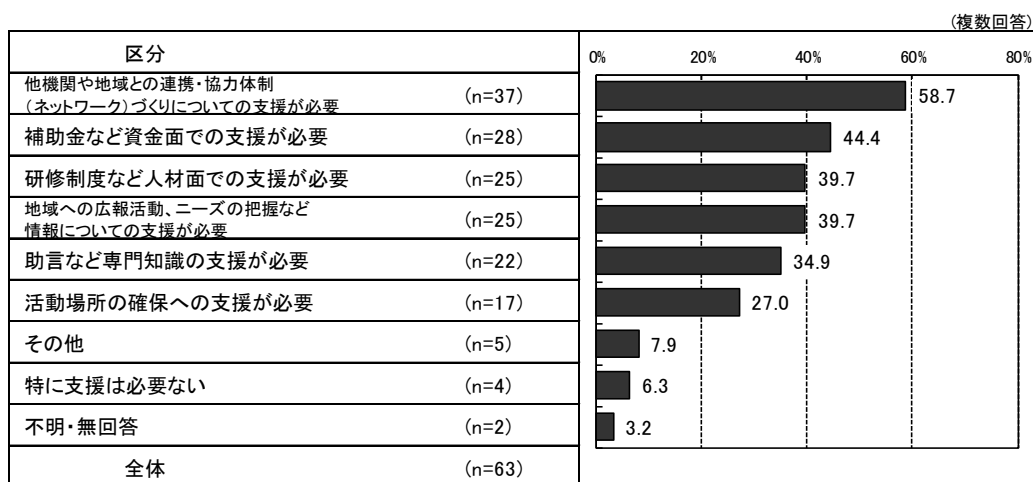
## 2) 地域で課題等を共有し、解決策・対応策を考える場への参加意向

■地域での課題の解決策等を考える場に参加意向を持つ（「積極的に参加したい」＋「どちらかと言えば参加したい」）事業所は 71.5%。



## 3) 今後の取り組みに向けて必要とする支援

■「他機関や地域との連携・協力体制（ネットワーク）づくりについての支援が必要」が 58.7%で最も多く、「補助金など資金面での支援が必要」「研修制度など人材面での支援が必要」「地域への広報活動、ニーズの把握など情報についての支援が必要」がつづく。



## 4. 相談支援専門職ヒアリング調査の結果

### 相談支援専門職ヒアリングの目的・実施状況

#### 目的

- 第3期計画の振り返り
  - 相談支援機関専門職からみた地域、住民・支援が必要な人の状況の把握
  - 相談支援機関専門職の活動状況、抱える課題等の把握
- 上記の結果を、第4期地域福祉計画策定の基礎資料として活用する。

参加者：市内において相談支援に携わる専門職等（以下参照）

#### 実施状況

| 対象             | ヒアリング開催日  |
|----------------|-----------|
| 地域包括支援センター     | 令和4年6月27日 |
| 子育て世代包括支援センター  | 令和4年6月24日 |
| 保育コンシェルジュ      | 令和4年6月27日 |
| 母子父子自立支援員      | 紙面ヒアリングのみ |
| 家庭児童相談員        | 令和4年6月27日 |
| 障がい者基幹相談支援センター | 令和4年6月28日 |
| 生活支援相談窓口       | 令和4年6月28日 |

### 相談支援専門職ヒアリングの結果概要

#### 1) 地域、住民・支援が必要な人の状況、課題など

- コロナ禍の影響で支援が必要な人が増加する一方、その状況を把握しづらくなっているため、支援が必要な人・ケースが潜在化している可能性がある。
- 福祉サービス・制度の利用が必要なのに、自分事になっていない人（例えばヤングケアラーなど）もいることから、予防的なアプローチとして福祉を自分事にできるような積極的な情報提供や学習の場などが必要。
- 地区による差はあるものの、支え合いづくり協議会に関係する地域住民の意識醸成や課題の共有などは進みつつある。
- 高齢者については、地域との連携による見守り活動、早期発見・早期対応などの体制が構築されているが、子ども・子育て、障がい者、生活困窮などでは、相談支援等について地域団体等との連携が少ない。
- コロナ禍でオンラインによる活動などが多くなる中、高齢者のデジタルデバインド（情報格差）が顕在化しており、その解消に向けた取り組みが必要。

## 2) 相談支援の状況、課題など

### (1) 各分野における相談支援の状況、課題

- 高齢者や障がい者、生活困窮などに関する相談件数は増加傾向。子ども・子育てに関する相談件数は横ばいもしくは減少傾向。全体として複合的なケースに関する相談が増加傾向。
- 子ども・子育てに関する相談では、庁舎建替えにより関係課が同じフロアになったことや、利用者支援事業などを通じて、関係課間での情報共有、連携した対応が進んでいる。
- ひとり親に対応する相談では、課題が複雑化・多様化しており、関係機関等との連携した対応が必要。
- 高齢者に関する相談では、高齢者の増加に伴い、複合的なケースへの対応が常態化し、対応時間も長期化しており、他機関連携の強化や人員の確保などが強く求められている。
- 障がい者に関する相談では、手帳取得前の複合的課題を抱える人などに対応するが、支援につなぐににくいケースもあり、関係機関との連携が必要。
- 生活困窮に関する相談は、コロナ禍で相談件数が増加。自立支援の相談窓口とともに、一次窓口的な役割として、相談者に寄り添い適切な相談窓口につなぐ。
- 各分野の相談窓口では、相談機能の強化が進んでいるが、複合的課題に関する相談の増加、常態化などへの対応が喫緊の課題（例：他機関連携、人員の確保など）。

### (2) 分野横断による相談支援の状況、課題

- 地域包括支援センターでは、障がい者基幹相談支援センターや権利擁護に関するネットワークなどができたことにより、他分野との連携がスムーズになっている。（連携に関するシステムの構築により連携がスムーズになっている。）
- 地域ケア会議では地域課題の共有はできているが、課題を解決する仕組みづくり、地域づくりにつながっていないことがある。
- 子ども分野では、利用者支援事業（特定型、母子保健型、基本型）を通じて、各相談窓口・相談員が連携を図り、個別ケースに対応している。また、個別ケース毎に、他分野との連携を図っている。
- 障がい者基幹相談支援センターは、認知が進んでいない部分もあり、他分野・他機関等との連携に向けて、「知ってもらう⇒一緒に動く⇒信頼を得る」のステップで連携を図る必要がある。
- 生活困窮分野では、庁内関係課を通じた他分野との連携を実施。他分野のケース会議などへの参加はあまりない。
- 高齢者分野や障がい者分野、生活困窮分野では、学校との連携が大きな課題。
- 多機関・多職種連携に向けて、各分野の相談支援専門職等の顔の見える関係づくりを目的とした場・機会が必要。
- 単独分野での対応では限界があるケースが多くなるなかで、重層的支援体制整備事業の活用による新しい仕組みづくりが必要。

## 5. 第3期計画の振り返り

第3期計画の7つの基本目標に沿って、関連する取り組み（主な公助）の状況や、既存データの整理、地区意見交換会、各種アンケート調査、相談支援専門職ヒアリング調査などの結果を踏まえ、振り返りと今後取り組むべきことを整理しました。

### 第3期計画：基本目標1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

#### 1) 市民主体の地域福祉活動の活性化

- ① 地縁組織の加入率・加入者数の減少が続き、組織の縮小・解散などの問題も顕在化。コロナ禍による活動の縮小・中止と相まって、課題解決力の基盤となる地縁組織の活性化は喫緊の課題。
- ② 民生委員・児童委員の活動に負担感を持つ人は依然として多く、なり手の確保などの問題も多い。また、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備が重要。
- ③ ボランティアやNPOなどテーマ型の活動団体は増加傾向にあり、福祉施設・事業所による地域連携・地域貢献の取り組みも広がっており、地縁組織以外の多様な主体による活動への支援も重要。

#### 2) 地域の多様な主体が連携・協働できる仕組みの構築

- ① 「支え合いづくり協議会」の設置及び生活支援コーディネーターの配置により、地域での課題解決に向けた仕組みが整備され、関係者の意識醸成や課題共有が進みつつある。今後は、「支え合いづくり協議会」などの運営を支援し、地域主体の課題解決に向けた活動の展開につなげていく必要がある。
- ② 福祉施設・事業所では地域課題の解決に向けた連携意向もあり、地域の課題解決力の強化に向けて、多様な主体の参加促進を図る必要がある。



課題解決力の基盤となる地縁組織等の活動の活性化が喫緊の課題となっています。

地域での課題解決に向けた仕組み（支え合いづくり協議会等）が整備され、関係者の意識醸成や課題共有が進みつつあります。今後は、支え合いづくり協議会等を中心に、地域の多様な主体による課題解決に向けた活動を拡充していくことが重要となります。



### 第3期計画：基本目標2 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり

---

#### 1) 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

- ① まち・地域への愛着を持つ市民は比較的多く、祭りや環境活動に関わる市民も比較的多い。また、住民相互の自主的な支え合いなどが必要と考える市民も多い。しかし、実際に地域・福祉を我が事として活動するのは依然として高齢層であり、地域の担い手から見ても住民の地域への関心は低下している。
- ② まちへの愛着が、地域や福祉に関心をもち、地域や福祉が我が事になるという段階にはつながっていないため、さらなる取り組みが必要。

#### 2) 福祉教育・学習の推進

- ① 人権にかかわる差別があると思う人は減少しているものの、高齢者や障がいのある人への差別・偏見があると思う人の割合は4～5割と高い。また、福祉や人権について学ぶ取り組みの認知も低調であることから、福祉や人権の正しい理解醸成に向け、ターゲットやライフステージに応じた取り組みの充実が必要。
- ② SOSを発信できる人、SOSをキャッチでき、支援につなげることができる人を増やすための具体的な取り組みの充実が必要。



まち・地域への愛着は比較的高いものの、地域や福祉などを我が事として捉えるまでには至っていません。

社会的包摂の意識づくりとともに、SOSを発信できる人、SOSをキャッチでき、支援につなげることができる人を増やすためにも、福祉を我が事と捉えるための多様な福祉学習・教育の取り組みの充実が必要です。

### 第3期計画：基本目標3 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり

#### 1) 地域での多様な交流の機会づくりの推進

- ① 様々な分野において、地域に関わり、交流が持てる場・機会づくりを展開してきたが、コロナ禍の影響により、多くの取り組みが中止・縮小となり、新型コロナウイルス感染症に対する不安が、市民の地域活動への参加の障壁になっている。
- ② 親密な近所づきあいをする人は減少傾向にあり、地域に関する市民の理想と現実のギャップは埋まっているとは言えない。しかし一方で、地域や近所などでつながりたい、地域での活動に参加したいという市民は3～4割程度を占めている。
- ③ コロナ禍による生活様式の変化とともに、地域活動への市民の意識及びニーズ（参加の障壁、参加したくなる活動の条件など）を踏まえ、地域での交流の場及び機会づくりを分野横断的に再整理する必要がある。

#### 2) 地域における居場所づくりと活動拠点づくりの推進

- ① 各分野で、住民主体や行政、社協などによる様々な居場所や通いの場づくりが進められており、地域におけるつながりや交流の場となっている。
- ② 活動の拠点については、既存の公共施設の活用や集会施設整備などへの支援が進められているが、地区によっては地域活動の担い手から活動の場の不足などに対する意見が挙がっている。
- ③ 各分野で整備が進む居場所、通いの場、活動拠点などの既存資源を見える化するとともに、地区毎の状況を踏まえた整備、拡充の促進が必要。
- ④ 公共施設の活用等については、「高砂市公共施設全体最適化計画」など市全体の公共施設マネジメントを踏まえて、めざすべき活動拠点、交流拠点などの姿を整理する必要がある。



各分野での交流の機会づくりや居場所づくりなどが進んでいますが、コロナ禍の影響により活動が停滞しているため、地域で交流を持つ市民や親密な近所づきあいができている市民は増えていません。

生活様式の変化や市民の意識及びニーズなどを踏まえ、交流の機会や居場所づくり、拠点整備などを、分野横断的かつ重層的（市全体レベル・地域レベル）に進める必要があります。

### 第3期計画：基本目標4 地域や福祉の担い手づくり

#### 1) 既存の担い手への支援

- ① 各地区への設置が進む支え合いづくり協議会において、関係者の意識醸成や課題共有が進み、具体的な取り組みを展開しようとしている地区もある。しかし、ほとんどの地区で、依然として、担い手及びリーダー等の不足と担い手の負担の増加による負のスパイラルがつづいていることがうかがえる。
- ② 活動に負担感を持つ民生委員・児童委員は7割を占め、担い手の不足が課題。
- ③ 既存の担い手への支援については、「担い手・リーダー不足の解消＝新たな担い手づくり」と「活動しやすい環境づくり」を両輪として、展開していく必要がある。特に、「活動しやすい環境づくり」では、担い手が活動するなかでの課題を踏まえ、具体的な対策に取り組む必要がある。

#### 2) 多様な人材の発掘・育成による新たな担い手づくり

- ① 様々な分野において、ボランティアや支援者の確保・養成に関する取り組みや、自治会などの地縁組織の活性化などを推進してきたが、新たな担い手・リーダー等の確保、地域・福祉をみんなで担う仕組みの構築には至っていない。
- ② 地域づくり活動に「お世話役」としての参加意向がある高齢者や、地域や近所などでつながりたい、地域での活動に参加したいという市民など意識・関心の高い層に積極的にアプローチし、具体的な活動の実践につなぐ仕組みや取り組みなどが必要。
- ③ コロナ禍による生活様式の変化とともに、地域活動への市民の意識及びニーズ（参加の障壁、参加したくなる活動の条件など）を踏まえ、多様な人材を発掘、育成する取り組みなどを分野横断的に再整理する必要がある。



依然として、担い手及びリーダー等の不足と担い手の負担の増加による負のスパイラルが続いています。

今後は、分野横断的な多様な人材の発掘・育成による「新たな担い手やリーダー等の確保」と、担い手の課題を踏まえた具体的な対策による「活動しやすい環境づくり」を進め、負のスパイラルからの脱却を図る必要があります。

### 第3期計画：基本目標5 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化

#### 1) 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

- ① 市民、当事者の相談窓口の認知状況は十分とは言えず、その周知啓発が重要となる。
- ② 民生委員・児童委員及び福祉委員等を中心に、地域での見守り活動が進められているが、コロナ禍の影響などで、支援が必要な人、世帯の潜在化が危惧されている。また、複合的な課題や社会的孤立、生活困窮、若年層のひきこもり、障がいに関する内容などについては、地域での気づきが相談支援につながりにくい傾向にある。
- ③ 各分野の相談窓口では、情報共有や必要な支援等につなぐための相談機能の強化が進んでいる。しかし一方で、複合的な課題や分野横断的な課題などに関する相談が増加、常態化などが進んでいる。

#### 2) 相談支援機関の連携体制の構築・強化

- ① 各分野の相談窓口・相談支援機関では、他分野との連携・協働に向けたネットワークの構築・強化が進んでおり、各分野で構築・強化された仕組みを活用し、個別ケースでの連携が広がる。
- ② 分野横断型の連携・協議については、現状では、各分野のそれぞれのシステム・仕組みの活用にとどまっている。複合的な課題や分野横断的な課題といった単独分野での対応に限界が生じているケースが増加しており、既存のシステム・仕組みの積極的な運用とともに、重層的支援体制整備事業の活用など具体的な検討が必要。
- ③ 相談支援機関の連携体制の強化に向けて、各分野の専門職との顔の見える関係づくりの場及び機会の設定などが重要。

#### 3) 福祉サービス・制度の質の確保・向上と情報提供の充実

- ① 各分野で関連する福祉サービス等の質の確保と向上を図る取り組みが進められているが、支援が必要な人が抱える課題・不安は複雑化、多様化しており、利用者の視点に立って、サービス・制度の充実を図る必要がある。
- ② 各分野では、多様な媒体を活用して福祉サービス等に関する情報提供に取り組んでいるが、福祉に関する情報を入手できている人は4割程度となっており、対象者の状況を踏まえたさらなる情報提供の充実が必要。
- ③ コロナ禍でデジタルの利活用が進むなか、高齢者を中心としたデジタルデバインド（情報格差）も問題となっており、その解決に向けた取り組み、環境整備が必要。



各分野での相談機能の向上、連携体制の構築は進んでいますが、複合的な課題や分野横断的な課題への対応ケースが増加する分野では、既存の連携システム等の積極的な運用とともに、多分野・多機関連携をフォローするための新たな仕組みづくり（重層的支援体制整備事業等の活用）などが必要となっています。

併せて、相談窓口や福祉サービス等の情報提供の充実と、情報の受け手である高齢者を中心としたデジタルデバインド（情報格差）の解消なども必要です。

### 第3期計画：基本目標6 権利擁護に関する取り組みの充実

#### 1) 権利擁護の支援に向けた取り組みの充実

- ① 権利擁護の支援を必要とする人は増加傾向にあり、関連する事業や成年後見制度の利用者も増加している。一方で、成年後見制度に関する市民、民生委員・児童委員の認知は十分ではなく、認知・理解不足が制度利用の障壁となっており、制度の内容や利用方法についてもさらなる積極的な周知・啓発が必要。
- ② 民生委員・児童委員や権利擁護に関連する専門職、施設・事業所といった支援者側からは、わかりやすい相談窓口・機関（権利擁護センター等）の設置、利用手続きに関する相談支援のニーズが高くなっており、権利擁護の支援者への支援体制の整備も重要。
- ③ 地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどで権利擁護に関する相談支援が実施されており、令和4年度には成年後見相談窓口も設置され、本市における権利擁護に関する相談支援体制の構築が徐々に進んでいる。今後は、成年後見制度利用促進基本計画を推進し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・充実を図る必要がある。

#### 2) 虐待・DVの予防と早期発見・早期対応

- ① 虐待・DVなどに気づいた市民の8割は通報・相談などの対応を行っており、虐待等の早期発見・早期対応に向けた対応策を身につけた市民が比較的多いことがわかる。また、民生委員・児童委員や施設・事業所などでもSOSをキャッチすると、多くのケースで支援につながる対応を行っている。
- ② DV被害を受けても相談しなかった人が5割に達しており、被害者本人がDV・虐待に関するSOSを発信しやすい環境づくり（いつでも安心して届け出たり、相談できる環境づくり）が喫緊の課題。
- ③ コロナ禍の影響で虐待・DVなどが増加しているが、家庭内の状況の把握が困難となっており、深刻なケースなどが潜在化している可能性がある。各分野で、虐待・DVの防止、早期発見・早期対応に向けたネットワークの構築・拡充が進んでいるが、潜在化するケースなどに対応するためにも、地域および多機関・多職種での情報共有・連携などが必要。



権利擁護支援体制の構築・強化が進んでいますが、必要な支援につながるための成年後見制度等の利用促進に向けた周知・啓発が必要です。また、成年後見制度利用促進基本計画を推進し、さらなる支援体制の強化を図ることが重要となっています。

虐待等については、深刻化・潜在化するケースに対応するためにも、地域や多機関・多職種での情報共有・連携などが必要です。



## 第3期計画：基本目標7 安全に安心して暮らせる環境づくり

### 1) 住みやすい生活環境の整備

- ① 各種生活サービス施設の立地など、本市での生活に関する利便性は比較的高いが、高齢者や障がいのある人などでは、移動等への不安やバリアフリー化への意向が強い。
- ② 空き家に対する不安も地域からは挙がっており、防犯上の対策をはじめ、場としての空き家の有効活用などについても検討が必要。
- ③ 地域ごとに生活環境に関する不安・課題は異なる部分もあり、市全体での生活環境の整備、仕組みづくりとともに、それらを踏まえた地域ごとの取り組み・仕組み等の検討を進める必要がある。

### 2) 緊急時・災害時対策の充実

- ① 災害等への不安を抱える人は依然として多く、各世帯・個人レベルで災害時に備える人は増加しているが、地域での防災訓練・防災活動などの参加率は横ばいのままで、自主防災組織数（補助金交付数）も減少している。
- ② 世帯・個人レベルの災害時対応だけではなく、地域全体の災害対応力の向上に向けた取り組みが必要。
- ③ 支援が必要な人に対応する体制づくりは徐々に進んでいるが、避難行動要支援者制度、名簿等の認知・活用状況が十分ではなく、さらなる周知と活用促進とともに、地域の災害対応力の向上を図り、誰一人取り残さない防災体制の構築・強化を図る必要がある。

### 3) 防犯対策・消費者被害防止に向けた取り組みの推進

- ① 市民が取り組むこととしては「見守り活動や声かけなどの活動」が最も多くなっているが、安全な生活のための活動に参加する人は他の地域活動と同様に少ない。ただし、安全な生活のための活動については、参加したことがないが今後参加してみたいという人は比較的多い。
- ② 高齢者が契約当事者となる相談が多く、地域などでも高齢者や障がいのある人の消費者被害が確認されている。
- ③ 防犯・消費者被害防止に向けた意識づくりや見守りや声かけなどの活動、地域と関係機関との連携などにより、地域ぐるみで住民の生活・財産を守る体制を構築・強化していく必要がある。



今後、人口減少や高齢化などが進むなかで、市全体での生活環境の整備が進められていますが、地域ごとに生活環境に関する不安・課題は異なるため、それらを踏まえた住民主体による地域ごとの課題解決に向けた取り組みの検討と実践が必要です。

災害対策および防犯対策についても、自助と公助の充実、共助による地域ぐるみによる取り組み、体制づくりが重要となります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### 「一人ひとりが思いやり 心ふれあう めくもりのまち」

本格的な少子化・高齢化、人口減少社会の到来により、各世帯の状況や生活環境などが大きく変化しており、地域でのつながりの希薄化などによる地域社会の脆弱化にも歯止めはかかっていません。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会的孤立や経済的困窮、地域での様々な活動の縮小などの問題が顕著になっています。

このような社会状況のなかで、行政による分野別の支援では対応が困難な複合化・複雑化した課題が増加しており、世代や分野ごとの「縦割り」などを超え、多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が必要となっています。

本計画では、第1期から第3期計画で掲げてきた基本理念を継承し、本市において、地域のすべての人々が主役となり、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、つながり、支え合うことで、一人ひとりが自分らしく生活でき、誰一人取り残さない「めくもりのまち」、すなわち高砂市における「地域共生社会」の実現をめざし、地域福祉を推進していきます。

## 2. 基本目標

基本理念「一人ひとりが思いやり 心ふれあう ぬくもりのまち」（高砂市における地域共生社会）の実現に向けて、第3期計画を振り返った結果などを踏まえ、以下の3つの基本目標の達成をめざします。

### 基本目標1 みんながつながり、支え合い、自分らしく生活できる地域づくり

世代や分野などを越えた人と人、人と資源、資源と資源などのつながりを促進するとともに、市民一人ひとりの意識・関心・状況などに応じて地域でのつながりや社会参加、活躍を創出することで、みんなで地域の課題を解決できる地域、みんながイキイキ暮らせる地域を創ります。

### 基本目標2 悩みや不安などを抱える人を孤立させない

総合的・包括的な相談・支援体制づくり

悩みや不安などを抱える人が地域で孤立することなく、必要な支援にしっかりとつながり、地域で自分らしく暮らせるよう、分野を横断し、多職種・多機関がつながり、全世代・全対象型の相談・支援体制を創ります。

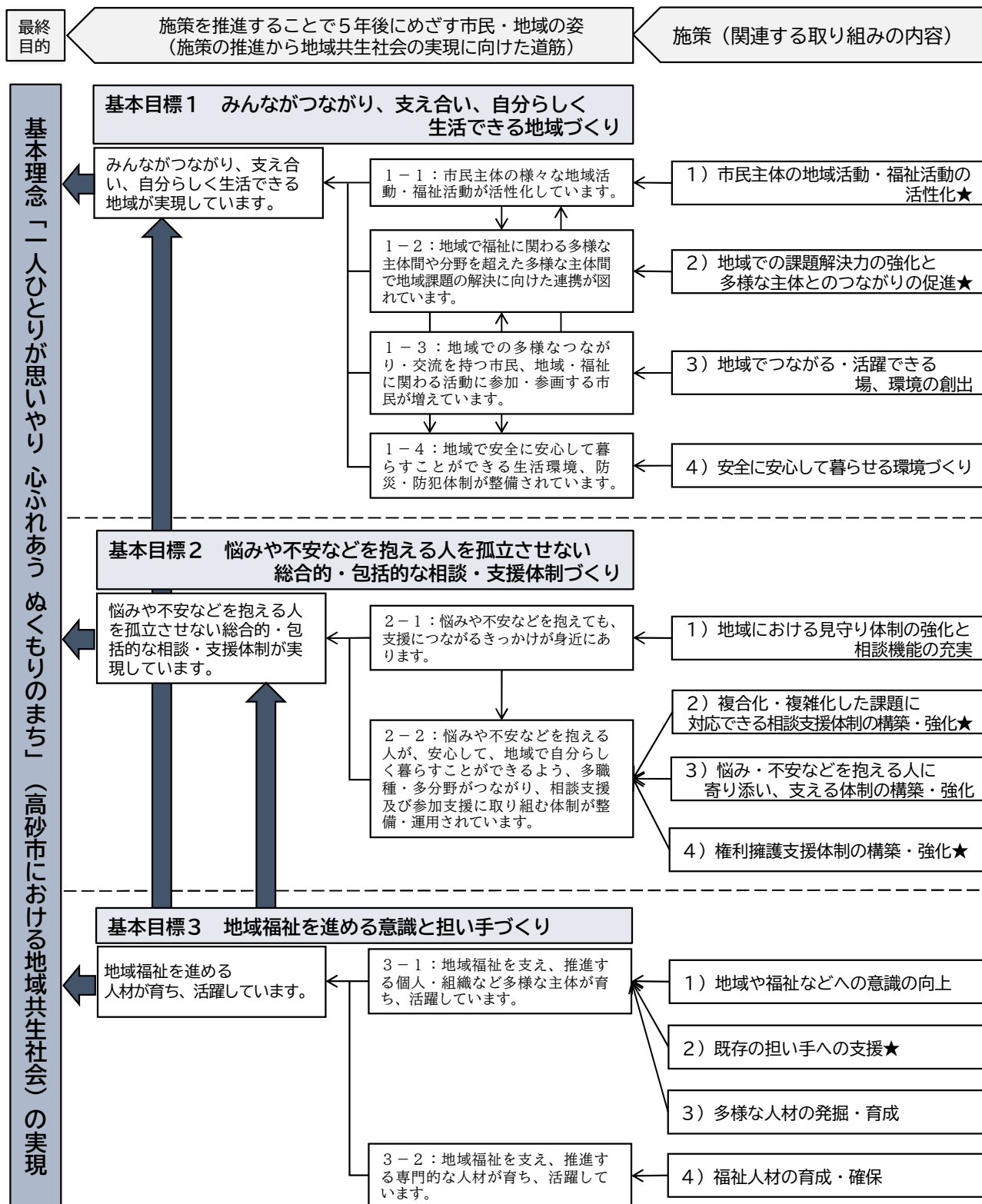
### 基本目標3 地域福祉を進める意識と担い手づくり

市民一人ひとりの地域や福祉などへの意識、理解、行動を高めるとともに、既存の担い手への支援や多様な人材の発掘・育成、福祉人材の育成・確保に取り組み、地域福祉を進め、地域共生社会を実現する人を創ります。



### 3. 施策体系

基本理念「一人ひとりが思いやり 心ふれあう めくもりのまち」（高砂市における地域共生社会）の実現に向けて設定した3つの基本目標を踏まえ、各基本目標を達成するための施策体系を以下のように設定します。また、基本目標の確実な達成に向けて、各基本目標をリードする施策を「重点的な施策」として設定することで、本計画の実行性・実効性を担保します。



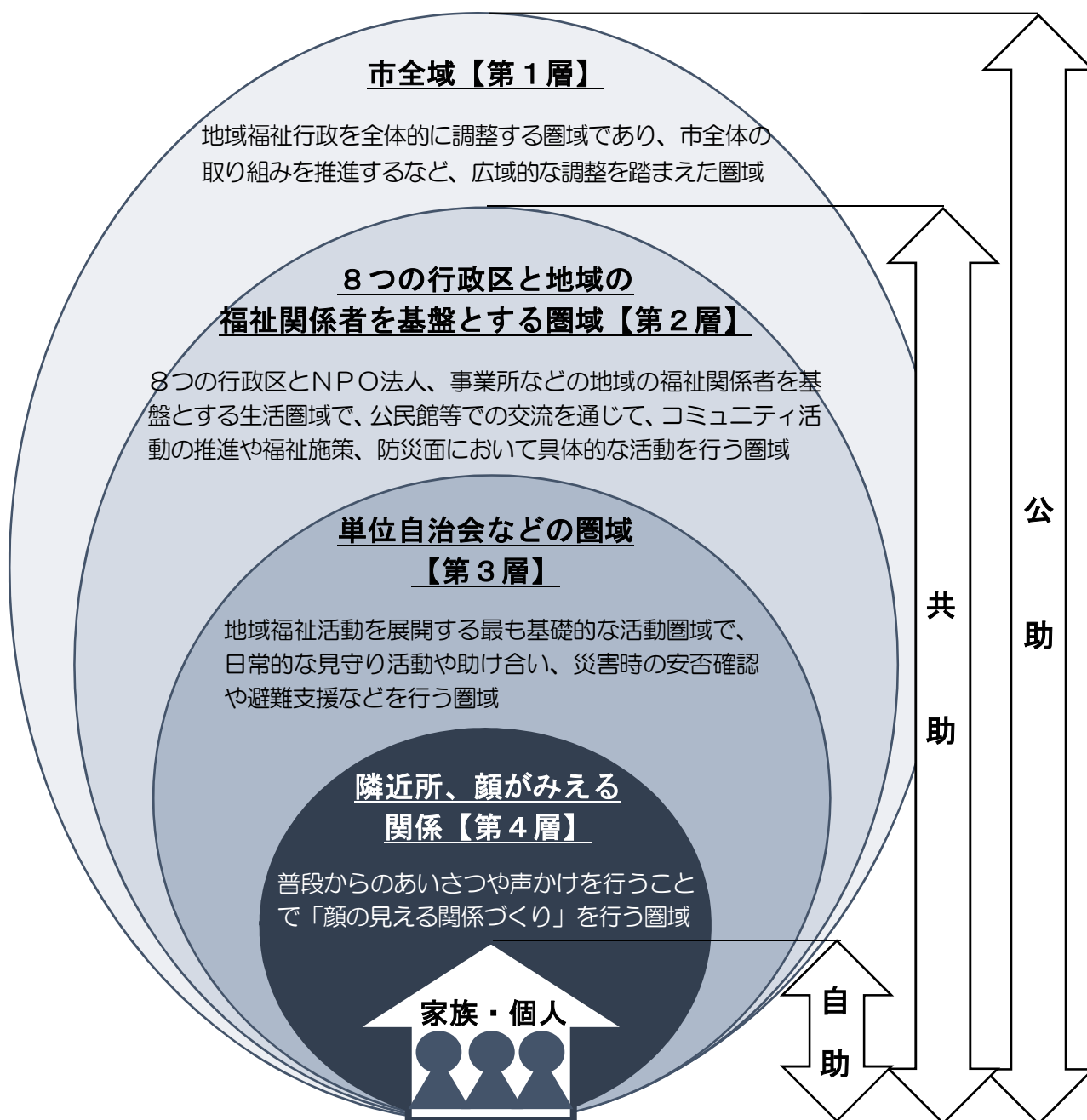
★：重点的な施策

## 4. 福祉圏域の考え方

「福祉圏域」とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくための地域の範囲です。地域福祉を推進する上で、一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。地域福祉を市民主体で進めていくためには、日常生活を送る上で、あいさつや顔の見える範囲から、保健・医療、福祉サービスとの連携や、高齢者、障がいのある人など、外出支援が必要な方への支援、広域的な議論が必要な圏域まで、様々な課題によって、適切な圏域設定が必要になります。

本計画では、第2期計画で設定した以下の様な4層構造の福祉圏域を継承します。

【高砂市の「福祉圏域」のイメージ図】



## 第4章 施策・取り組みの展開

### 基本目標1 みんながつながり、支え合い、自分らしく生活できる地域づくり

世代や分野などを超えた人と人、人と資源、資源と資源などのつながりを促進するとともに、市民一人ひとりの意識・関心・状況などに応じて地域でのつながりや社会参加、活躍を創出することで、みんなで地域の課題を解決できる地域、みんながイキイキ暮らせる地域を創ります。

#### 基本目標1で5年後にめざす市民・地域の姿

- 1-1：市民主体の様々な地域活動・福祉活動が活性化しています。
- 1-2：地域で福祉に関わる多様な主体間や分野を超えた多様な主体間で地域課題の解決に向けた連携が図れています。
- 1-3：地域での多様なつながり・交流を持つ市民、地域・福祉に関わる活動に参加・参画する市民が増えています。
- 1-4：地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境、防災・防犯体制が整備されています。

#### 1) 市民主体の地域活動・福祉活動の活性化【重点的な施策】

市民主体の様々な地域活動・福祉活動が活性化している地域（5年後にめざす姿1-1）の実現に向けて、以下の取り組みを進めます。

（1）地域での課題解決力の基盤となる自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等の地縁組織の活動を支援します。

| No | 取り組み                     | 取り組みの内容                                                         |
|----|--------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1  | 自治会活動への支援                | ●自治会の組織率・加入率の維持や安定的な運営のための支援とともに、各地域の考えを尊重し、課題等の解決に向けた活動を支援します。 |
| 2  | 地域単位で活動する団体・組織の運営・活動への支援 | ●婦人会や老人クラブ、子ども会などの地域単位で活動する団体・組織の会員の維持・拡充や運営、活動を支援します。          |

(2) 地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員、福祉委員などによる福祉活動を支援します。

| No | 取り組み                   | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                    |
|----|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 民生委員・児童委員の活動支援         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員が地域の身近な相談者として必要な知識や情報等を得られるよう、研修及び情報提供の充実を図ります。</li> <li>●地域住民への周知・啓発とともに、他団体・組織等との連携促進、活動への負担感の軽減などに取り組むことで、活動しやすい環境づくりを進めます。</li> </ul> |
| 2  | 福祉委員の活動支援及び小地域福祉活動の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉委員が地域で円滑に活動できるよう、研修及び情報提供の充実を図ります。</li> <li>●福祉委員からの相談に応じ、活動を支援することで小地域福祉活動の活性化を図ります。</li> </ul>                                                 |

(3) ボランティアやNPOなど多様な組織・団体、個人による地域活動・市民活動を支援します。

| No | 取り組み                  | 取り組みの内容                                                                                                                                                 |
|----|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ボランティア活動の促進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高砂市ボランティア活動センターや関係機関等と連携し、多分野におけるボランティア活動者の確保・育成、情報発信、多分野のボランティア間の情報交換・交流、活動支援などを通じて、ボランティア活動を促進します。</li> </ul> |
| 2  | 公益団体活動や自発的市民活動の支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自主的な公益活動等を行う市民団体やNPO法人の活動を支援します。</li> </ul>                                                                     |
| 3  | 当事者団体・組織の活動支援         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人や認知症の人、介護者・介助者、ひきこもりなどに関する当事者団体・組織の情報交換、交流、課題解決に向けた取り組みなどの主体的な活動を支援します。</li> </ul>                       |
| 4  | 社会福祉法人による地域公益活動の促進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットたかさご）の運営支援などを通じて、社会福祉法人による地域での地域公益活動を促進します。</li> </ul>                                     |
| 5  | 民間企業・事業所等による社会貢献活動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や市民の複雑化・複合化する課題の解決に向けた取り組み、社会貢献活動等に民間企業・事業所等が参加しやすい環境づくり、地域と連携できる仕組みづくりに取り組みます。</li> </ul>                    |

## 2) 地域での課題解決力の強化と多様な主体とのつながりの促進【重点的な施策】

地域で福祉に関わる多様な主体間や分野を超えた多様な主体間で地域課題の解決に向けた連携が図れている（５年後にめざす姿１－２）ように、以下の取り組みを進めます。

### （１）支え合いづくり協議会の設置及び住民主体による運営を促進・支援します。

| No | 取り組み                    | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 支え合いづくり協議会の設置及び運営支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内全地区での支え合いづくり協議会の設置に取り組みます。</li> <li>●第２層生活支援コーディネーターを中心に、住民主体による支え合いづくり協議会の運営を促進・支援します。</li> <li>●各地区の支え合いづくり協議会間での活動状況やノウハウ、情報などの共有、交流を進め、課題解決に向けた具体的な活動の市内での拡張・展開を図ります。</li> </ul> |
| 2  | 支え合いづくり協議会の運営支援に向けた体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援体制整備事業等を通じて、生活支援コーディネーターの配置、スキル向上等に取り組みます。</li> <li>●市全体レベルの第１層協議体の運営を通じて、支え合いづくり協議会（各地区レベル）での解決等が難しい課題への対応を図ります。</li> </ul>                                                       |

### （２）支え合いづくり協議会など様々な場を活用し、地域課題の解決に向けた多様な主体の連携を促進します。

| No | 取り組み                        | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                                |
|----|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 多様な主体の支え合いづくり協議会への参加・参画の促進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域課題の解決に向けて、福祉施設や事業所、専門機関など多様な主体の支え合いづくり協議会への参加・参画を促進します。</li> </ul>                                                                                                                           |
| 2  | 既存のネットワークを活用した地域課題の解決に向けた連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な分野における既存のネットワーク等との連携・協働を通じて、地域課題の解決に向けた多様な主体の参加・参画を促進します。</li> </ul> <p>【既存ネットワークの例】</p> <p>地域ケア会議、高齢者虐待等防止対策ネットワーク会議、障がい者自立支援協議会、成年後見制度地域連携ネットワーク協議会、要保護児童対策地域協議会、学校運営協議会（コミュニティスクール）等</p> |

### 3) 地域でつながる・活躍できる場、環境の創出

地域での多様なつながり・交流を持つ市民、地域・福祉に関わる活動に参加・参画する市民が増える（５年後にめざす姿１－３）ように、以下の取り組みを進めます。

（１）地域で交流・つながりなどが持てる場・機会、集うことができる居場所づくりを推進します。

| No | 取り組み                      | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 多様な市民が交流・つながりを持てる機会づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●親子や子育て世代などの交流・つながりが持てる場・機会づくりに取り組みます。</li> <li>●子どもを核に様々な世代間交流、地域でのつながりづくりを推進します。</li> <li>●高齢者や障がいのある人、外国にルーツを持つ人などの社会参加、地域でのつながりづくりを推進します。</li> <li>●生涯学習やスポーツ・文化、健康づくり、食育、防災・防犯、多文化共生、環境など様々な分野において、多様な目的や関心などを踏まえた住民同士の交流、つながりづくりを推進します。</li> <li>●地域単位で活動する組織・団体などによる住民同士の交流活動等を支援します。</li> <li>●対象者や分野などに捉われず、多様な市民が交流・つながりを持てる場・機会づくりに取り組みます。</li> </ul> |
| 2  | 多様な市民が集うことができる居場所づくりの推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の通いの場や認知症カフェ、放課後における子どもの居場所、子ども食堂など様々な分野での居場所づくりを推進します。</li> <li>●地域における居場所づくりに必要なノウハウや情報等の提供、担い手への相談対応、専門的な支援などに取り組み、居場所づくりと運営を支援します。</li> <li>●各分野の居場所や通いの場などの既存資源を整理するとともに、対象者や分野などに捉われず、多様な市民が集うことができる居場所づくりに取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                          |
| 3  | 公共施設等の有効活用・利用促進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ユースアイ福祉交流センターや子育て支援センター、公民館、学校施設などの公共施設について、居場所や拠点活動としての有効活用、利用促進を図ります。</li> <li>●公共施設の適正な維持管理と計画的な整備を進め、市全体や地区毎での交流、活動拠点としての公共施設の有効利用等を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |
| 4  | 社会福祉法人による交流・つながりづくりの促進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットたかさご）の運営支援などを通じて、社会福祉法人による地域での交流・つながりづくり等の活動を促進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                             |



(2) 様々な分野でのボランティアや支援者などの確保・養成、活躍できる環境づくりを推進します。

| No | 取り組み               | 取り組みの内容                                                                                                                                                               |
|----|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ボランティア活動の促進【再掲】    | ●高砂市ボランティア活動センターや関係機関等と連携し、多分野におけるボランティア活動者の確保・育成、情報発信、多分野のボランティア間の情報交換・交流、活動支援などを通じて、ボランティア活動を促進します。                                                                 |
| 2  | 市民が支援者となる仕組みの構築・拡充 | ●福祉分野を中心に、地域での支援活動等の担い手（支援者）の確保・育成、それらの支援者が活躍できる環境づくりに取り組み、市民が支援者となる仕組みを構築・拡充します。<br>【市民が支援者となる仕組みの例】<br>認知症サポーター、高齢者等見守り・SOSネットワーク、家事援助ヘルパー、ファミリーサポートセンター、意思疎通支援事業など |

(3) 市民一人ひとりの社会参加や地域での活躍・挑戦などを支援します。

| No | 取り組み              | 取り組みの内容                                                            |
|----|-------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1  | 若年層へのアプローチの推進     | ●学生や若い世代、働き盛り世代などの地域活動への意識・関心などを踏まえ、社会参加や地域での活躍・挑戦できる機会づくりに取り組みます。 |
| 2  | 元気な高齢者へのアプローチの推進  | ●地域づくり活動の担い手として、元気な高齢者（アクティブシニア）の積極的な社会参加を促進します。                   |
| 3  | 新たな社会参加、活躍・挑戦への支援 | ●多様な分野の地域課題に対応するため、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス事業者の創業支援などに取り組みます。          |

#### 4) 安全に安心して暮らせる環境づくり

安全に安心して暮らすことができる生活環境、防災・防犯体制が整備されている地域（5年後にめざす姿1－4）の実現に向けて、以下の取り組みを進めます。

（1）移動・交通環境や住環境の整備、公共施設や交通機関などのバリアフリー化などを推進します。

| No | 取り組み                        | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 移動・交通環境の整備                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●交通事業者を中心に関係機関等との協働により、市民の移動手段の確保に努めるとともに、市民が行きたい目的地にいけるよう、公共交通による利便性を確保します。</li> <li>●住民や事業者、関係機関と連携し、効果的な移動手段を検討します。</li> <li>●住民や事業者、関係機関と連携し、移動が困難で個別に支援が必要な人を対象とした福祉的移動支援を検討し、確保します。</li> </ul> |
| 2  | 住環境の整備                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●住生活基本計画に基づき、誰もが安心して暮らせる多様な住生活の実現を図ります。</li> <li>●老朽危険空き家の発生抑制や、空き家の利活用などを促進します。</li> </ul>                                                                                                          |
| 3  | 公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や道路環境、公共交通などのバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                          |

（2）緊急時・災害時に対応できる支援体制の整備、地域全体の災害対応力の向上を図ります。

| No | 取り組み                | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 地域の防災力の強化           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災訓練や防災出前講座などを通じて防災技能の普及、防災・減災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織への支援に取り組み、地域の防災力を強化します。</li> </ul>                                                                                                                     |
| 2  | 災害対応力の向上            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災計画等に基づき、市民、団体、関係機関の役割分担と災害時のリスク対応が可能な体制を構築・強化します。</li> <li>●災害時におけるボランティアの受け入れ及び支援が円滑に行えるように、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練などに取り組みます。</li> <li>●災害時の福祉避難所の確保とともに、避難所における福祉サービス等の提供体制の構築・強化に取り組みます。</li> </ul> |
| 3  | 誰一人取り残さない防災体制の構築・強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に支援が必要な人（避難行動要支援者）への支援が適切かつ円滑に実施できるよう、個別避難計画の作成などに取り組み、地域において誰一人取り残さない支援体制を構築・強化します。</li> <li>●避難行動要支援者のマップ作成・更新や要援護者及び避難行動要支援者の実態調査を実施し、避難支援体制の確立をめざします。</li> </ul>                                 |



(3) 防犯対策・消費者被害防止に向けた意識づくりや相談支援体制を整備します。

| No | 取り組み                  | 取り組みの内容                                                                                                                                                               |
|----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 防犯対策の推進               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯灯や見守りカメラなどの設置を通じて、安全・安心なまちづくりを進めます。</li> <li>●「見守りネット」や「ひょうご防犯ネット」などを通じて不審者情報を提供します。</li> </ul>                             |
| 2  | 地域の防犯活動の促進・支援と防犯意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●青色防犯パトロールや登下校の見守り、「こども 110 番の家」の設置など、地域における防犯活動を促進、支援します。</li> <li>●防犯まちづくり出前講座などを通じて、防犯に関する情報提供、防犯意識の醸成などに取り組みます。</li> </ul> |
| 3  | 消費者被害防止の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や関係機関等との連携による消費生活に関する情報提供や啓発活動を通じて、正しい消費知識の普及と消費者意識の向上を図るとともに、消費生活相談体制の充実に取り組みます。</li> </ul>                                |

## 基本目標2 悩みや不安などを抱える人を孤立させない

### 総合的・包括的な相談・支援体制づくり

悩みや不安などを抱える人が地域で孤立することなく、必要な支援にしっかりとつながり、地域で自分らしく暮らせるよう、分野を横断し、多職種・多機関がつながって、全世代・全対象型の相談・支援体制を創ります。

#### 基本目標2で5年後にめざす市民・地域の姿

- 2-1：悩みや不安などを抱えても、支援につながるきっかけが身近にあります。
- 2-2：悩みや不安などを抱える人が、安心して、地域で自分らしく暮らすことができるよう、多職種・多分野がつながり、相談支援及び参加支援に取り組む体制が整備・運用されています。

### 1) 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

悩みや不安などを抱えても、支援につながるきっかけが身近にある地域（5年後にめざす姿2-1）の実現に向けて、以下の取り組みを進めます。

（1）地域での気づきを促進し、相談支援につながりやすくするとともに、地域での見守り体制の充実を図ります。

| No | 取り組み                      | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                    |
|----|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 悩みや不安などを抱える人に対する地域での理解づくり | ●福祉教育・学習や人権教育などの様々な学びの場・機会を通じて、認知症の人や障がいのある人、ひきこもりなど、悩み・不安を抱える人やその家族についての理解を促進します。                                                                                                                         |
| 2  | 地域における見守り活動の促進            | ●民生委員・児童委員や福祉委員、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会などの地域単位の組織・団体、ボランティア等による身近な地域での見守り活動、支援が必要な人の把握に向けた活動などを促進、支援します。<br>●民間事業者との連携による地域での見守り活動を構築・拡充します。<br>●身近な地域での気づきの感度を高めるとともに、適切な支援につがるよう、民生委員・児童委員や福祉委員等への研修の充実を図ります。 |
| 3  | 居場所等を活用した見守りの促進           | ●多様な市民が集うことができる居場所などを、悩み・不安を抱える人に気づき、支援につなぐ機会として積極的に活用します。                                                                                                                                                 |

(2) 様々な分野での相談窓口の周知及び相談体制の充実を図ります。

| No | 取り組み                       | 取り組みの内容                                                                                                                                                                               |
|----|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 相談しやすい<br>環境づくりの推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な機会・媒体を活用し、様々な分野の相談窓口や機能等の周知・啓発に取り組めます。</li> <li>●障がいの有無や年齢、外国にルーツがあることなどによって相談が受けにくいということがないよう、専門機関・団体等と連携し、相談しやすい環境づくりに取り組めます。</li> </ul> |
| 2  | 様々な分野の<br>相談体制・相談機能<br>の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、生活支援相談窓口、成年後見支援センター、男女共同参画センターなど、各分野の専門機関や相談窓口等による相談機能の充実を図ります。</li> </ul>                  |

## 2) 複合化・複雑化した課題に対応できる相談支援体制の構築・強化【重点的な施策】

悩みや不安などを抱える人が、安心して、地域で自分らしく暮らすことができるよう、多職種・多分野がつながり、相談支援及び参加支援に取り組む体制が整備・運用されている地域（5年後にめざす姿2-2）の実現に向けて、分野毎の相談支援ネットワークおよび分野横断型の相談支援体制の構築・強化に取り組みます。

（1）様々な分野において、他分野との連携・協働を図り、分野毎の相談支援ネットワークを強化します。

| No | 取り組み                           | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 相談窓口・機関によるネットワーク、顔の見える関係の構築・強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各分野の相談窓口の機能強化に向け、相談窓口間の情報・課題の共有や意見交換、必要な支援・サービス等につなぐための連携の強化などに取り組みます。</li> <li>●相談窓口の連携強化に向けて、各分野の相談支援専門職等の顔の見える関係づくりを進めます。</li> </ul>                                                         |
| 2  | 既存のネットワークを活用した分野毎の相談機能の強化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な分野における既存のネットワークを積極的に活用・運用し、他分野との連携・協働を進め、分野毎の相談機能の強化を図ります。</li> </ul> <p>【既存ネットワークの例】</p> <p>地域ケア会議、高齢者虐待等防止対策ネットワーク会議、障がい者自立支援協議会、成年後見制度地域連携ネットワーク協議会、要保護児童対策地域協議会、学校運営協議会（コミュニティスクール）等</p> |

（2）分野横断型の相談・支援体制を構築・強化します。

| No | 取り組み           | 取り組みの内容                                                                                                                                                          |
|----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 重層的支援体制整備事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●単独の分野での対応では限界のある複合化・複雑化した課題、制度の狭間の課題などに対応するため、重層的支援体制整備事業を通じて、分野横断型の包括的な相談・支援体制を構築・強化するとともに、各分野での対応力強化をめざします。</li> </ul> |

### 3) 悩み・不安などを抱える人に寄り添い、支える体制の構築・強化

悩みや不安などを抱える人が、安心して、地域で自分らしく暮らすことができるよう、多職種・多分野がつながり、相談支援及び参加支援に取り組む体制が整備・運用されている地域（5年後にめざす姿2-2）の実現に向けて、切れ目のない包括的な支援体制の構築・強化などに取り組みます。

（1）多様化・複雑化する課題や不安などに対応するため、様々な分野での支援を強化するとともに、切れ目のない包括的な支援体制を構築・強化します。

| No | 取り組み                 | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 生活困窮者等への自立支援の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援相談窓口を中心として、生活困窮状態にある人を対象に、一人ひとりの抱える課題を把握し、状況に応じた具体的な支援計画を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</li> <li>●生活福祉資金貸付制度を通じて、生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。</li> </ul>                                                            |
| 2  | ひきこもり等に関する支援の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援相談窓口において、ひきこもり等、社会的に孤立した状態にある人が社会とのつながりを取り戻せるよう、当事者及びその家族に寄り添い支援します。</li> </ul>                                                                                                                                        |
| 3  | ヤングケアラーの支援           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ヤングケアラーについての社会の理解を深め、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けた啓発を行うとともに、関係機関が連携した支援体制を整備し、ヤングケアラー及びその家族に対して適切な支援に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                              |
| 4  | 子どもの貧困対策の推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの貧困対策に向けた相談体制の充実や関係機関との連携強化、支援体制を整備するとともに、総合的な教育支援と経済的支援の充実、子ども食堂に関する取り組みや保護者の就労支援などに取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                 |
| 5  | 虐待・DV予防と早期発見・早期対応    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待やDVなどあらゆる暴力を決して許さないという意識づくりとともに、通告義務や相談窓口の周知徹底を図り、あらゆる暴力被害の潜在化を防止します。</li> <li>●関係機関や地域等との連携を図り、高齢者や障がいのある人、児童に対する虐待の防止及び早期発見、早期対応を図ります。</li> <li>●被害者等が相談しやすい体制づくりとともに、関係機関等との連携を通じて、被害者の保護・自立に向けた支援に取り組みます。</li> </ul> |
| 6  | 自殺対策の推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談体制の充実やネットワーク強化、地域での「気づき・つながり・見守り」ができる人材の育成、いのちの大切さを実感させる教育・学習・啓発などの自殺対策を全庁的に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                           |
| 7  | 高齢者、障がいのある人への就労支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●シルバー人材センターとの連携などを通じた高齢者の就労支援に取り組みます。</li> <li>●障がいのある人の一般就労や、福祉的就労が進み、自分に合った職場で働き続けることができるよう、支援の充実に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                      |

| No | 取り組み            | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | 再犯防止に向けた取り組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高砂市保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」などを通じて、地域での再犯防止に関する理解づくりを進めます。</li> <li>●保護司による生活上の助言・指導や保護観察対象者の就労支援などの相談に対応する更生保護サポートセンターの活動を支援します。</li> <li>●保護司など更生保護関係者や関係機関、地域団体・組織、既存のネットワーク等との連携を通じて、再犯防止に向けた支援体制の構築に取り組みます。</li> </ul> <p>※詳細については、「高砂市再犯防止推進計画」を参照ください。</p> |

(2) 福祉サービス・制度の質の確保・向上と情報提供の充実を図ります。

| No | 取り組み                    | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 福祉サービス・制度の質の確保・向上       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者や障がいのある人、子ども、生活困窮者支援など各分野において、福祉サービス等の質の確保・向上に取り組みます。</li> <li>●福祉サービス等を必要とする人やその家族が、安心してサービス等を利用できるよう、苦情処理や問題解決に向けた取り組みを推進します。</li> <li>●共生型サービスなど分野横断的な福祉サービス等の検討を進めます。</li> </ul>              |
| 2  | 福祉サービス・制度に関する情報提供・発信の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービス等を必要とする人やその家族が、適切に選択して利用できるよう、様々な場・機会・媒体を活用して、情報の受け手側の視点に立った積極的かつ効果的な情報提供・発信に取り組みます。</li> <li>●福祉サービス等を必要とする人等の相談体制を確保・充実に取り組みます。</li> <li>●デジタル技術を活用して情報が得られるよう、必要な通信環境の整備に取り組みます。</li> </ul> |

#### 4) 権利擁護支援体制の構築・強化【重点的な施策】

悩みや不安などを抱える人が、安心して、地域で自分らしく暮らすことができるよう、多職種・多分野がつながり、相談支援及び参加支援に取り組む体制が整備・運用されている地域（5年後にめざす姿2-2）の実現に向けて、「高砂市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護に関する相談機能や地域連携の仕組みなどの構築・強化に取り組めます。

##### （1）権利擁護に関する理解・認識を醸成し、相談機能を強化します。

| No | 取り組み                 | 取り組みの内容                                                                |
|----|----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 成年後見支援センターの設置        | ●成年後見支援センターを設置し、権利擁護や成年後見制度などに関する広報、相談、利用促進機能の整備を図ります。                 |
| 2  | 権利擁護・成年後見に関する周知啓発    | ●成年後見支援センターを中心に、多様な場・機会・媒体を活用し、権利擁護や成年後見制度などに関する具体的な周知・啓発、利用促進に取り組めます。 |
| 3  | 権利擁護・成年後見に関する相談機能の強化 | ●成年後見支援センターを中心に、地域の専門職団体、関係機関の協力を得て、成年後見制度の利用に関する相談機能を強化します。           |

##### （2）権利擁護に関する地域連携の仕組みを構築・強化します。

| No | 取り組み                    | 取り組みの内容                                                                                  |
|----|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・強化 | ●権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるため、既存の保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた地域連携の仕組み「高砂市地域連携ネットワーク」を構築・強化します。 |

※上記「取り組みの内容」の詳細については、「高砂市成年後見制度利用促進基本計画」を参照ください。



## 基本目標3 地域福祉を進める意識と担い手づくり

市民一人ひとりの地域や福祉などへの意識、理解、行動を高めるとともに、既存の担い手への支援や多様な人材の発掘・育成、福祉人材の育成・確保に取り組み、地域福祉を進め、地域共生社会を実現する人を創ります。

### 基本目標3で5年後にめざす市民・地域の姿

3-1：地域福祉を支え、推進する個人・組織など多様な主体が育ち、活躍しています。

3-2：地域福祉を支え、推進する専門的な人材が育ち、活躍しています。

## 1) 地域や福祉などへの意識の向上

地域福祉を支え、推進する個人・組織など多様な主体が育ち、活躍している地域（5年後にめざす姿3-1）の実現に向けて、地域や福祉などへの意識づくりに取り組みます。

（1）まち・地域などへの意識・関心を高め、我が事としての認識づくりを推進します。

| No | 取り組み                | 取り組みの内容                                                                                                                                                                             |
|----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | まちや地域への<br>関心・愛着の醸成 | <ul style="list-style-type: none"><li>●多くの市民が、まちや地域を知り、関心や愛着を持てるようなイベント・行事を充実するとともに、積極的かつ効果的な広報・広聴活動を進めます。</li><li>●まちや地域のことを我が事として認識できるよう、まちや地域への関心と愛着を、具体的な活動、活躍につなげます。</li></ul> |

（2）福祉教育などを通じて、地域や福祉、人権についての正しい理解、認識づくりを推進します。

| No | 取り組み                         | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                        |
|----|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 子どもを対象とした<br>福祉教育・学習等の<br>推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>●保育所、幼稚園、認定こども園や小中学校において、地域での様々な体験・交流活動を進め、福祉や人権に関する意識づくりを進めます。</li><li>●小中学校や高校などにおいて、福祉教育・学習、人権教育や体験学習に取り組むとともに、ボランティアなどの具体的な福祉活動の場づくりを進めます。</li></ul> |
| 2  | 地域での福祉教育・<br>学習等の推進          | <ul style="list-style-type: none"><li>●生涯学習の取り組みや出前講座、図書館での取り組み、地域における学習会、研修会、イベントなど様々な機会・場を積極的に活用し、福祉を我が事と捉えるための多様な福祉教育・学習、人権教育を推進、促進します。</li></ul>                                           |



## 2) 既存の担い手への支援【重点的な施策】

地域福祉を支え、推進する個人・組織など多様な主体が育ち、活躍している地域（５年後にめざす姿３－１）の実現に向けて、既存の担い手への支援、担い手が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

（１）既存の担い手の抱える課題・問題を見える化し、解決を図ることで、担い手が活動しやすい環境づくりを進めます。

| No | 取り組み                       | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 担い手の抱える課題・問題の解決に向けた取り組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民主体の活動への支援において、それぞれの担い手の抱える課題・問題などを把握、整理します。また、それらの解決に向けて、関連する事例・ノウハウ等の提供、地域とテーマ型活動や多分野間のマッチング、新たな仕組みづくりなどに取り組み、担い手が「活動しやすい環境」を整備します。</li> </ul>                                                                       |
| 2  | 市民主体の活動への支援<br>【基本目標１－１）】  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会活動への支援【再掲】</li> <li>●地域単位で活動する団体・組織の運営・活動への支援【再掲】</li> <li>●民生委員・児童委員の活動支援【再掲】</li> <li>●福祉委員の活動支援及び小地域福祉活動の活性化【再掲】</li> <li>●ボランティア活動の促進【再掲】</li> <li>●公益団体活動や自発的市民活動の支援【再掲】</li> <li>●当事者団体・組織の活動支援【再掲】</li> </ul> |

### 3) 多様な人材の発掘・育成

地域福祉を支え、推進する個人・組織など多様な主体が育ち、活躍している地域（5年後にめざす姿3-1）の実現に向けて、多様な人材の確保・養成、活躍・挑戦への支援に取り組みます。

（1）様々な分野でのボランティアや支援者などの確保・養成、活躍できる環境づくりを推進します。

【再掲】

| No | 取り組み                   | 取り組みの内容                                                                                                                                                               |
|----|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ボランティア活動の促進【再掲】        | ●高砂市ボランティア活動センターや関係機関等と連携し、多分野におけるボランティア活動者の確保・育成、情報発信、多分野のボランティア間の情報交換・交流、活動支援などを通じて、ボランティア活動を促進します。                                                                 |
| 2  | 市民が支援者となる仕組みの構築・拡充【再掲】 | ●福祉分野を中心に、地域での支援活動等の担い手（支援者）の確保・育成、それらの支援者が活躍できる環境づくりに取り組み、市民が支援者となる仕組みを構築・拡充します。<br>【市民が支援者となる仕組みの例】<br>認知症サポーター、高齢者等見守り・SOSネットワーク、家事援助ヘルパー、ファミリーサポートセンター、意思疎通支援事業など |

（2）市民一人ひとりの社会参加や地域での活躍・挑戦などを支援します。【再掲】

| No | 取り組み                  | 取り組みの内容                                                            |
|----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1  | 若年層へのアプローチの推進【再掲】     | ●学生や若い世代、働き盛り世代などの地域活動への意識・関心などを踏まえ、社会参加や地域での活躍・挑戦できる機会づくりに取り組みます。 |
| 2  | 元気な高齢者へのアプローチの推進【再掲】  | ●地域づくり活動の担い手として、元気な高齢者（アクティブシニア）の積極的な社会参加を促進します。                   |
| 3  | 新たな社会参加、活躍・挑戦への支援【再掲】 | ●多様な分野の地域課題に対応するため、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス事業者の創業支援などに取り組みます。          |

#### 4) 福祉人材の育成・確保

地域福祉を支え、推進する専門的な人材が育ち、活躍している地域（5年後にめざす姿3-2）の実現に向けて、以下の取り組みを進めます。

（1）福祉専門職などの分野間の交流、顔の見える関係づくり、専門職の育成・確保を推進します。

| No | 取り組み        | 取り組みの内容                                                                                        |
|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 福祉専門職等の交流   | ●各分野の福祉専門職等の交流を促進するとともに、顔の見える関係づくりを進めます。<br>●相談支援に携わる専門職間の連携を図るための仕組みを拡充し、有機的なネットワークの構築につなげます。 |
| 2  | 福祉専門職の育成・確保 | ●福祉専門職・福祉職員に対する知識・技術等の向上に向けた研修を充実します。<br>●関係機関と連携し、福祉専門職の求人事業者と求職者のマッチングを支援します。                |

（2）市民に寄り添い、地域の課題に気づき、自主的に取り組む市職員、参画・協働に取り組む市職員の育成を推進します。

| No | 取り組み                 | 取り組みの内容                                                                                |
|----|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 市職員の参画・協働に対する意識の向上   | ●地域との交流や関係機関との交流など様々な経験を積もうとする意欲を育み、住民や関係者等との対話を基本に、地域の特性を把握し、住民との参画と協働に取り組む市職員を育成します。 |
| 2  | 市職員の地域福祉に関する意識・資質の向上 | ●市職員の地域福祉に関する意識や資質の向上を図るとともに、地域福祉の推進に向けた専門的な知見を深めるための取り組みを進めます。                        |

## 高砂市再犯防止推進計画

### 1) 策定の背景と趣旨

平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行され、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられました。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存、高齢で身寄りがいないなど地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

本市においても、再犯防止の取り組みを推進するため、高砂市再犯防止推進計画を策定します。

### 2) 計画の位置づけと期間

再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、高砂市再犯防止推進計画の計画期間は、第 4 期高砂市地域福祉計画の計画期間と同様に、令和 5 年度からの 5 年間とします。

### 3) 再犯防止を取り巻く現状（保護司を対象としたヒアリング結果）

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | 日時：令和 4 年 6 月 28 日 10:00～11:30<br>対象・方法：再犯防止活動に従事する保護司を対象に、対面ヒアリングを実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 結果 | <p>①高砂市における犯罪をした人等の実態</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 犯罪をした人が困っていることは、家族・同居人とのつきあい、就労先がないことなど。</li><li>● 犯罪をした人は、地域に入りにくいと感じている。</li><li>● 少年（保護観察処分少年や少年院仮退院者）は減少傾向にある。現状では、普通の子どもが詐欺に関わったりしたケースが多い。</li><li>● 現状、地域では犯罪をした人にあまり関心がないように感じる。そもそも地域への関心が希薄化していることも要因と考えられる。</li></ul> <p>②高砂市における犯罪をした人等の支援ニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 適切なところに就労をしないと再犯につながってしまう。</li><li>● 身元引受人が同居を拒否した場合、身元引受人が住まいを確保することになるが、確保が非常に難しいため、住居のあっせんなどの支援があればよい。</li><li>● 少年への修学支援については、学校や先生の再犯防止等に対する認識や意識などの醸成が必要。</li><li>● 犯罪をした人が地域に入っていきやすいように、地域住民の意識や理解などの醸成が必要。</li></ul> |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 結果 | <p>③支援者の実態、課題、支援ニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 更生保護サポートセンターができたことによって、面談・面接などの場が確保でき、活動がやりやすくなった。さらに、市内でも複数の面談・面接の場が必要。</li> <li>● 再犯防止に関する取り組みを進める上で、保護司として他の組織・団体等との連携の意向はあるが、市内での連携相手に関する情報などが入手できない。</li> <li>● 再犯防止活動の担い手として、若い人がもっと参加できるようになれば。</li> <li>● 保護司として関与できない人（満期釈放者等）こそ、アプローチや支援が必要。</li> </ul> |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 4) 再犯防止に向けた取り組みの内容

| No | 取り組み              | 取り組みの内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 地域での再犯防止に関する理解づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護司など更生保護関係者と連携し、7月の強化月間に合わせ、市内各所において、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための運動である「社会を明るくする運動」に取り組みます。</li> <li>●高砂市保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」に対する理解を深めることを目的に、次代を担う小中学生を対象とした犯罪・非行のない地域社会づくりについての作文コンテストを実施します。</li> <li>●保護司及び保護司の活動などについて市民への周知に取り組みます。</li> </ul>                                   |
| 2  | 犯罪をした人等への継続的な支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護司による生活上の助言・指導や保護観察対象者の就労支援などの相談に対応する更生保護サポートセンターの活動を支援します。</li> <li>●犯罪・非行防止、犯罪をした人等の自立に関する相談窓口である更生保護サポートセンターの周知に取り組みます。</li> <li>●保護司など更生保護関係者をはじめ関係機関・団体、民間事業者等と連携し、社会復帰を求める人たちの就労への支援、住居や居場所などの確保に取り組みます。</li> <li>●地域復帰し自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービスの確保に取り組みます。</li> </ul> |
| 3  | 更生保護の担い手への支援      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護司など更生保護関係者への相談支援をはじめ、活動しやすい環境づくりに取り組みます。</li> <li>●保護司など更生保護関係者や関係機関、地域団体・組織、既存のネットワーク等との連携を通じて、再犯防止に向けた支援体制の構築に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                                                |

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

#### 1) 市民・地域・事業者等との協働による推進

市民一人ひとりをはじめ、地域団体・組織、事業者等と本計画の趣旨・内容などの共有を図るため、積極的な周知・普及に取り組むとともに、計画に示す「5年後にめざす市民・地域の姿」の達成に向けて、多様な主体との協働により地域福祉を推進します。

#### 2) 高砂市社会福祉協議会との連携

地域福祉の推進を図ることを目的に組織されている高砂市社会福祉協議会との連携を強化し、住民主体の取り組みを支援するとともに、具体的な課題の共有・検討、活動・仕組みづくりなどを推進します。

#### 3) 庁内での連携

本計画で掲げる基本理念（高砂市における地域共生社会）を実現するためには、福祉、保健、医療、教育、市民活動、環境、交通、都市計画・住宅、多文化共生、産業振興など、多岐に亘る分野の施策・事業を一体的に推進していく必要があります。また、複合化・複雑化した課題、制度の狭間の課題などに対応していくためにも、分野を超えた包括的な支援体制を構築・強化していく必要があります。

そのため、地域福祉に関わる課題等を庁内関係部署で共有し、本計画に関連する施策・事業等を整理した実施計画を作成するとともに、課題の解決に向けて「地域福祉計画推進庁内委員会」等で分野間の連携・調整に取り組み、実施計画を踏まえて関連する施策や具体的な事業等を推進します。

なお、福祉分野の個別計画をはじめとする関連計画の推進や見直し時には、本計画との整合性を確保しつつ、各計画で示された施策の展開を図ります。

#### 4) 広域での連携

地域福祉を推進するにあたって、市単独では解決が困難な課題・問題や、広域的な対応が効果的な課題・問題などについては、近隣市町や兵庫県との情報共有や連携を強化し、その解決を図ります。

### 2. 計画の進捗管理・評価

本計画において、進捗管理と評価などを進めるため、市民代表、各種団体代表、学識経験者等で構成される「高砂市地域福祉計画推進委員会」において、本計画の進捗管理の確認とともに、検証及び評価を行います。なお、計画の進捗管理と検証及び評価はPDCAサイクルに基づいて実施します。

## 1. 第4期高砂市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による第4期高砂市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するに当たり、市民その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、第4期高砂市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療・福祉関係者
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部人権福祉室地域福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 2. 第4期高砂市地域福祉計画策定委員会委員名簿

| 氏 名    | 所 属 名                     | 備考   |
|--------|---------------------------|------|
| 藤原 慶二  | 関西福祉大学                    | 委員長  |
| 増田 章吾  | 高砂市医師会                    |      |
| 石原 康愛  | 高砂市社会福祉協議会                |      |
| 中尾 進   | 高砂市民生委員児童委員協議会            | 副委員長 |
| 西川 賀久  | 高砂市保護司会                   |      |
| 向田 憲司  | 兵庫県東播磨県民局加古川健康福祉事務所       |      |
| 寺延 順市  | 高砂市心身障がい者連絡協議会            |      |
| 福本 隆文  | 高砂市連合自治会                  |      |
| 池本 縁   | 高砂市連合婦人会                  |      |
| 増田 賢藏  | 高砂市老人クラブ連合会               |      |
| 梶原 加奈  | 子育てサークルのほほ〜んサークル代表        |      |
| 岸本 一弘  | 高砂市ボランティア活動センター登録団体（者）連絡会 |      |
| 竹内 茂雄  | NPO法人連絡会                  |      |
| 山里 護   | 市民委員                      |      |
| 中井 八重美 | 市民委員                      |      |

(敬称略)

## 3. 第4期高砂市地域福祉計画策定委員会開催状況

| 回 数 | 開催日       | 議 題                                                                                      |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和4年7月29日 | (1) 第4期高砂市地域福祉計画の策定に向けて<br>(2) 第3期高砂市地域福祉計画の振り返り<br>(3) 第4期高砂市地域福祉計画のフレーム（基本的な考え方・施策体系案） |
| 第2回 | 令和4年11月8日 | (1) 第4期高砂市地域福祉計画の策定体系等のイメージ（案）について<br>(2) 第4期高砂市地域福祉計画素案について                             |
| 第3回 | 令和5年2月3日  | (1) パブリックコメントの結果について<br>(2) 第4期高砂市地域福祉計画最終案について                                          |



## 4. 地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、地域福祉計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画に関する進捗管理と評価及び必要な事項の調査に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関する関係部局の連絡調整に関すること。
- (3) 市職員の地域福祉に関する意識や資質の向上に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。
- (5) 計画の策定及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は地域福祉課長を、副委員長は障がい福祉課長を、委員は別表に掲げる職にある者及び高砂市社会福祉協議会の推薦する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部人権福祉室地域福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 所 属                   |
|-----------------------|
| 政策部 経営企画室 企画課長        |
| 総務部 危機管理室主幹（防災担当）     |
| 市民部 市民窓口室 地域振興課長      |
| 健康こども部 健康文化室 健康増進課長   |
| 健康こども部 子育て支援室 子育て支援課長 |
| 健康こども部 子育て支援室 幼児保育課長  |
| 福祉部 人権福祉室 地域福祉課長      |
| 福祉部 生活福祉室 障がい福祉課長     |
| 都市創造部 都市住宅室 都市政策課長    |
| 教育部 教育推進室 生涯学習課長      |
| 高砂市社会福祉協議会の推薦する者      |

## 5. 地域福祉計画庁内推進委員会開催状況

| 回 数 | 開催日        | 議 題                                                                                      |
|-----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和4年7月14日  | (1) 第4期高砂市地域福祉計画の策定に向けて<br>(2) 第3期高砂市地域福祉計画の振り返り<br>(3) 第4期高砂市地域福祉計画のフレーム（基本的な考え方・施策体系案） |
| 第2回 | 令和4年10月25日 | (1) 第4期高砂市地域福祉計画の策定体系等のイメージ（案）について<br>(2) 第4期高砂市地域福祉計画素案について                             |
| 第3回 | 令和5年1月25日  | (1) パブリックコメントの結果について<br>(2) 第4期高砂市地域福祉計画最終案について                                          |

## 6. 用語解説

### アルファベット

#### DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic Violence の略語。直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

#### NPO（民間非営利組織）

Non Profit Organization の略称。NPOは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、主に国内で社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われています。

#### SOSネットワーク

認知症高齢者等が徘徊により所在不明となった場合に、迅速な搜索に協力が得られる関係機関及び協力者等との連携によって、当該認知症高齢者等の早期発見を目的としたシステムのことです。

### 「あ」行

#### アウトリーチ

行政や支援機関などが積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることです。

### 「か」行

#### 介護保険

原則 40 歳以上の人が保険加入者となり、保険料を負担し、要支援・要介護の認定を受けたとき、費用の一部を支払って介護保険サービスが利用できる制度のことです。介護保険サービスには、訪問介護や通所介護などの居宅介護サービスと特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所する施設介護サービス、介護状態になることを予防する介護予防サービスなどがあります。

#### 学校運営協議会（コミュニティスクール）

保護者や地域住民に学校運営に参画してもらい、一体となって子どもたちを育てていく組織です。学校運営協議会の委員は、学校や地域の実情に合わせ、保護者の代表、地域や各種団体などで構成されます。委員は、学校運営基本方針や教育活動についての意見を述べることができ、学校運営に反映させることができます。

#### 家庭児童相談員

子どもの養育や家庭環境、発達、虐待などの子どもに関する問題について、電話や面接・訪問により相談を受け付け、関係機関の紹介や助言など、幅広く行うことで、子どもが安心安全な生活を送れるよう支援する相談員です。

## 虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待が問題となっています。

## 共助

身の回りで起こる問題を、地域や近隣で互いに助け合って解決することです。

## 共生型サービス

デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がい者が共に利用できるサービスのことです。介護保険と障害福祉のそれぞれの制度に位置づけられており、限られた福祉人材を有効活用できることや、障がい者が 65 歳以上となっても使い慣れた事業所でサービスの利用を継続しやすい等の利点があります。

## 協働

立場の異なる団体・組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために、役割を明確にし、連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組みのことです。

## 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等の自己決定をサポートするため、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。

## 公助

地域では解決できない問題を国や県、自治体が支援することです。

## 更生保護

犯罪や非行をした人が罪を償い、社会の一員として再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐことで地域社会の安全と安心を守る仕組みです。

## 更生保護サポートセンター

犯罪や非行防止のための相談窓口です。運営は高砂市保護司会が行い、担当保護司が生活上の助言・指導や保護観察対象者の就労支援などの相談に応じています。

## 高齢者虐待等防止対策ネットワーク

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 16 条により、虐待を受けている高齢者に迅速かつ適切に対処するため、関係機関、関係団体及び関連する職務に従事する者その他関係者が連携して、これらの虐待の防止に資するとともに、その啓発活動に努めることを目的として設置されています。

## 子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する環境づくりをすすめるため、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導や子育てサークル等への支援などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。

## 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期の相談窓口です。安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長することができるよう、保健師や助産師、管理栄養士等専門のスタッフが様々な疑問や相談に応じ、妊娠から就学までの子育てをサポートします。

## 子ども食堂

様々な事情を抱える子どもたちへ無料でもしくは低価格で温かい食事と、共に食事をする場を提供する食堂のことです。

## 「さ」行

## 災害ボランティア

災害発生時に自主的に救援活動を希望する個人又は団体のことです。

## 支え合いづくり協議会

高砂市における生活支援体制整備事業の第2層協議体のことです。定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となる組織で、市内の8行政圏域を単位に支え合い活動づくりを展開します。

## 資源（地域資源）

支援に活用できる人・もの・財源・情報のことです。

## 自助

身の回りで起こる問題を、個人や家庭の努力で解決することです。

## 社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットたかさご）

市内の社会福祉法人が高齢・障がい・児童などの分野を超えた連携・協働により、地域の“ほっとか（れ）へん”福祉課題に取り組み、高砂市の地域福祉の推進を図るためのネットワークのことです。地域のニーズや各法人での取り組みを情報交換・共有し、課題解決に向けた事業の検討や事業展開を行います。

## 障がい者自立支援協議会

障がいのある人が地域で自立した生活ができるように、行政機関をはじめとした障害福祉サービス事業者や学校、医療等の関係機関が連携し、事例検討や情報交換、政策提言等を行う組織のことです。

## 障がい者基幹相談支援センター

地域における障がい者の相談支援を担う中心的機関のことです。基本的な役割として、①総合的・専門な相談支援、②地域の相談支援体制の強化の取り組み、③権利擁護・虐待の防止、④障がい者自立支援協議会への参画が挙げられます。

## 小地域福祉活動

お互いに顔のわかる自治会単位ごとに、福祉委員等が中心となって実施する、きめ細やかな見守り・助け合い活動のことを言います。

## 生活支援相談窓口

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、一人ひとりの生活の中で抱える課題を把握し、状況に応じた支援計画を作成、就労支援など自立に向けた支援を行う窓口のことです。

## 生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等、地域資源の開発やネットワーク化などを行う専門職です。地域支え合い推進員とも言います。

## 生活支援体制整備事業

介護保険制度の地域支援事業に設けられた高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくための事業です。生活支援体制整備事業では、「協議体（市や地区ごとの協議会）」の設置や「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」等を通じて、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう取り組みを進めます。

協議体は、地域の住民やボランティア、各種団体等、その地域や課題に応じた団体等が生活支援コーディネーターとともに、資源の開発や調整のために話し合いを行い、実際に行動する組織で、第1層は市町村区域、第2層は中学校区域と定められています。

## 生産年齢人口

年齢別人口のうち、労働力となる 15 歳以上 65 歳未満の人口を指します。

## 成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人等を保護し、支援するための制度です。後見人は単に本人の財産を管理するだけではなく、自己決定を尊重し、残存能力を活用しながら、本人の生活を支えることとされています。

### 第5次高砂市総合計画

地域福祉計画も含めた高砂市のすべての計画の基本となる、令和3年度から令和12年度までの10年間の行政運営の総合的な指針となる計画です。高砂市のめざす将来像や将来の目標、その実現に向けた取り組みなどが盛り込まれています。

### 高砂市社会福祉協議会

社会福祉法にもとづく社会福祉法人で、高砂市内の社会福祉に関する様々な活動を行っています。

### ダブルケア

親の介護と子育てを同時期にする状態のことです。

### 地域ケア会議

高齢者への支援の充実、介護専門員等ケアマネジメントの実践力向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議のことです。

### 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や支援の体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、地域包括ケア実現に向けた中心的機関のことです。

### 地域連携ネットワーク（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）

権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの機能（役割）を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

### 出前講座

高砂市のしくみや施策、制度・サービスなどについて、地域に出向いて開催する各種講座や学習会のことです。

### 認知症カフェ

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」です。活動の内容は様々ですが、認知症の人やその家族同士が情報交換するだけでなく、医療や介護の専門職に相談ができ、地域の人との交流の場になっています。

### 8050（はちまるごーまる）問題

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の後期高齢者の親が面倒を見るケースが増えているという社会問題のことです。

### パブリックコメント（市民意見公募手続制度）

市が基本的な計画等を策定する際に、事前にその案の内容および関連資料を公表して、市民等からの意見を募集し、それを政策に反映させるとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。

### バリアフリー

障がいのある人や高齢者などが生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去することをさします。また、建築物等の物理的な障壁だけでなく、障がいのある人や高齢者などが、社会的、心理的に被っている偏見や差別意識、制度などの障壁を除去する意味にも使われます。例えば、施設面では、段差の解消やノンステップバス、階段に併設したスロープの設置、車椅子に対応したエレベータの設置、点字の併記、点字ブロックなどがあります。その他、コミュニケーションの場面においても、文字放送や手話通訳・手話放送、要約筆記などが挙げられます。

### ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（業務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念です。

### 避難行動要支援者

平成25年の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉（これまでは、災害時要援護者）で、高齢者障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人のことです。

### ファミリーサポートセンター

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）とが会員となり、会員同士で子育ての相互援助活動を有料で行う会員制の組織のことです。

### 福祉委員

地域における住民の福祉活動の推進役として、社会福祉協議会が約50世帯に1人の割合で委嘱しています。福祉委員は、町内における住民の福祉問題や要望を把握したり、地域内で解決したり、市や社会福祉協議会の事業・施策をつなげていく役割を担っています。また、民生委員・児童委員や自治会などと協力しながら、小地域でのきめ細やかな見守り、助けあい活動を展開しています。



## 福祉専門職

社会生活上、さまざまな困難や問題を抱える人々を対象に、社会福祉士や介護福祉士、保育士など社会福祉の専門的知識・技術をもって援助に当たる専門職のことです。

## 保育コンシェルジュ

地域子ども・子育て支援事業の一つとして、保育を希望する人の相談を受け、ニーズにあった教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業などの情報提供や関係機関との連絡調整などを行う利用者支援相談員のことです。

## 母子父子自立支援員

ひとり親家庭の母もしくは父または養育者の方の生活上の悩みや就労についての相談に応じ、自立に必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。

## 保護司

「保護司法」に基づき、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、社会的信望があること、熱意と時間的余裕があることなどの要件を満たす人の中から法務大臣が委嘱します。

## ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のことです。

## ボランティア活動センター

社会福祉協議会にてボランティアの相談窓口として、活動希望者に活動先の紹介をしたり、ボランティアを求める人や施設・団体にはボランティアを紹介したりしています。また、ボランティア登録（個人ボランティア、ボランティアグループ）も行っており、情報提供に努めています。さらに、年間を通して、いろいろなボランティア体験教室や研修会も開催しています。

## 「ま」行

## 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、地域住民の生活状況の把握、要援護者の相談援助、関係行政機関への協力など広範囲な職務を行うほか、「児童福祉法」による児童委員を兼務しています。

## 「や」行

### ヤングケアラー

本来大人がすると想定されているような家事、家族の世話などを日常的に行っている子ども（18歳未満の若者）のことを言います。

### ユーアイ福祉交流センター

高齢者、障がいのある人、子ども・子育て世代の交流の場、また、ボランティア等福祉の担い手の交流の場として、平成 27 年 4 月に開設した施設です。この施設には、子育て支援センターや社会福祉協議会が入り、各種の子育て支援事業や生きがいデイ事業、地域包括支援センター、ファミリーサポートセンターなどの事業を展開します。また、貸館機能もあり、様々な交流事業や講演会、研修会を実施できます。

### ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、出来るだけ多くの人が利用可能なように製品、建物、空間をデザインすることです。

### 要介護等認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人のことです。

### 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもを始めとする保護を要する子ども（要保護児童）に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場です。平成 16 年児童福祉法改正において、法的に位置づけられました。

## 「ら」行

### ライフスタイル

消費者が所与の社会的、文化的、経済的条件のもとで示す生活の態様を言います。ライフスタイルは消費者が持つ価値観や哲学にも左右され、所得にも影響されます。

# 高砂市

## 成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月  
令和5年3月改定

高 砂 市



はじめに

わが国は、超高齢社会を迎えています。本市においても、高齢者世帯や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付数が増加するなど、支援を必要とする人が増えています。平成12年に創設された成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約行為で不利益を被ったり、人としての尊厳が損なわれたりすることがないように、おもに法律面で支援する制度です。



本市では、令和3年度より成年後見に関する相談窓口を一本化し、庁内及び関係機関との連携体制を整えました。今後、さらに高齢化が進み、成年後見制度への新たなニーズの高まりが見込まれるため、令和3年5月に高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会を設置し、このたびの本計画策定となりました。

本計画は、本市の福祉分野の上位計画である「第3期地域福祉計画」の基本目標の1つである「権利擁護に関する取り組みの充実」に包含されるものであり、令和4年度に策定予定の「第4期地域福祉計画」と一体的に推進していくこととなります。

「誰もが安心して自分らしく暮らせる ぬくもりのまち」をめざし、「成年後見制度が必要な人に行き届く、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、充実」を図ります。成年後見制度の周知・啓発はもとより、制度を必要とする人に、必要な支援が行き届く体制を構築し、本人が自立し、尊厳をもって生活できるまちづくりを推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、委員会で多くの貴重なご意見をいただきました委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

高砂市長 都倉達弥



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように、主に法律面で支援する制度です。

この制度は、介護保険制度の施行に伴い、従来の禁治産・準禁治産制度が見直され、平成12年に介護保険制度と同時にスタートしました。しかし、全国的にも成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、近年の高齢化の進行に伴う認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にあり、成年後見制度に関する理解醸成や、活用の促進が大きな課題となっています。

このような中、国は平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）を施行し、同法に基づき平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「国の基本計画」という。）を閣議決定しました。

国の基本計画では、市町村の講ずる措置として、「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を定め、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明記されています。

### 成年後見制度の概略

成年後見制度には大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

#### 法定後見制度

本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度で、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

|                                | 後見                          | 保佐                              | 補助                                                     |
|--------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 対象となる方                         | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方         | 判断能力が著しく不十分な方                   | 判断能力が不十分な方                                             |
| 申立てをすることができる人                  | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など※1 |                                 |                                                        |
| 成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為 | 日常生活に関する行為以外の行為             | 民法13条1項所定の行為※2 ※3 ※4            | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）※1 ※2 ※4 |
| 取消しが可能な行為                      |                             | 同上※2 ※3 ※4                      | 同上※2 ※4                                                |
| 成年後見人等に与えられる代理権の範囲             | 財産に関するすべての法律行為              | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」※1 | 同左※1                                                   |

※1 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

※2 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

※3 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

※4 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

出典：法務省ホームページより抜粋

#### 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本市はこれまで、権利擁護の支援に向けて、成年後見制度の周知、利用支援、相談支援体制の強化など、成年後見を必要とする人が必要な支援が受けられるよう、高砂市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）をはじめとした様々な関係機関と連携し、取り組んできました。

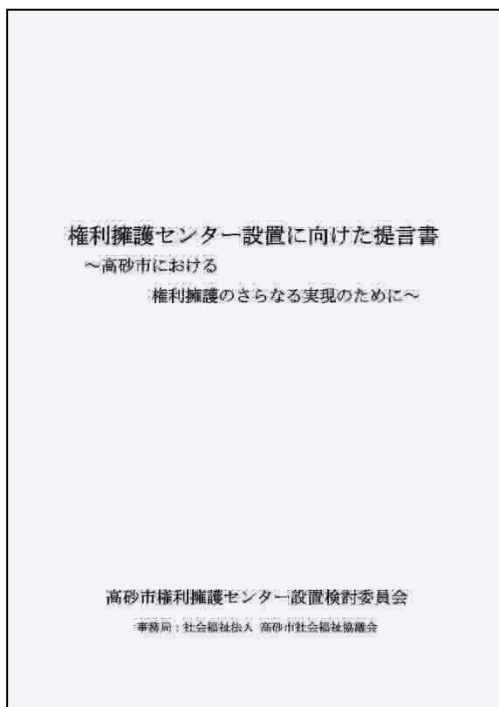
高齢化の進展に伴い、成年後見に関する各種事業の利用は増加しています。また、成年後見を必要とする人に対する支援内容や相談内容は多様化・複雑化しており、今後さらに高齢化が進行すると予測されることから、本市における成年後見制度の支援体制を強化する必要があります。

このような状況に先駆け、市社協を事務局とした「高砂市権利擁護センター設置検討委員会」が平成 31 年 4 月に設置され、本市もその検討委員会に参加しました。当委員会では、先進地視察をはじめ、民生委員・児童委員や専門職、福祉関係者等を対象とした実態調査を実施するなど、本市の権利擁護に関する問題や課題の把握、整理が行われました。そして、本市における権利擁護の推進に向けた「権利擁護センター設置に向けた提言書」が作成され、令和 3 年 3 月 24 日に当市に提出されました。

令和 3 年度から成年後見に関する窓口を市地域福祉課に一本化し、連携体制の再構築を行いましたが、今後さらに高齢化が進むこと、成年後見制度に関するニーズが高まることから、本市における新たな支援体制の構築が重要となっています。

本市の福祉の上位計画で成年後見制度とも関連の深い「第 3 期高砂市地域福祉計画」は令和 4 年度をもって終了することになっていますが、成年後見制度に対するニーズの高まりと利用促進に向けた施策を早期に展開するため、「高砂市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

#### 提出された提言書





## 2. 計画の位置づけと期間

本計画は、成年後見制度利用促進法第 14 条の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、本計画は、本市の福祉分野の上位計画である「第 3 期高砂市地域福祉計画」の「基本目標 6 権利擁護に関する取り組みの充実」に包含されるものであり、成年後見制度の利用を促進していくための具体的な施策等を取りまとめた計画となります。

本計画の期間については、「第 4 期高砂市地域福祉計画」と一体的に推進していくことになるため、令和 4 年度から令和 9 年度までの 6 年間とします。

|                       | 平成<br>29 | 平成<br>30 | 令和<br>元 | 令和<br>2 | 令和<br>3 | 令和<br>4     | 令和<br>5 | 令和<br>6 | 令和<br>7 | 令和<br>8 | 令和<br>9 | ～ |
|-----------------------|----------|----------|---------|---------|---------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---|
| 国基本計画                 | 第 1 期    |          |         |         |         | 第 2 期       |         |         |         |         |         |   |
| 高砂市成年後見制度<br>利用促進基本計画 |          |          |         |         |         |             |         |         |         |         |         |   |
| 高砂市地域福祉計画             | 第 2 期    | 第 3 期    |         |         |         | 第 4 期地域福祉計画 |         |         |         |         |         |   |

## 3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、司法関係者や保健・医療・福祉の関係者等で構成する「高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会」を設置し、計画の内容等について意見交換・検討を行いました。

また、令和 3 年度に実施した市民アンケートの結果を反映するとともに、令和 3 年 12 月から令和 4 年 1 月にかけて実施したパブリックコメントを経て、本計画を策定しました。

## 第2章 成年後見制度を取り巻く現状

### 1. 対象となる人の現状

#### 1) 高砂市の概要

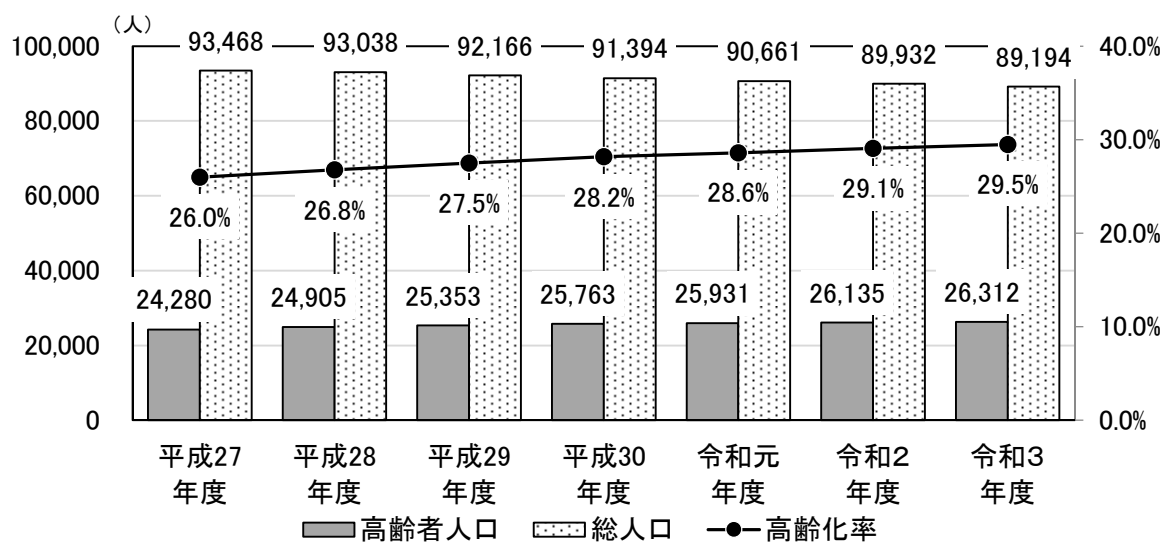
高砂市の概要（令和3年9月末）は以下の通りです。

- 総人口：89,194 人
- 面積：34.38 km<sup>2</sup>
- 世帯数：39,971 世帯
- 65歳以上人口：26,312 人（高齢化率 29.5%）
- 小学校：10 校
- 地域包括支援センター：1 箇所（協力センター：4 箇所）
- 障がい者基幹相談支援センター：1 箇所（相談支援事業所：6 箇所）

#### 2) 高齢化の状況

総人口は減少傾向にあり、令和3年で89,194人となっています。また、高齢者人口及び高齢化率は増加傾向にあり、令和3年で26,312人、29.5%となっています。

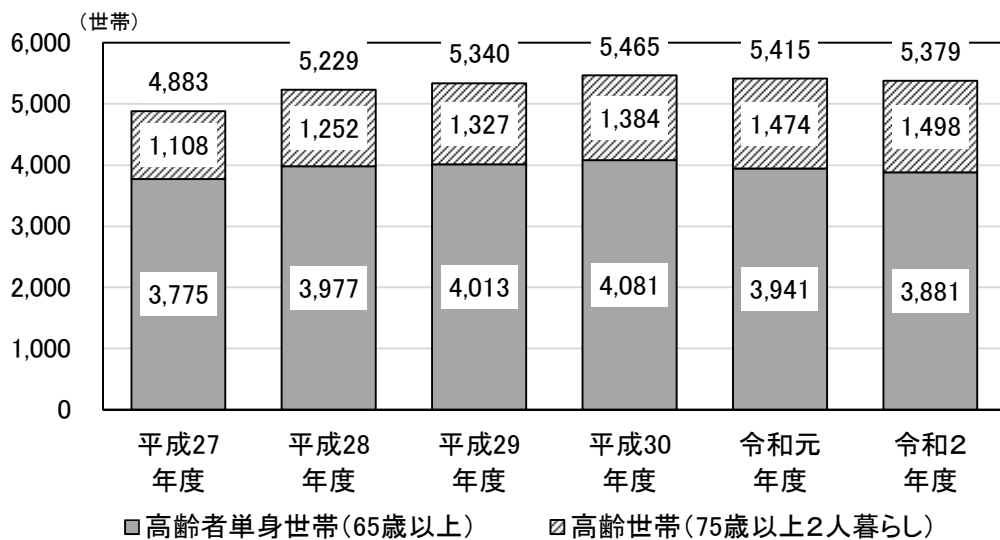
【高砂市の総人口・高齢者人口・高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年9月末）

また、高齢者単身世帯（65歳以上）は平成30年度をピークに減少し、高齢世帯（75歳以上2人暮らし世帯）は増加傾向にあります。

【高齢者単身世帯と高齢世帯の推移】



資料：要支援者実態調査（令和元年度からは高齢者単身世帯の調査対象者が70歳以上に変更となったが、上記については65歳以上データ）

### 3) 認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者の増加により、認定者に占める認知症高齢者割合は減少傾向ですが、要支援・要介護認定者数に認定者に占める認知症高齢者割合を乗じて算出した推計人数は増加しています。

【要支援・要介護認定者に占める認知症高齢者割合の推移】

|                 |    | 平成 27<br>年度 | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度 | 平成 30<br>年度 | 令和元<br>年度 |
|-----------------|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 要支援・要介護認定者      |    | 4,816 人     | 4,971 人     | 5,081 人     | 5,243 人     | 5,387 人   |
| 日常生活自立度         | 自立 | 39.8%       | 39.2%       | 39.3%       | 40.8%       | 41.2%     |
|                 | I  | 17.8%       | 19.8%       | 19.3%       | 19.0%       | 19.4%     |
|                 | Ⅱa | 1.7%        | 2.1%        | 1.5%        | 1.1%        | 1.1%      |
|                 | Ⅱb | 22.1%       | 20.8%       | 21.5%       | 21.9%       | 21.1%     |
|                 | Ⅲa | 10.7%       | 10.6%       | 10.9%       | 10.1%       | 10.4%     |
|                 | Ⅲb | 2.1%        | 2.5%        | 2.5%        | 2.2%        | 2.3%      |
|                 | Ⅳ  | 5.4%        | 4.7%        | 4.5%        | 4.3%        | 4.1%      |
|                 | M  | 0.5%        | 0.4%        | 0.4%        | 0.6%        | 0.5%      |
| 認定者に占める認知症高齢者割合 |    | 60.2%       | 60.8%       | 60.7%       | 59.2%       | 58.8%     |

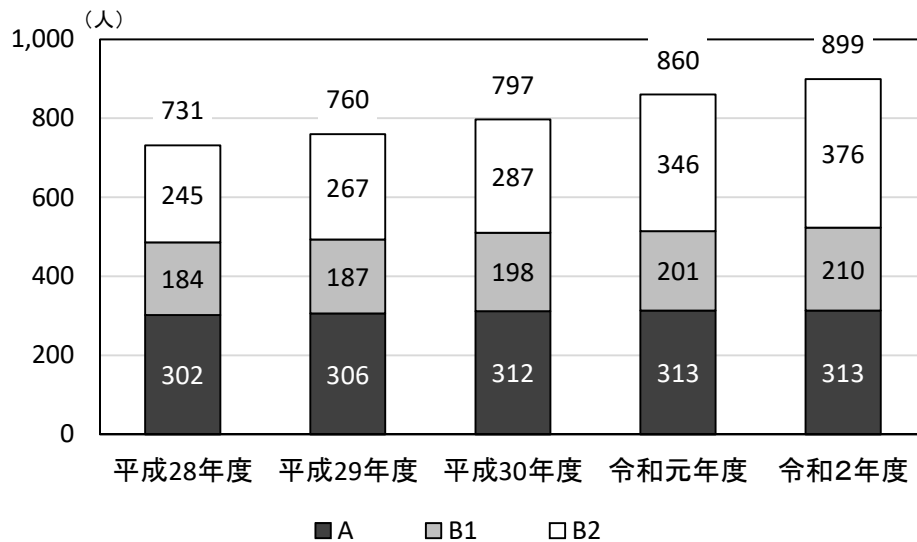
資料：日常生活自立度は要支援・要介護認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された認知症高齢者のもの（各年度末データ）

#### 4) 障がいのある人の状況

療育手帳所持者は年々増加しており、令和2年度で899人となっています。

判定別にみると、各判定ともに増加していますが、B2が大きく増加しており、平成28年度から令和2年度にかけて131人増加しています。

【療育手帳所持者数の推移】

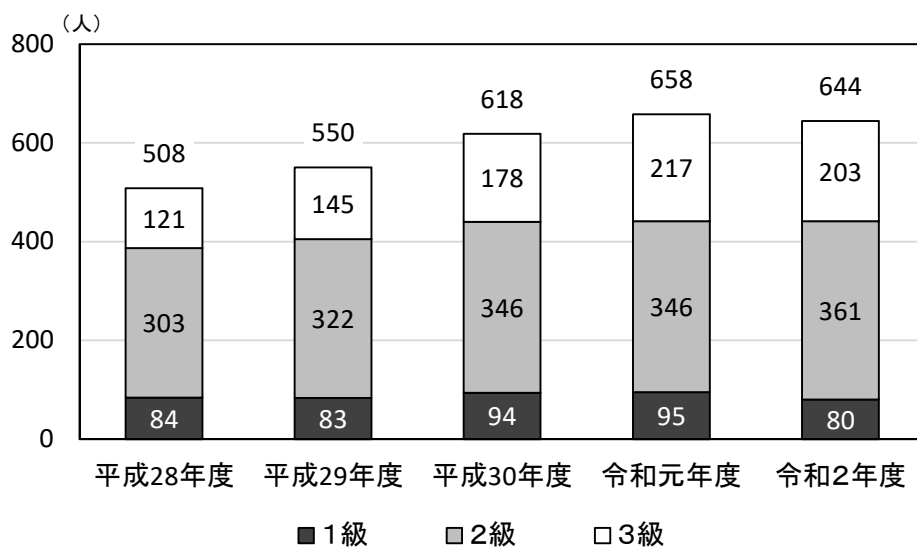


資料：障がい福祉課（各年度末データ）

精神障害者保健福祉手帳所持者は令和元年度から令和2年度にかけて減少するものの、増加の傾向にあり、令和2年度で644人となっています。

等級別にみると、2級は年々増加しており、令和2年度で361人となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者全体の56.1%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年度末データ）

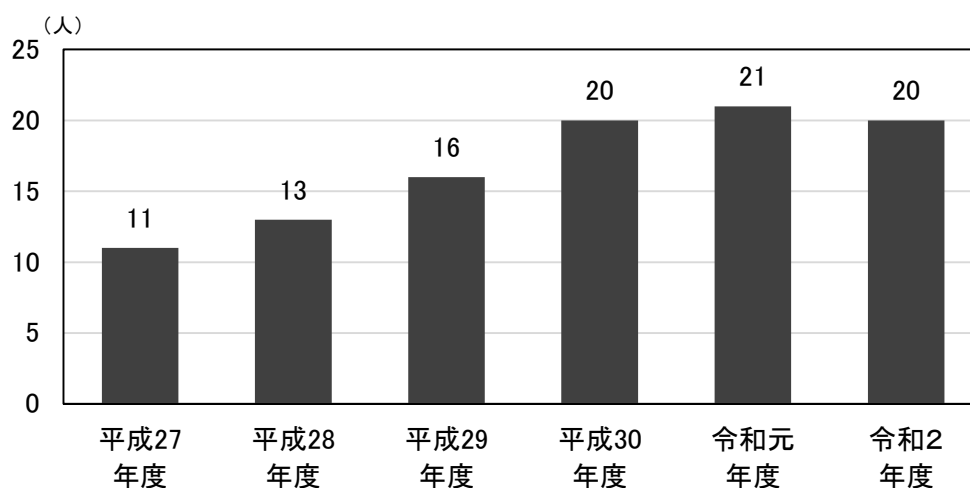
## 2. 成年後見制度に関する取り組みの状況

### 1) 日常生活自立支援事業の利用状況

日常生活自立支援事業は専門員1人と直接援助活動を行う生活支援員5人を配置し、主に公共料金支払いの支援や郵便物の確認等の援助を行っています。

実利用者数は増加傾向にあり、令和2年度は20人となっています。

【高砂市の日常生活自立支援事業実利用者の推移】



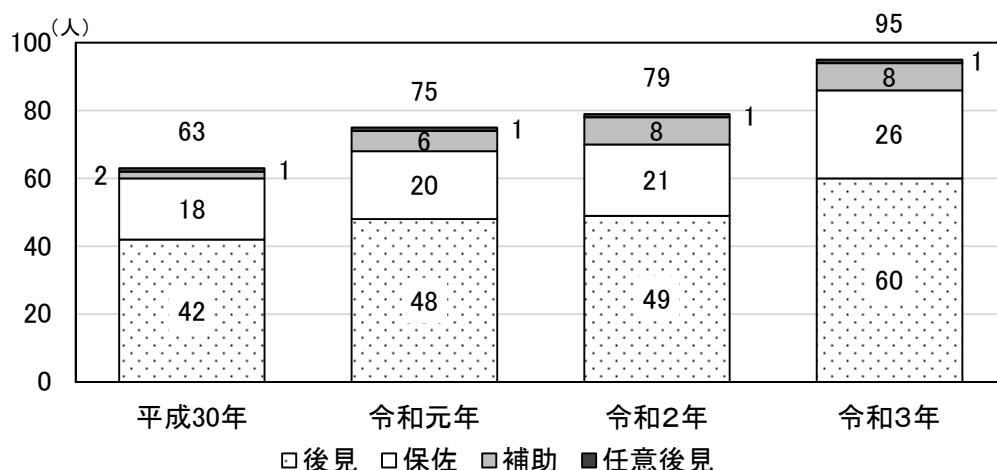
資料：高砂市社会福祉協議会事業報告書（各年度末データ）

## 2) 成年後見制度の利用状況

神戸家庭裁判所姫路支部管内の高砂市に実際に住んでいる人（施設、病院を含む）の成年後見制度利用者は増加傾向にあり、令和3年で95人となっています。

なお、認知症高齢者や療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の成年後見制度の利用状況をみると、利用者は非常に少なく、成年後見ニーズに十分に対応できていない状況が推測されます。

【高砂市の成年後見制度利用者の推移】



資料：神戸家庭裁判所姫路支部

※本資料は、各年7月31日時点で神戸家裁（支部を含む。以下同じ。）が管理している本人数（上記では合計の人数）を集計したものです。その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。

※本人数は、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数であり、未成年後見人が選任された未成年者は含まれません。また、本人は既に死亡しているが後見人等の管理の計算が完了していない人数も含まれています。

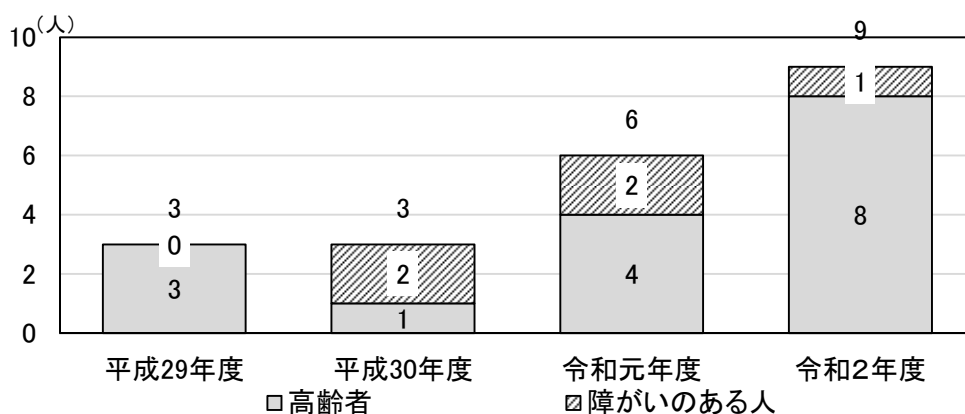
※本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限りません。

※対象となる本人は、神戸家裁が管理している本人であり、本人の住所地が兵庫県内であっても、神戸家裁以外の家裁が管理している本人は含まれません。

## 3) 市長申立ての実施状況

成年後見制度に関する市長申立ての件数は徐々に増えており、令和2年度で9件となっています。

【高砂市の市長申立て件数の推移】



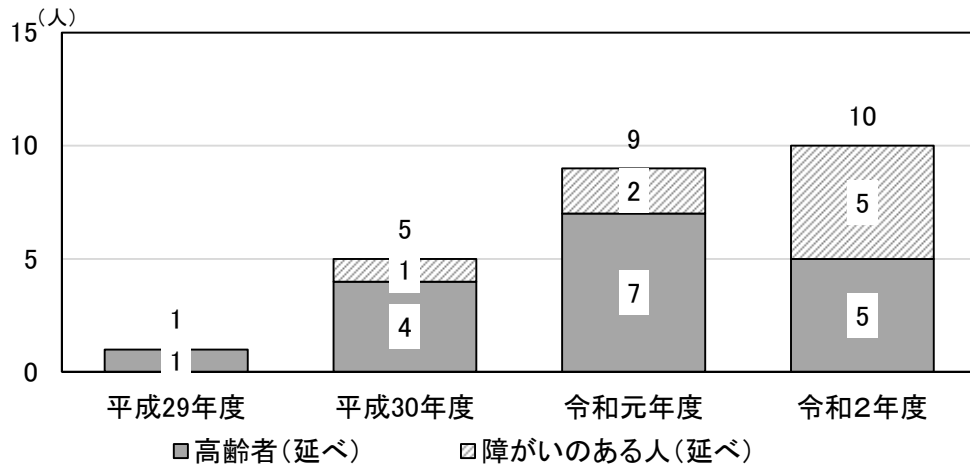
資料：地域福祉課（各年度末データ）

#### 4) 成年後見制度の報酬助成の状況

報酬助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合、類型及び申立方法にかかわらず、後見人等に報酬助成を行っています。

報酬助成の給付人数は増加傾向にあり、令和2年度で10人となっています。

【高砂市の成年後見制度に関する報酬助成の給付人数の推移】

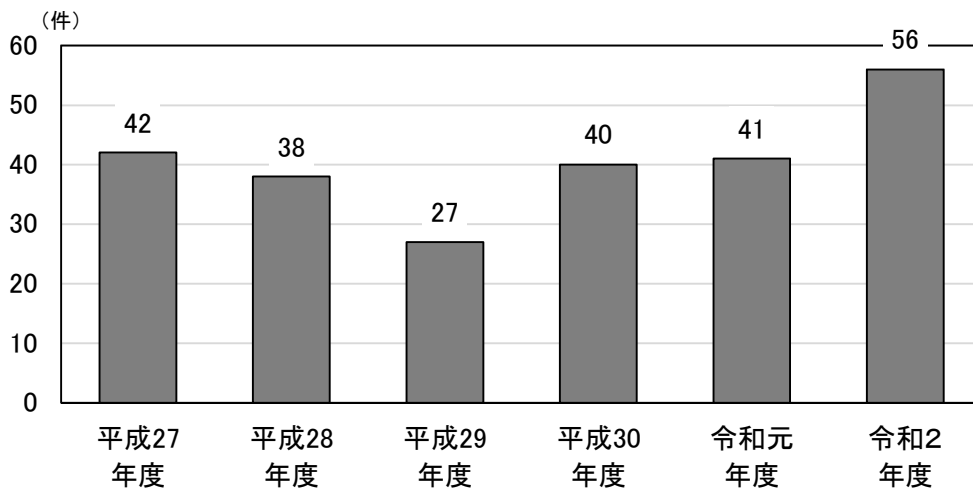


資料：地域福祉課（各年度末データ）

#### 5) 申立て支援の相談対応

高砂市地域包括支援センターにおける成年後見制度相談件数は、平成29年度以降で増加傾向にあり、令和2年度で56件となっています。

【高砂市の成年後見相談件数（権利擁護事業）の推移】



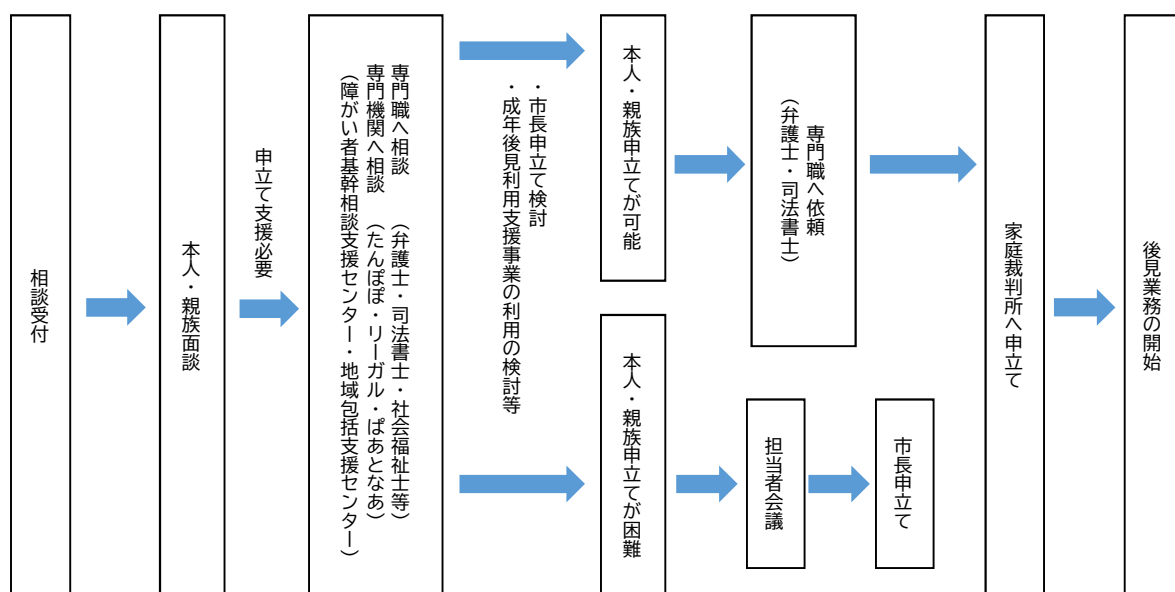
資料：高砂市社会福祉協議会事業報告書（各年度末データ）





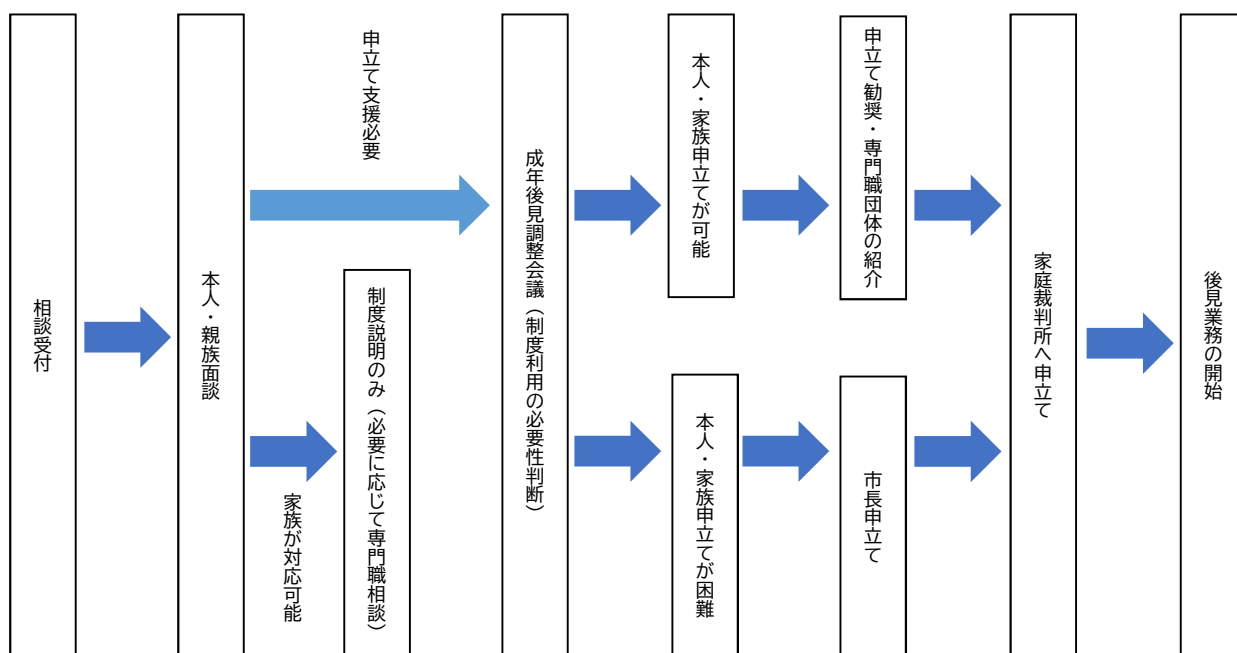
## ケース2 (障がい) 相談支援事業所による障がい者相談

障がいのある人の相談支援事業所は、成年後見制度の相談があった時、各相談支援事業所の相談員が面談し、各々で専門職への依頼や市長申立てへとつなげています。



## ケース3 高砂市 地域福祉課による相談

高砂市地域福祉課では、本人・親族や関係機関からの相談後、面談や市に寄せられた情報等で事実確認を行うとともに、関係機関と支援策等について検討します。制度利用が必要と判断され、本人・親族申立てが可能な場合は専門職団体を紹介しています。本人・親族申立てが困難な場合は、市長申立てを行っています。



## 4. 成年後見制度に関する市民・関係者等の意識・動向

### 1) 市民の意識・動向

令和4年度で計画が終了する「第3期高砂市地域福祉計画」の見直しにあたり、お住まいの地域や「地域福祉」に関する意識や考え方、動向などを把握するため、令和3年度にアンケート調査を実施しました。本調査では、成年後見制度の認知状況や利用意向なども尋ねており、本計画策定の資料としています。

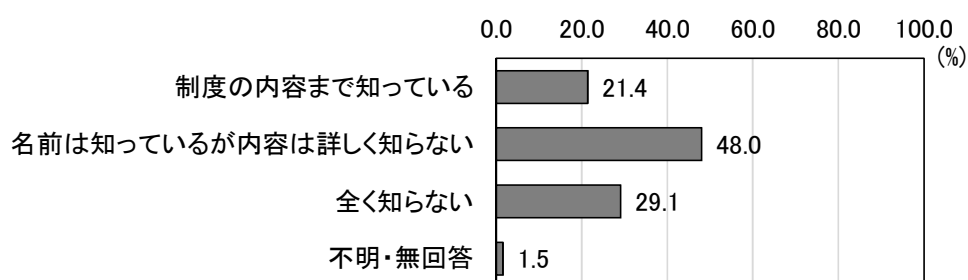
調査の対象、方法、回答の状況

|    | 対象            | 実施方法・期間                    | 回答数等        |
|----|---------------|----------------------------|-------------|
| 市民 | 20歳以上市民1,000人 | 郵送による配布・回収とWEB<br>(令和3年8月) | 454人(45.4%) |

#### (1) 成年後見制度の認知状況

市民の成年後見制度の認知状況は、「名前は知っているが内容は詳しく知らない」が48.0%で最も多く、「制度の内容まで知っている」は21.4%となっています。

【市民の成年後見制度の認知状況(n=454)】

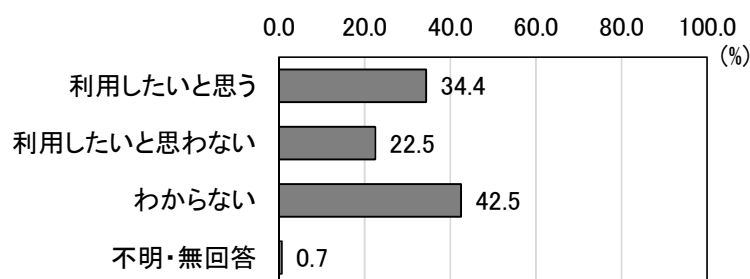


※タイトルに付加されている「n」は質問に対する回答者数を表しています。

#### (2) 成年後見制度の利用意向

市民の成年後見制度の利用意向は、「わからない」が42.5%で最も多く、「利用したいと思う」(34.4%)、「利用したいと思わない」(22.5%)が並びます。

【市民の成年後見制度の利用意向(n=454)】

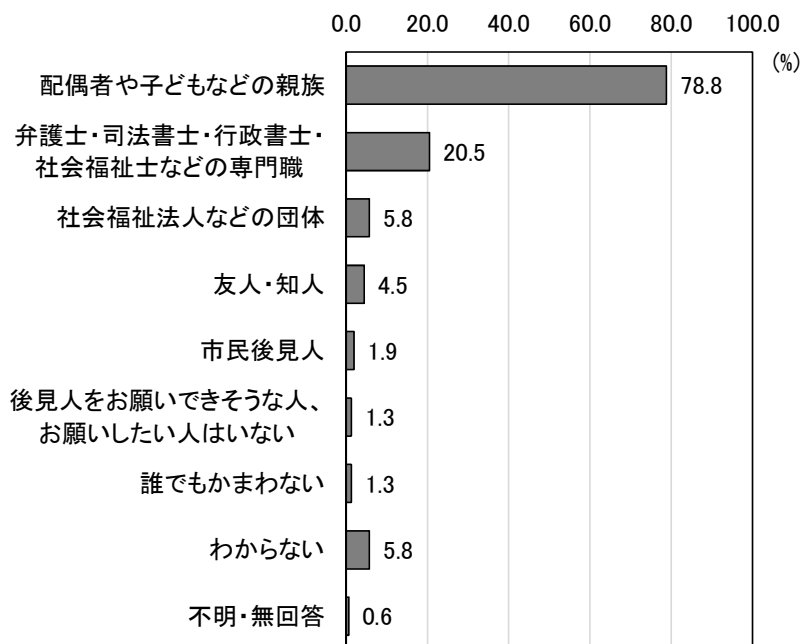


### (3) 後見人になってほしい人

「成年後見制度を利用したいと思う」と回答した市民について、後見人になってほしい人をみると、「配偶者や子どもなどの親族」が 78.8%で最も多く、「弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの専門職」(20.5%)、「社会福祉法人などの団体」(5.8%)、「友人・知人」(4.5%) がつづきます。

#### 【後見人になってほしい人

(成年後見制度を利用したい市民のみ) (n=156)】

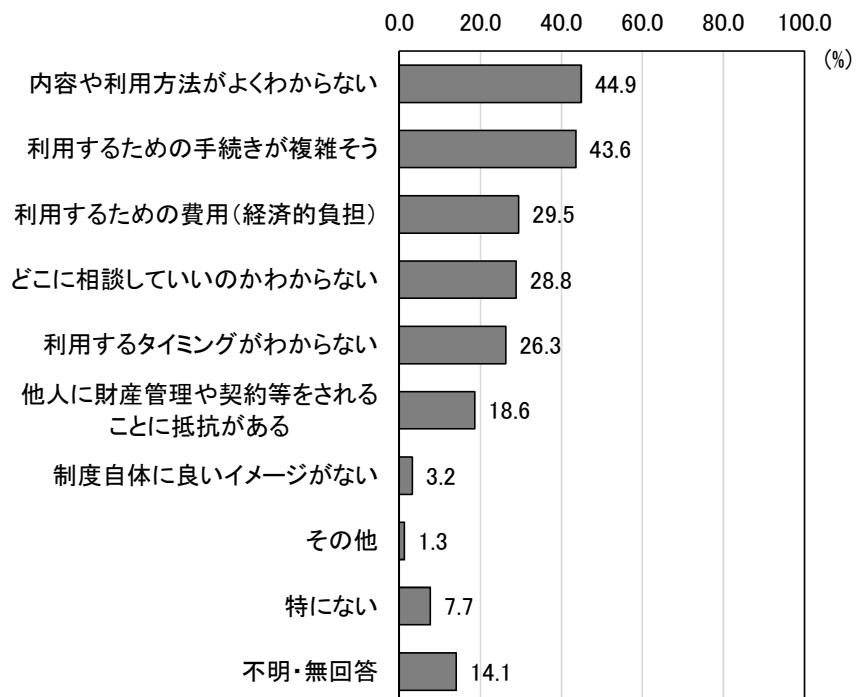


### (4) 成年後見制度の利用での不安・気になること

「成年後見制度を利用したいと思う」と回答した市民について、成年後見制度の利用での不安・気になることをみると、「内容や利用方法がよくわからない」が 44.9%で最も多く、「利用するための手続きが煩雑そう」(43.6%)、「利用するための費用（経済的負担）」(29.5%)、「どこに相談していいのかわからない」(28.8%) がつづきます。

#### 【成年後見制度の利用での不安・気になること

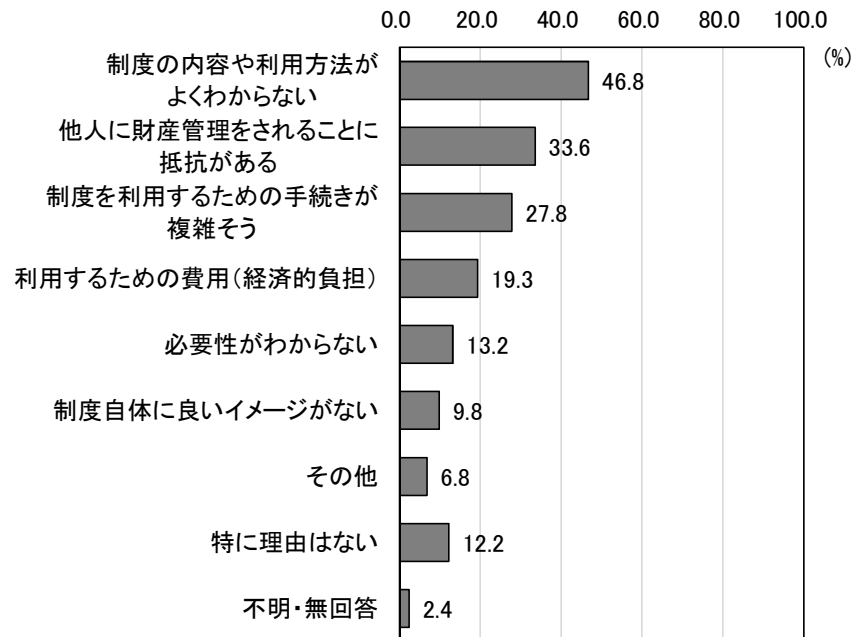
(成年後見制度を利用したい市民のみ) (n=156)】



## (5) 成年後見制度を利用しない等の理由

「成年後見制度を利用したいと思わない」、「わからない」と回答した市民について、その理由をみると、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が46.8%で最も多く、「他人に財産管理されることに抵抗がある」(33.6%)、「制度を利用するための手続きが煩雑そう」(27.8%)、「利用するための費用（経済的負担）」(19.3%)が続きます。

【成年後見制度を利用しない等の理由（成年後見制度を利用したいと思わない市民、わからない市民のみ）(n=295)】



## 2) 民生委員・児童委員の意識・動向

権利擁護センター設置に向けた提言にあたり、市社協において民生委員・児童委員を対象に、成年後見制度の認知状況や相談窓口の認知、市役所に期待する役割等を把握するためにアンケートを実施しています。

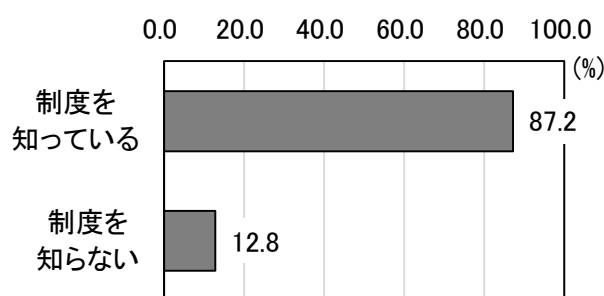
|           | 対象                 | 実施方法・期間                       | 回答数等         |
|-----------|--------------------|-------------------------------|--------------|
| 民生委員・児童委員 | 市内の民生委員・児童委員 174 人 | 民生委員・児童委員協議会での配布・回収（令和元年 7 月） | 117 人（67.2%） |

### （1）成年後見制度や相談先の認知状況

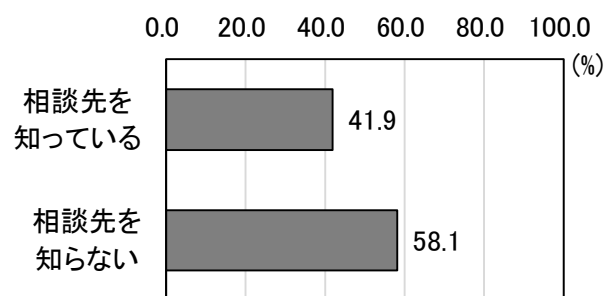
民生委員・児童委員では、「（成年後見）制度を知っている」は 87.2%となっています。

また、地域住民から成年後見制度について相談を受けた場合、「相談先を知っている」は 41.9%となっており、相談先（窓口）としては、地域包括支援センターや市社協などが挙がっていますが、家庭裁判所や法テラス、司法専門職などはあまり知られていない状況です。

【民生委員・児童委員の  
成年後見制度の認知状況(n=117)】



【民生委員・児童委員の  
相談先（相談窓口）の認知状況(n=117)】



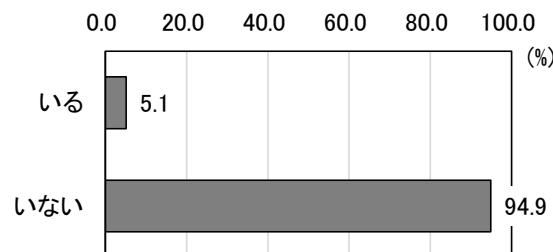
### （2）本人の判断能力が不十分であるため、金銭管理等に困っている地域住民の有無

地域住民で本人の判断能力が不十分であるため、金銭管理や各種手続き等に困っている人については、「いる」が 5.1%となっています。

また、その具体的な内容としては、「高齢で公共料金の支払いや手続きができず困っている」「ギャンブルに没頭し、金銭管理能力がなく、身内も近くにいない」「頼れる身内がおらず入院時等同意書が取れず困っている」などの複合的なケースが多く、民生委員・児童委員では入り込めず、専門職に依頼したいというケースもあります。

なお、「いる」の割合自体は 5.1%ですが、問題が表面化されず見えにくいという現状もあり、必要な人に制度が周知されるよう、広報・啓発に取り組む必要があります。

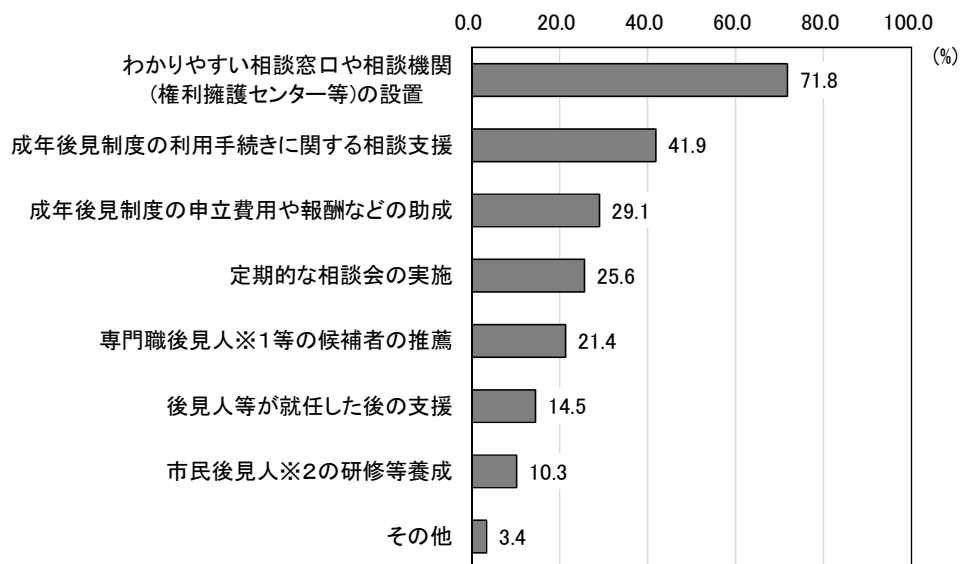
【本人の判断能力が不十分であるため、  
金銭管理等に困っている住民の有無(n=117)】



### (3) 成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割

民生委員・児童委員が市に期待する機能・役割では、「わかりやすい相談窓口や相談機関（権利擁護センター等）の設置」が71.8%で最も多く、「成年後見制度の利用手続きに関する相談支援」（41.9%）、「成年後見制度の申立費用や報酬などの助成」（29.1%）がつついています。

【民生委員・児童委員が成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割(n=117)】



※1：専門職後見人とは、司法書士や弁護士、社会福祉士等の専門家のこと

※2：市民後見人とは、親族以外の市民による後見人のこと

### 3) 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）の意識・動向

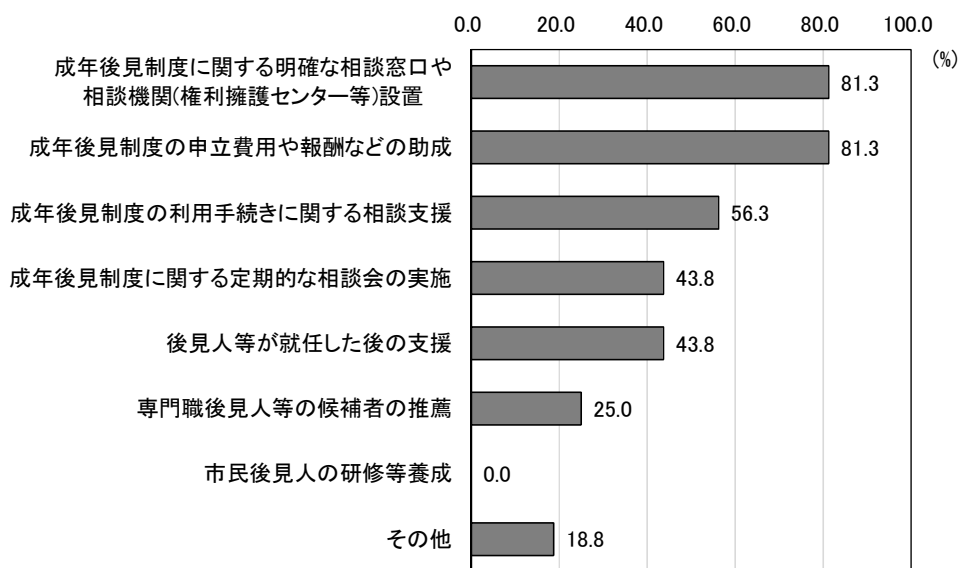
権利擁護センター設置に向けた提言にあたり、市社協において専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を対象に、成年後見に関する業務の関わり方、市役所に期待する役割等を把握するためにアンケートを実施しています。

|     | 対象                                                     | 実施方法・期間     | 回答数等 |
|-----|--------------------------------------------------------|-------------|------|
| 専門職 | 市内に住民票又は居所のある方を後見人・保佐人・補助人として担当している専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士） | WEB（令和元年7月） | 16人  |

#### （1）成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割

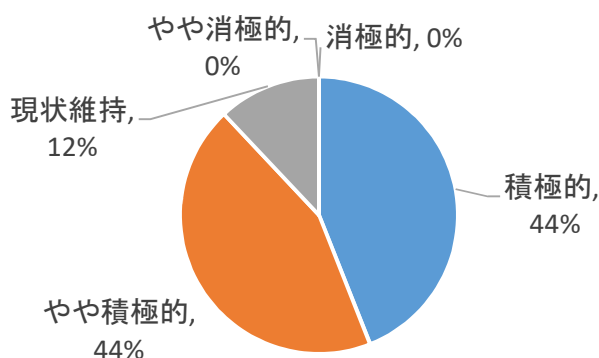
専門職が市に期待する機能・役割では、「成年後見制度に関する明確な相談窓口や相談機関（権利擁護センター等）設置」と「成年後見制度の申立費用や報酬などの助成」がともに81.3%で最も多く、「成年後見制度の利用手続きに関する相談支援」（56.3%）がつづいています。

【専門職が成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割(n=16)】



#### （2）今後、成年後見に関する業務への関わり方

今後、成年後見に関する業務への関わり方は、「積極的」「やや積極的」がともに44%と、約9割の人が積極的に関わりたいと回答しています。



#### 4) 関係者（施設・事業所）の意識・動向

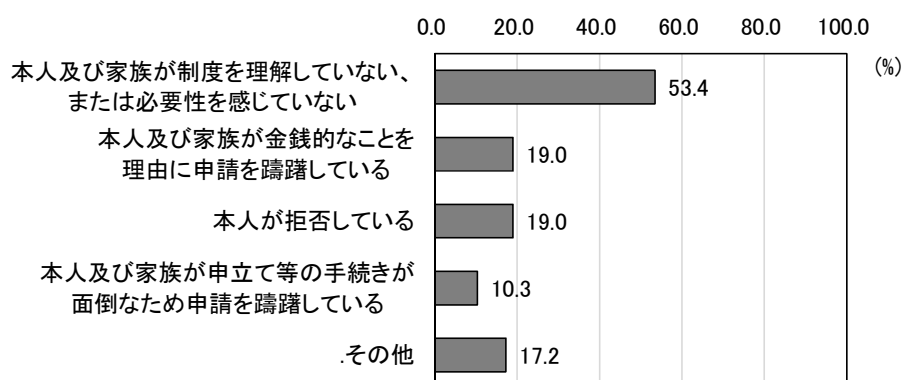
権利擁護センター設置に向けた提言にあたり、市社協において高砂市内の高齢者施設及び事業所を対象に、成年後見制度の利用に至らない理由や成年後見制度（申立て）に関する課題・問題等を把握するためにアンケートを実施しています。

|     | 対象                                            | 実施方法・期間                | 回答数等          |
|-----|-----------------------------------------------|------------------------|---------------|
| 関係者 | 市内の高齢者施設及び事業所：56 事業所<br>市内の障がい者施設及び事業所：15 事業所 | 郵送による配布・回収<br>（令和元年7月） | 58 事業所（81.7%） |

##### （1）利用者で成年後見制度の利用に至らない理由

施設・事業所の利用者で成年後見制度を利用した方が良いと思う人が、制度の利用に至らない理由については、「本人及び家族が制度を理解していない、または必要性を感じていない」が53.4%で最も多く、「本人及び家族が金銭的なことを理由に申請を躊躇している」と「本人が拒否している」（ともに19.0%）がつついています。

【施設・事業所の利用者で成年後見制度の利用に至らない理由(n=58)】

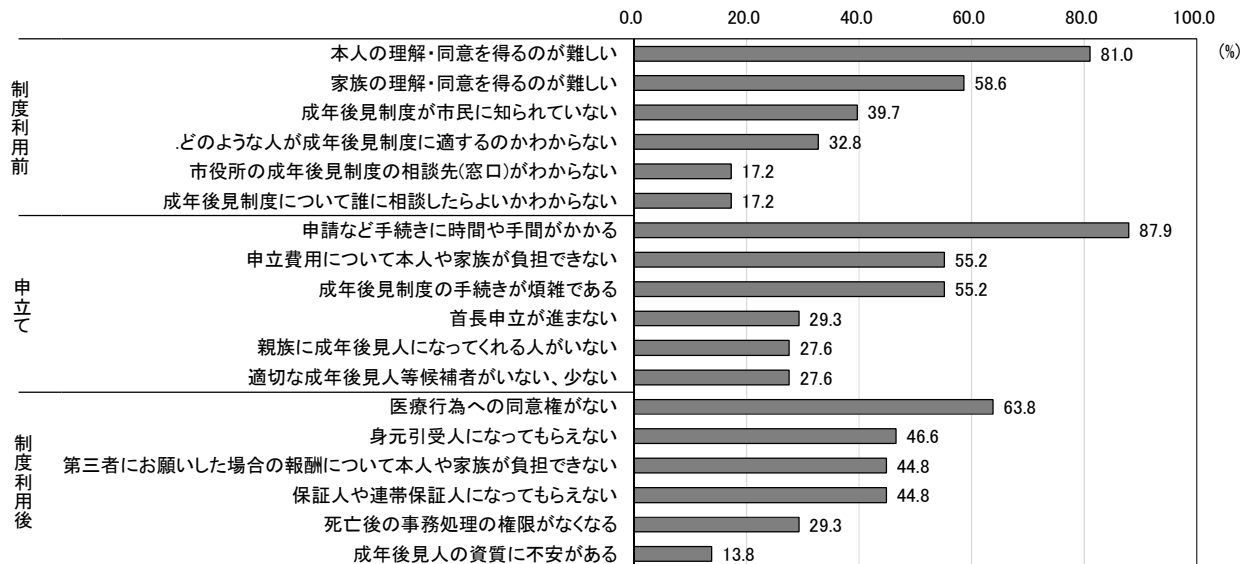




## (2) 成年後見制度（申立て）に関する課題・問題

各段階での成年後見制度（申立て）に関する課題・問題をみると、『制度利用前』では「本人の理解・同意を得るのが難しい」、『申立て』では「申請など手続きに時間や手間がかかる」、『制度利用後』では「医療行為への同意権がない」が、それぞれ最も多くなっています。

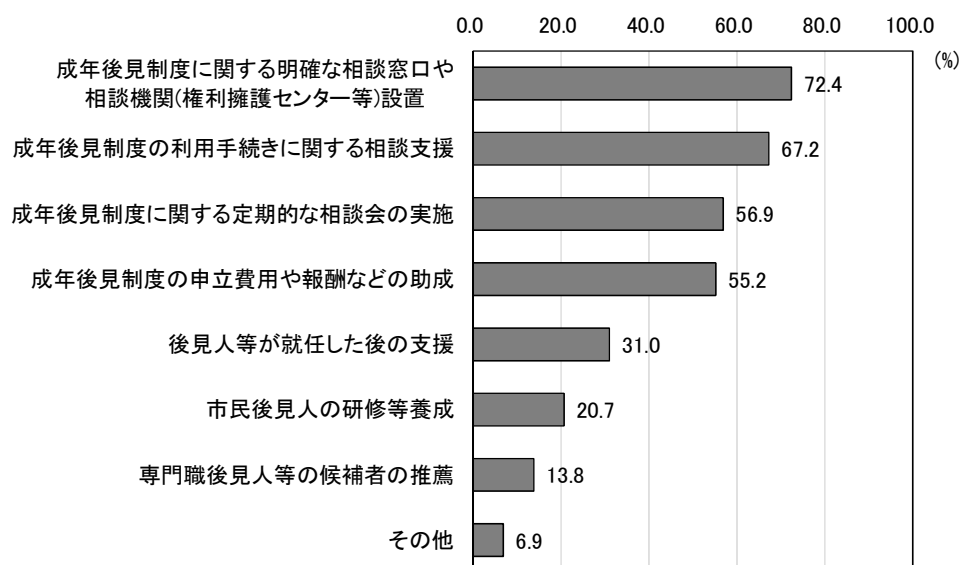
【成年後見制度（申立て）に関する課題・問題(n=58)】



## (3) 成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割

施設・事業所が市に期待する機能・役割では、「成年後見制度に関する明確な相談窓口や相談機関（権利擁護センター等）設置」が 72.4%で最も多く、「成年後見制度の利用手続きに関する相談支援」(67.2%)、「成年後見制度に関する定期的な相談会の実施」(56.9%) がつづいています。

【成年後見制度を利用しやすくするために高砂市に期待する機能・役割(n=58)】



## 5) 各種調査から見た課題

| 国基本計画における<br>具体的機能 | 現状・課題                                                                                                 |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                           |                                                                                                                            | 中核機関の<br>役割・機能                                                                                                                                                                    | 期待される効果                                                                                                                        |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 市民                                                                                                    | 民生委員<br>・児童委員                                                                                                                                       | 専門職                                                                                                                                       | 関係者<br>(施設・事業所)                                                                                                            |                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                |
| 広報機能               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度を知らない</li> <li>● 制度の内容、利用方法がよくわからない</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度がよくわからない</li> </ul>                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関の理解がない</li> </ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人・家族の理解を得るのが難しい</li> <li>● 制度理解が不十分で活用できていない</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報・講演会等による周知</li> <li>● 民生委員・児童委員や事業所・医療機関に向けた研修会の実施</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度を本人、家族、住民が知り、相談につながりやすくなる</li> <li>● 福祉関係者が制度を理解し、適切な対応ができる</li> </ul>              |
| 相談機能               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用意向があるが、どこに相談してよいかわからない</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民からは複合的な相談が多い</li> <li>● 民生委員・児童委員の半数以上が相談窓口を知らない</li> <li>● 民生委員・児童委員ではアプローチできないため専門職に依頼したい</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉に関する総合窓口の設置</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気軽に相談できる場所がない</li> <li>● 権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性がわからない</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 明確な相談窓口の設置（ワンストップ窓口）</li> <li>● 相談会の実施</li> <li>● 権利擁護全般の窓口の設置</li> <li>● 専門職によるアセスメント</li> <li>● 専門職の派遣</li> <li>● 支援方針の検討会議</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見に関する相談窓口が明確化され、気軽に相談できる機会が増える</li> <li>● 適切にケースを分析・判断し、必要な支援方針の見立てができる</li> </ul> |
| 成年後見制度<br>利用促進機能   |                                                                                                       |                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申立て支援、アウトリーチ、市長申立てに時間がかかる</li> <li>● 公正な候補者選定</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申立手続きが複雑</li> </ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申立てに関わる相談・アウトリーチによる支援</li> <li>● 適切な候補者推薦のための検討会</li> <li>● 迅速かつ的確な市長申立ての実施</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請者が申立てを行いやすくなる</li> <li>● 適切な候補者の推薦ができる</li> <li>● 申立て困難な人が制度を利用できる</li> </ul>       |
| 後見人<br>支援機能        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後見人になってほしい人は親族が最も多く、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの専門職がつづく</li> </ul> |                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後見人一人では解決できない問題が多い（複合的な課題への対応）</li> <li>● 意思決定支援</li> <li>● 報酬助成制度</li> <li>● 福祉職との連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報酬助成</li> <li>● 後見人とのトラブルを相談するところがない</li> <li>● 医療行為の同意、保証人、身元引受人になれない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● チーム等支援会議の調整</li> <li>● 関係機関とのネットワーク構築</li> <li>● 後見人の相談窓口の明確化</li> <li>● 複合的課題の対応</li> <li>● 家庭裁判所との連絡調整</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人、後見人が相談し、連携できるチームが身近な地域でつくれる</li> </ul>                                             |

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の目的

高齢化が今後も進むと予測される中、成年後見制度を必要とする人が増えると考えられます。市民アンケートでは約3割の人が成年後見制度を全く知らないと答えています。また、制度を利用したい、したくないという意向に関わらず、制度の内容や利用方法がわからない人が多くみられます。施設・事業所側も本人や家族が制度理解していないと半数の事業所が感じている状況です。そして、成年後見制度の利用促進に向けては成年後見に関するわかりやすい窓口の設置を求める声が多くなっています。

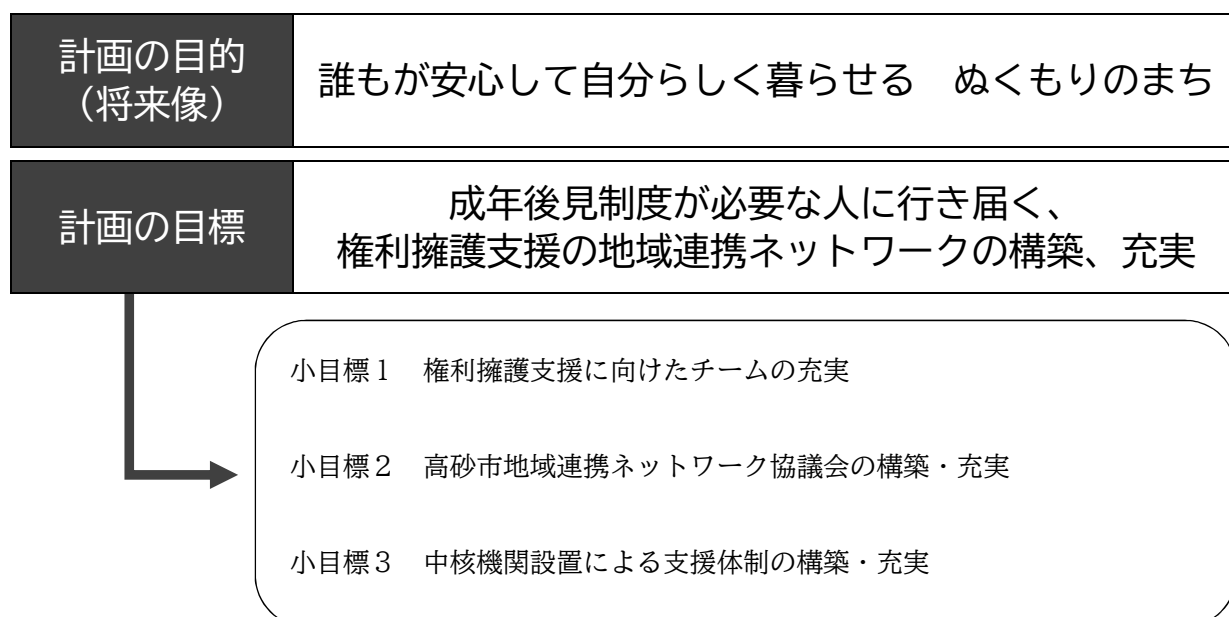
成年後見制度そのものに対する周知・啓発はもちろんのこと、成年後見を必要とする人に必要な支援が行き届く体制を、行政をはじめ、様々な関係機関と連携しながら構築をめざし、ご本人が自立し、尊厳をもって生活ができるようなまちになる必要があります。

よって、本計画の目的（将来像）を、「誰もが安心して自分らしく暮らせる めくもりのまち」とします。

### 2. 計画の目標

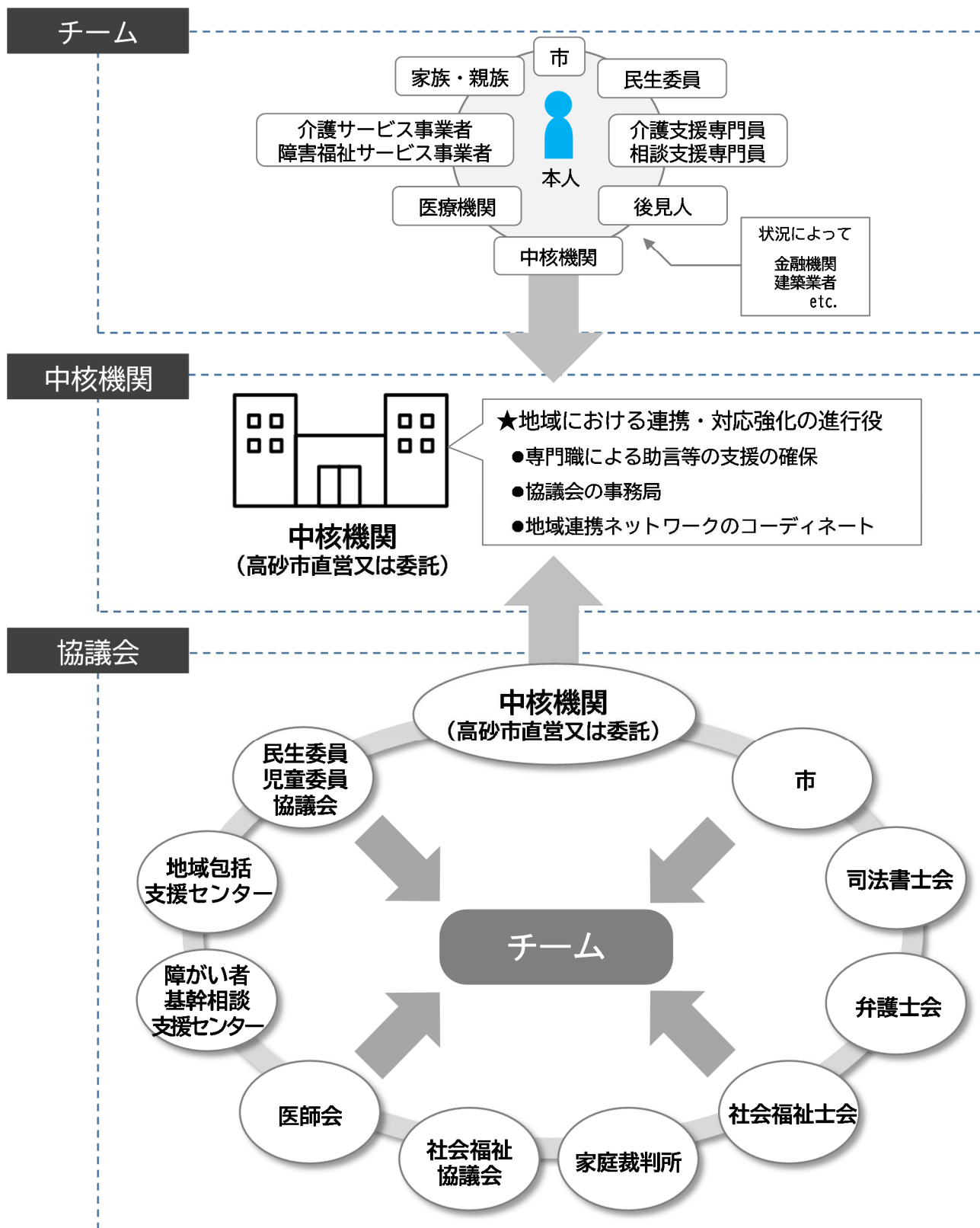
計画の目的である「誰もが安心して自分らしく暮らせる めくもりのまち」の実現に向けて、本市が抱える成年後見制度に関する課題等を踏まえ、必要な人が、成年後見制度を「本人らしい生活を守るための制度」として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、充実を図ります。

また、体制の整備に向け、以下の3つを小目標に掲げ、必要な支援が行き届くまちづくりを進めていきます。



成年後見制度を必要とする人に対して必要な支援を行き届かせるため、本市における地域連携ネットワークを構築することを最重要課題とします。

### 高砂市地域連携ネットワーク（イメージ）

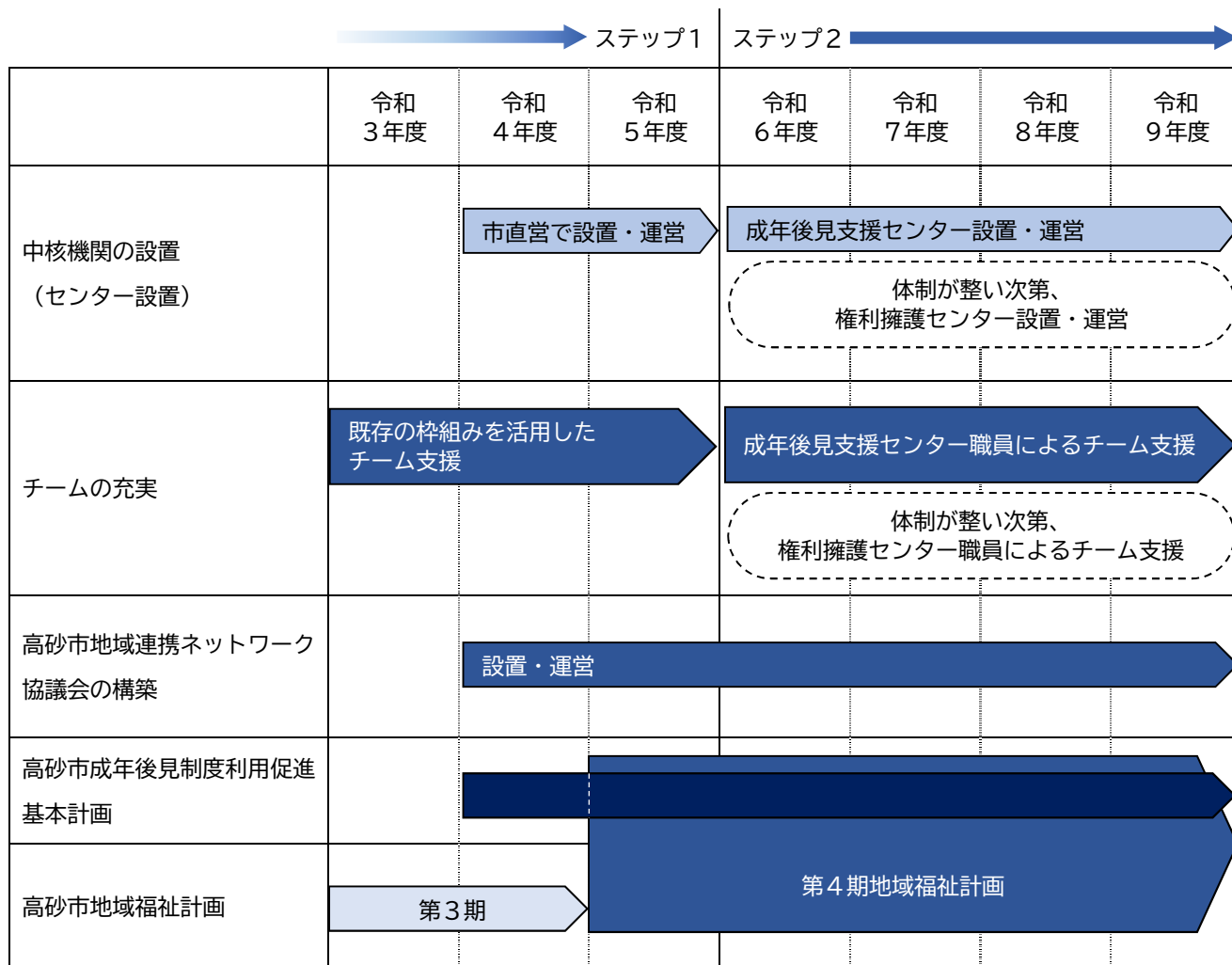


※チームや中核機関等に対する考え、方向性は本計画の第4章で示します。

地域連携ネットワークの構築に向け、中心的役割を担う中核機関（成年後見支援センター、権利擁護センター）の設置やチーム体制、高砂市地域連携ネットワーク協議会の構築は、以下のイメージで進めていきます。

なお、本市では令和4年度から令和5年度を「ステップ1」、令和6年度からを「ステップ2」とした2段階で、地域連携ネットワークの構築・充実に取り組みます。

### 高砂市地域連携ネットワーク構築・充実に向けたイメージ



## 権利擁護支援の地域連携ネットワークって何？



### 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは？

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの機能（役割）を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

#### ※3つの機能（役割）

##### 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

##### 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

##### 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

#### ※連携の仕組み

##### チーム

協力して日常的に権利擁護支援が必要な人（本人）を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

##### 協議会

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。

##### 中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。実情に応じて、市町村等が設置している成年後見支援センターや権利擁護センターなどの既存の取り組みを活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つ（市町村直営又は委託等）。

出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画」、成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」より作成

### 3. 施策体系

本計画の目的及び目標を達成するため、以下のような具体的な施策・取り組みを展開します。

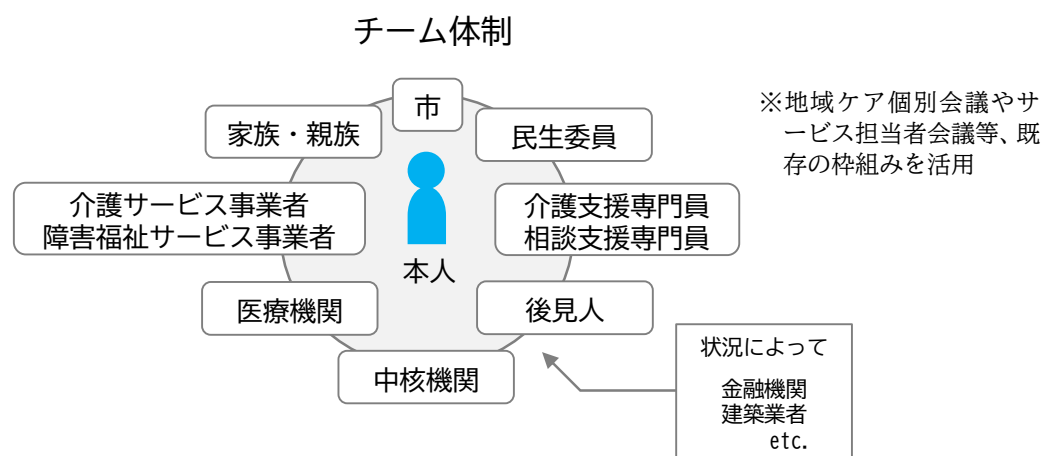
| 目標                        | 具体的な施策・取り組み                    |
|---------------------------|--------------------------------|
| 1. 権利擁護支援に向けたチームの充実       | 1) チームによる対応                    |
|                           | 2) チームに対する支援                   |
| 2. 高砂市地域連携ネットワーク協議会の構築・充実 | 1) 高砂市地域連携ネットワーク協議会の設置と体制づくり   |
| 3. 中核機関設置による支援体制の構築・充実    | 1) 中核機関の整備・運営                  |
|                           | 2) 広報機能の整備・強化                  |
|                           | 3) 相談機能の整備・強化                  |
|                           | 4) 成年後見制度利用促進機能の整備・強化          |
|                           | 5) 後見人支援機能の整備・強化               |
|                           | 6) 成年後見市長申立ての支援と成年後見制度の利用助成の推進 |
|                           | 7) 任意後見制度の利用促進                 |

## 第4章 具体的な施策・取り組みの展開

## 1. 権利擁護支援に向けたチームの充実

### 1) チームによる対応

地域ケア個別会議などの既存の枠組みを活用しながら、権利擁護支援が必要な人の状況に応じて、後見等開始前には本人に身近な親族や福祉、医療、地域の関係者等がチームとして、後見等開始後には後見人が加わる形でチームとして関わる体制づくりを進めます。成年後見支援センター及び権利擁護センター設置後は、センター職員(専門職)等によるチーム支援を進めます。



※上記のメンバーはイメージであり、本人の状況に応じたメンバーで構築するものとします。

## 2) チームに対する支援

権利擁護支援を必要とする人のケースは多種多様であり、また問題・課題が複雑な場合があります。そういった問題や課題の解消にあたって、設置する中核機関及び高砂市地域連携ネットワーク協議会において必要な後方支援に努めます。また、必要に応じて「高砂市権利擁護支援専門職バンク」から専門職を派遣するなど、必要な支援に努めます。

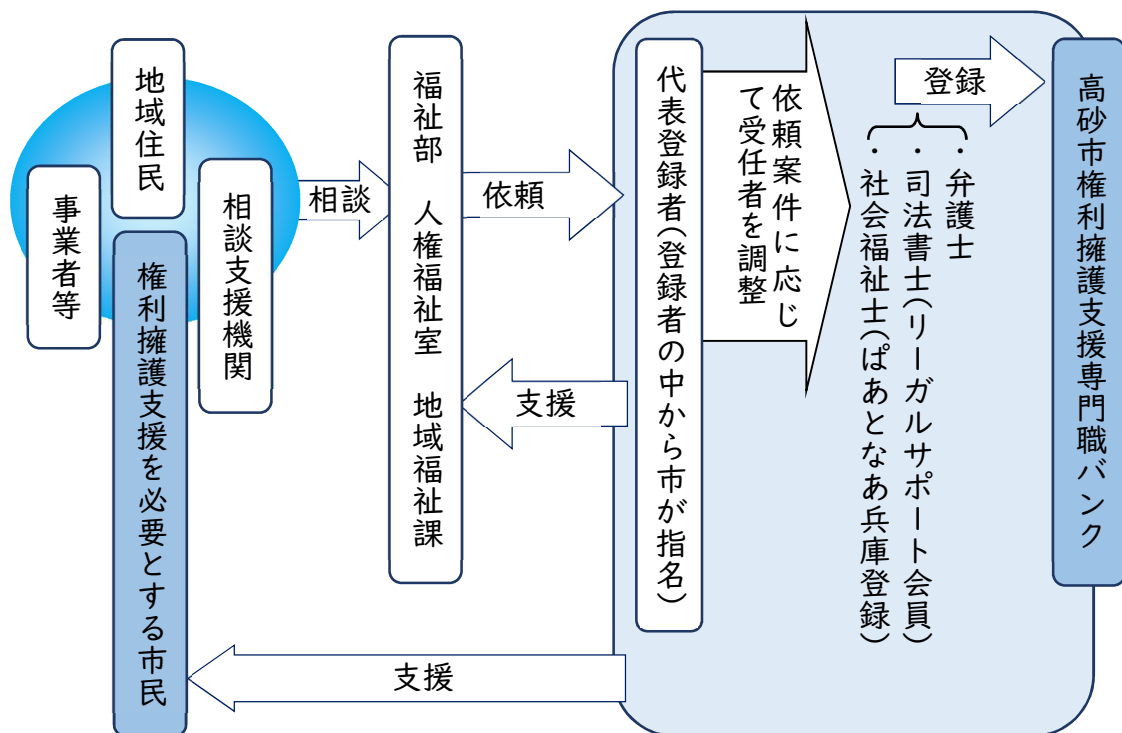


## 高砂市権利擁護支援専門職バンクって何？



「高砂市権利擁護支援専門職バンク」は、既存の相談窓口（高齢者（虐待）相談窓口、障がい者（虐待）相談窓口、消費生活相談窓口、福祉事務所）や高齢者・障がい者を支援する関係機関・事業所、地域住民等から、権利擁護支援にかかる専門的な相談を受けた際に、予め市に登録されている弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職に、助言支援を求める制度です。

### 【支援の流れ】



## 2. 高砂市地域連携ネットワーク協議会の構築・充実

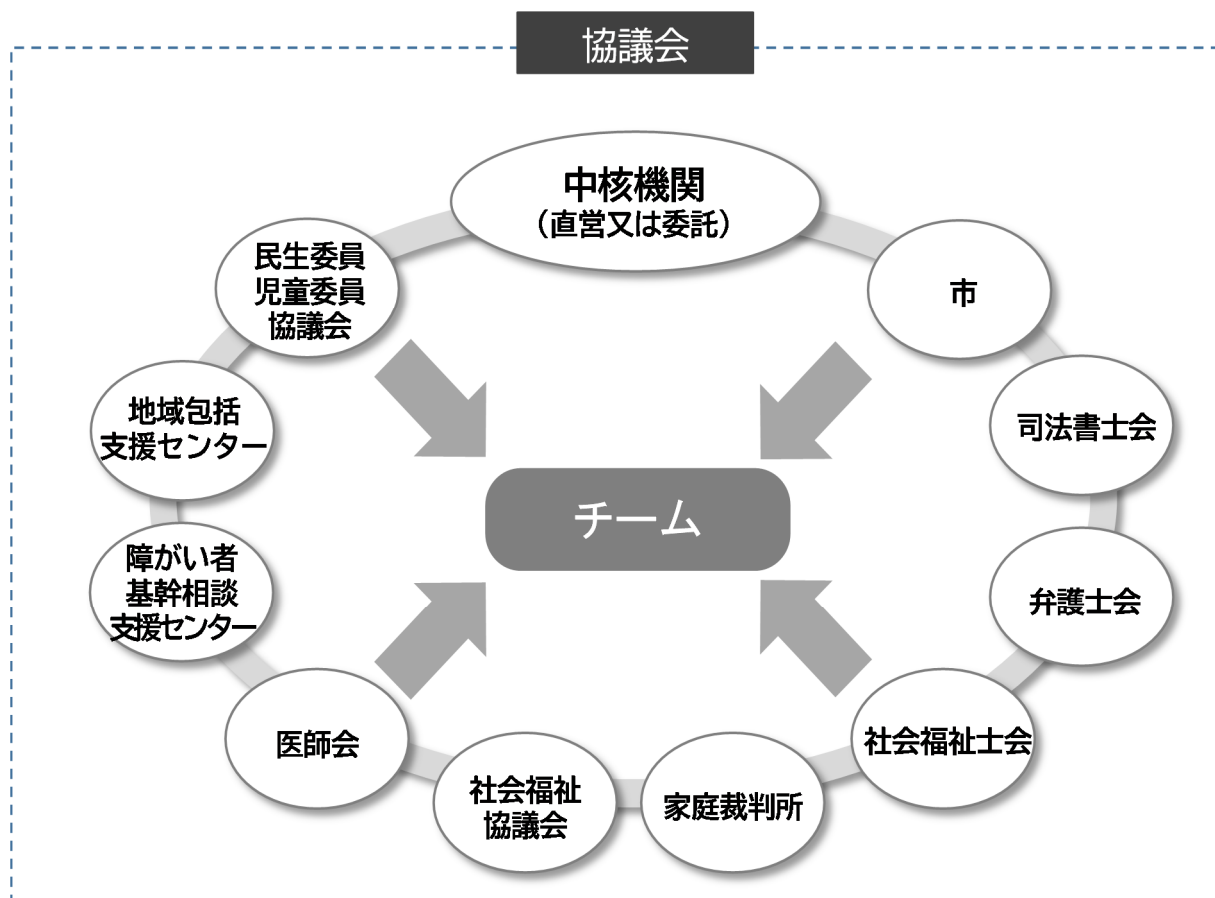
### 1) 高砂市地域連携ネットワーク協議会の設置と体制づくり

具体的には、弁護士や司法書士、社会福祉士、家庭裁判所、医師会、民生委員・児童委員、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、市社協、市などの幅広い組織・団体から参画を得て、高砂市地域連携ネットワーク協議会を設置・運営します。

また、高砂市地域連携ネットワーク協議会に対して市の関係各課が連携のもと活動を支援するとともに、支援を必要とする人に支援が円滑かつ的確に提供されるよう取り組んでいきます。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協議会における<br>取組と役割 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域連携ネットワークの調整・運営</li> <li>○家庭裁判所との情報交換・連絡・調整</li> <li>○地域課題の検討・調整・解決               <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームへの適切なバックアップ体制の整備</li> <li>・困難ケース対応のためのケース会議等を適切に開催する体制の整備</li> <li>・多職種間での更なる連携強化に向けた体制の整備</li> </ul> </li> <li>○本計画の評価</li> </ul> |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

高砂市地域連携ネットワーク協議会の体制（イメージ）



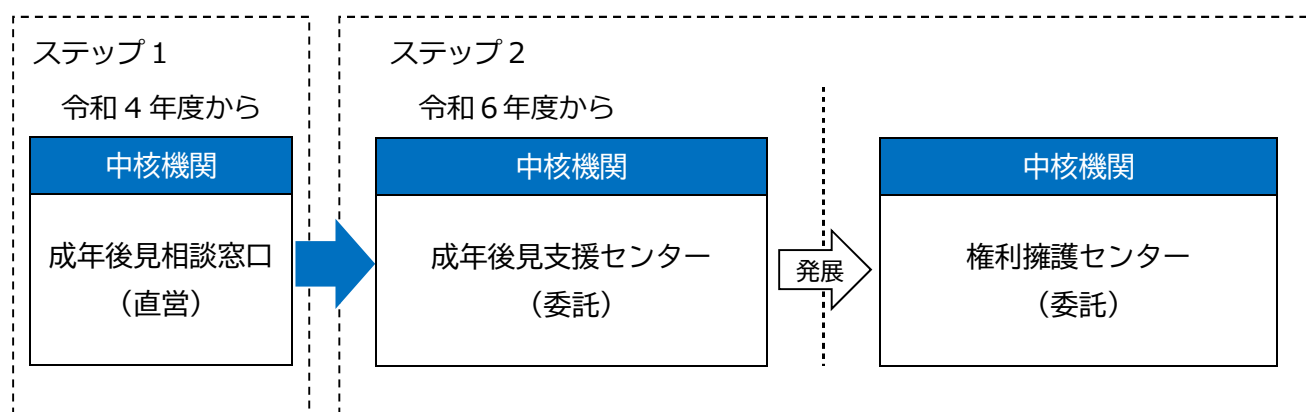
### 3. 中核機関設置による支援体制の構築・充実

#### 1) 中核機関の整備・運営

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関については、段階的・計画的に整備を進めていきます。

具体的に、ステップ1（令和4年度から）では、市が中核機関を直営で設置します。また、ステップ2（令和6年度から）では、委託による成年後見支援センター、そして権利擁護センターの設置・運営をめざすとともに、当該センターに中核機関の機能を持たせます。

なお、中核機関は「①広報機能」、「②相談機能」、「③成年後見制度利用促進機能」、「④後見人支援機能」を担います。



#### 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③成年後見制度利用促進機能
  - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
  - (b) 担い手の育成・活動の促進
  - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④後見人支援機能

※地域連携ネットワーク及び中核機関における機能の詳細は、次ページ以降で記載

※中核機関の4つの機能を充実させることの副次的効果として、不正防止の効果があります。

## 2) 広報機能の整備・強化

地域連携ネットワークに参加する関係者・関係団体は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、制度利用が有効なケースなどの具体的な周知啓発に努めます。

また、中核機関では、地域連携ネットワークに参加する関係者・関係団体と連携し、以下のステップで地域における効果的な広報活動を展開します。

|                    |                                                                                                                                   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ステップ1<br>(令和4年度から) | ○パンフレット作成・配布等による関係機関・団体への周知<br>○市政だより、ホームページ、機関紙等による市民への相談窓口の周知<br>○民生委員・介護支援専門員・相談支援専門員向け研修会の開催<br>○高砂市まちづくり出前講座のメニューへの成年後見制度の追加 |
| ステップ2<br>(令和6年度から) | ○ステップ1の取り組みの継続・強化<br>○成年後見支援センターの周知<br>○市民向け講演会の開催<br>○事業所・医療機関向け研修会の開催                                                           |

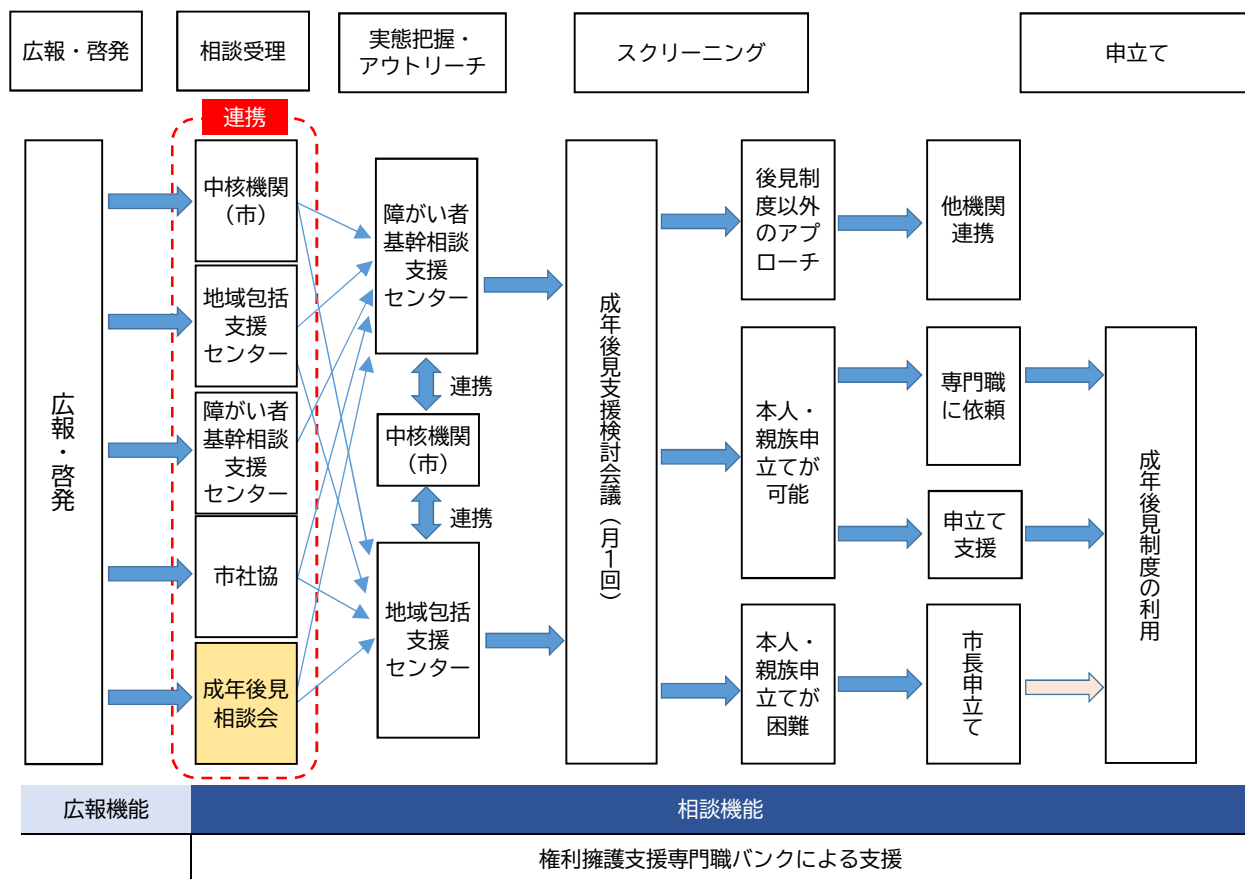
### 3) 相談機能の整備・強化

中核機関では、地域の専門職団体等の協力を得て、以下のステップで成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。

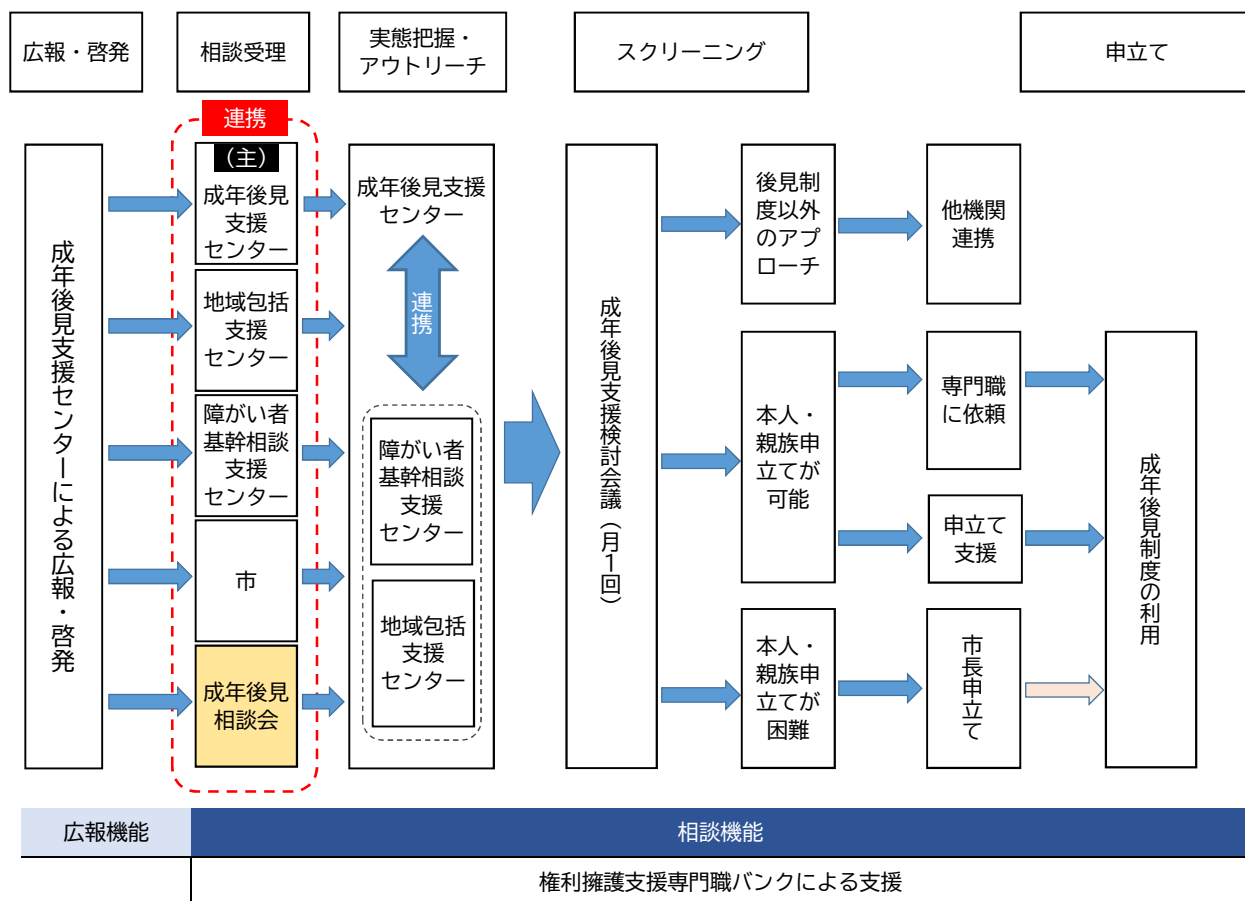
なお、権利擁護支援を進める上で、成年後見が必要な人（本人）を支援するチームを後方支援する福祉事務所をはじめとする市の関係各課の連携を図ります。

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ステップ1<br/>(令和4年度から)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関（市直営）、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、市社協で相談受付・支援・連携の強化</li> <li>○地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターによるアウトリーチでの支援</li> <li>○成年後見相談会の実施</li> <li>○成年後見支援検討会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関、専門職、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、市社協等による成年後見支援検討会議を通じた効果的なスクリーニングの実施</li> </ul> </li> <li>○高砂市権利擁護支援専門職バンクの活用</li> <li>○チーム会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者を支援する関係機関を招集し、適宜チーム会議を開催</li> </ul> </li> </ul> |
| <p>ステップ2<br/>(令和6年度から)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見支援センターの整備による成年後見制度に関する相談窓口の一本化</li> <li>○成年後見相談会の実施（継続）</li> <li>○成年後見支援センターによるアウトリーチでの支援</li> <li>○成年後見支援検討会議の開催（継続）</li> <li>○専門職によるアセスメント（高砂市権利擁護支援専門職バンクから移行）</li> <li>○チーム会議の開催（継続）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |

## ステップ1 中核機関設置後による成年後見制度の相談・支援の流れ（イメージ）



## ステップ2 成年後見支援センター設置後による成年後見制度の相談・支援の流れ（イメージ）



#### 4) 成年後見制度利用促進機能の整備・強化

中核機関では、受任者調整や成年後見制度の担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行支援などに取り組みます。

|                    |                                                                                                   |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ステップ1<br>(令和4年度から) | ○申立て相談・支援<br>○高砂市権利擁護支援専門職バンクの活用(再掲)                                                              |
| ステップ2<br>(令和6年度から) | ○親族後見人候補者の支援<br>○成年後見支援検討会議での受任者調整<br>○市民後見人の研修・育成・活用<br>○法人後見の育成・活動支援<br>○日常生活自立支援事業からのスムーズな移行支援 |

#### 5) 後見人支援機能の整備・強化

中核機関では、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じて専門的な支援に取り組みます。

|                    |                                                        |
|--------------------|--------------------------------------------------------|
| ステップ1<br>(令和4年度から) | ○高砂市権利擁護支援専門職バンクを活用した親族後見人への相談支援                       |
| ステップ2<br>(令和6年度から) | ○後見人等の相談支援<br>○意思決定・身上保護を重視した後見活動への支援<br>○情報交換・交流の場の提供 |

#### 6) 成年後見市長申立ての支援と成年後見制度の利用助成の推進

成年後見制度利用支援事業を通じて、身寄りのない認知症高齢者などについて、市長が後見開始などの申立てを行います。また、後見人に対する報酬の支払いが困難な人に対して、報酬費用の助成を行います。

#### 7) 任意後見制度の利用促進

判断能力が衰える前であっても、任意後見制度等を利用して権利擁護が実現できることを周知、助言し関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど、任意後見制度が適切かつ安心して利用するための取組を進めます。

## 第5章 計画の推進・評価

### 1. 計画の推進

高砂市地域連携ネットワーク協議会に参加する関係機関・団体等をはじめ、成年後見制度に関連する機関・団体・行政等が、それぞれの役割を担いながら連携して計画を推進し、それらの推進状況については市が取りまとめます。

### 2. 計画の進捗管理と評価

本計画については、高砂市地域連携ネットワーク協議会において、PDCAサイクルに基づき、関連する施策・事業の進捗状況の把握および評価を行います。

その中で、改善・調整等が必要という評価が出された場合は、施策の取組方向に評価結果を反映する等、本計画を着実に進めていきます。



## 1. 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱

### （設置）

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、計画案を検討するため、高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画に関連する事項に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が完了する日までとする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

### （守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉部人権福祉室地域福祉課において処理する。

### （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年５月３１日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第６条の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 2. 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会委員名簿

| 分 野               | 所 属                                   | 氏 名   | 備 考    |
|-------------------|---------------------------------------|-------|--------|
| 司法関係者             | 兵庫県弁護士会                               | 荻埜 敬大 | 副委員長   |
|                   | 公益社団法人<br>成年後見センター・リーガルサポート           | 助永 嘉伸 | 委員長    |
| 医療・福祉関係者          | 高砂市医師会                                | 森脇 祥文 |        |
|                   | 一般社団法人 兵庫県社会福祉士会<br>権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」 | 山里 護  |        |
|                   | 高砂市地域包括支援センター                         | 梅谷 伸也 |        |
|                   | 高砂市障がい者基幹相談支援センター<br>みんと              | 越田 典子 |        |
| 行政機関職員            | 高砂市 福祉部                               | 北野 裕史 |        |
| 社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会 |                                       | 石原 康愛 |        |
| 民生委員児童委員協議会       |                                       | 中尾 進  |        |
| 神戸家庭裁判所姫路支部       |                                       | 奥山 信彦 | オブザーバー |

### 3. 策定経過

| 日時                       | 内容                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年8月2日<br>～8月31日       | 市民アンケートの実施（20歳以上の市民を対象）<br>配布数：1,000件 有効回収数：454件 有効回収率：45.4%                                                                                                                                          |
| 令和3年10月7日                | 第1回高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会<br>議 題<br>（1）計画策定の背景・趣旨について<br>①国の成年後見制度利用促進基本計画について<br>②権利擁護センター設置に向けた提言書<br>～高砂市における権利擁護のさらなる実現のために～<br>（2）高砂市における成年後見制度利用促進計画骨子案について<br>（参考）香川県三豊市成年後見制度利用促進基本計画<br>（3）その他 |
| 令和3年11月24日               | 第2回 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会<br>議 題<br>（1）高砂市成年後見制度利用促進計画素案について<br>（2）次回開催日程について<br>（3）その他                                                                                                                |
| 令和3年12月22日<br>～令和4年1月21日 | パブリックコメントの実施<br>意見者数：3名<br>意見件数：延べ4件（意見を項目別で集計）                                                                                                                                                       |
| 令和4年2月14日                | 第3回 高砂市成年後見制度利用促進計画策定委員会<br>議 題<br>（1）パブリックコメントの結果について<br>（2）高砂市成年後見制度利用促進基本計画最終案について<br>（3）今後のスケジュールについて<br>（4）その他                                                                                   |
| 令和4年11月28日               | 第2回 高砂市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会<br>議 題<br>（1）各機関の取組実績について<br>（2）高砂市成年後見制度利用促進基本計画の加筆・修正について<br>（3）成年後見センターの進捗状況について<br>（4）その他                                                                              |

## 4. 用語解説

### 「あ」行

#### アウトリーチ

行政や支援機関などが積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることです。

#### アセスメント

対象者やその家族との面談や聞き取りを通じて、問題状況の確認、情報収集・分析を行い、対象者の要望をくみ取ることです。医療や福祉分野では、個別ケアの方向性決定に利用されます。

### 「か」行

#### 禁治産・準禁治産制度

心神喪失または心神耗弱の状況にある人に対して、家庭裁判所が禁治産または準禁治産の宣告をして、本人に後見人または保佐人をつける制度のことです。

明治時代に作られた制度ですが、平成12年4月1日に施行された成年後見制度に移行しました。

#### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等の自己決定をサポートするため、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。

### 「さ」行

#### 市長申立て

高齢者や障がい者に対し、「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」に、老人福祉法や知的障害者福祉法、精神保健福祉法を根拠として、市町村長が後見等開始の審判請求を行うことです。

#### 市民後見人

専門職や社協以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や後見関連団体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所から選任された当該成年後見人等のことです。

#### 障がい者基幹相談支援センター

地域における障がい者の相談支援を担う中心的機関のことです。基本的な役割として、①総合的・専門な相談支援、②地域の相談支援体制の強化の取り組み、③権利擁護・虐待の防止、④障がい者自立支援協議会への参画が挙げられます。

## 身上保護

援助者が本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退に係る手続きなどを行うことです。

## スクリーニング

対象者が置かれている状況を把握し、問題の困難さ・複雑さ・緊急性を分類することです。

## 「た」行

### 地域福祉計画

住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民、福祉サービスを提供する事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域で福祉活動を行う者をはじめとする地域の関係団体の参加を得て、地域の生活課題を、それに対応する必要なサービスの内容・量や、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする計画のことです。

### 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や支援の体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、地域包括ケア実現に向けた中心的機関のことです。

## 「な」行

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことです。

## 「は」行

### 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の支援を行うことです。

### 法テラス（日本司法支援センター）

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」のことです。借金、離婚、相続その他各種法的な問題解決への道案内のため、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務などを行っています。

## パブリックコメント

市が基本的な計画等を策定する際に、事前にその案の内容および関連資料を公表して、市民等からの意見を募集し、それを政策に反映させるとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。

## 「ま」行

### 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、地域住民の生活状況の把握、要援護者の相談援助、関係行政機関への協力など広範囲な職務を行うほか、「児童福祉法」による児童委員を兼務します。





## 第4期高砂市地域福祉計画 高砂市成年後見制度利用促進基本計画

発行：令和5年3月

編集・発行：高砂市 福祉部 人権福祉室 地域福祉課  
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話：079-441-9006 FAX：079-443-3144

メール：tact2520@city.takasago.lg.jp

